六法全書 令和四年版
有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日（令和四年一月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまいます。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和四年四月二日から令和五年三月三一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和五年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和四年三月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和四・六・二三までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつことになります。

令和四年三月一日

有斐閣六法編集室

凡例

〈内容現在〉令和四年三月一日

〈掲載内容〉六法全書令和四年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。

〈施行期日の範囲〉令和四年四月二日から令和五年三月三一日まで（令和五年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した。）

〈掲載の原則〉該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〈改正法一覧〉各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〈施行日決定一覧〉六法全書基準日（令和四年一月一日）から同年三月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覧で掲げた。

施行日決定一覧

法令名	施行期日	施行期日を定めた法令
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二法三三）附則第一条	令和四・二・一八政四一	令和四・二・一八政四一
取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三法三二）附則第一条	令和四・五・一	令和四・二・二四政四八
良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三法四九）附則第一条第四号	令和四・二・一	令和四・一・一九政二六
教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三法五七）附則第一条	令和四・四・一	令和四・一・一九政三三
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三法六〇）附則第一項	令和四・四・一	令和四・一・一九政二四
特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三法七四）附則第一条	令和四・一・一九	令和四・一・一八政二〇
少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則（令和三最高裁規三）附則但書	令和四・一一・一（令和三法三施行日）	令和四・二・一八政四一

目次

公法

○裁判所法（昭和二三法五九）……四
○検察庁法（昭和二三法六一）……四
○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成一六法一二一）……四
○弁護士法（昭和二四法二〇五）……五
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六一法六六）……五
○総合法律支援法（平成一六法七四）……一一
○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成一四法一三九）……一二
○司法試験法（昭和二四法一四〇）……一二
○司法試験法施行規則（平成一七法務八四）……一三
○司法書士法（昭和二五法一九七）……一三
○内閣法（昭和二一法五）……一三
○用語の定義（昭和二四人規一―二）……一四
○職員の任免（平成二一人規八―一二）……一四
○職員の身分保障（昭和二七人規一―四）……一四
○地方自治法（昭和二二法六七）……一五
○住民基本台帳法（昭和四二法八一）……一五
○行政書士法（昭和二六法四）……一五
○国有財産法（昭和二三法七三）……一五
○国税通則法（昭和三七法六六）……一六
○国税徴収法（昭和三四法一四七）……一六
○国税徴収法施行令（昭和二四政三二九）……一六
○所得税法（昭和四〇法三三）……一六
○所得税法施行令（昭和四〇政九六）……一七
○法人税法（昭和四〇法三四）……一八
○法人税法施行令（昭和四〇政九七）……一九
○消費税法施行令（昭和六三政三六〇）……一九
○印紙税法（昭和四二法三三）……一九
○登録免許税法（昭和四二法三五）……二〇
○租税特別措置法（昭和三二法二六）……二一
○税理士法（昭和二六法二三七）……二一
○地方税法（昭和二五法二二六）……二二
○道路交通法（昭和三五法一〇五）……二三
○道路交通法施行令（昭和三五政二七〇）……二六
○自衛隊法（昭和二九法一六五）……三〇
○土地家屋調査士法（昭和二五法二二八）……三〇
○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四八法一〇五）……三〇
○公害紛争処理法（昭和四五法一〇八）……三一
○いじめ防止対策推進法（平成二五法七一）……三一
○宗教法人法（昭和二六法一二六）……三一

民事法

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成一八法四八）……三一
○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成一八法四九）……三三
○不動産登記法（平成一六法一二三）……三三
○借地借家法（平成三法九〇）……三三
○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二五法六一）……三三
○信託法（平成一八法一〇八）……三四
○戸籍法（昭和二二法二二四）……三四
○外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三一法一四）……三四
○会社法（平成一七法八六）……三五
○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一七法八七）……三六
○会社法施行規則（平成一八法務一二）……三七
○会社計算規則（平成一八法務一三）……三七
○社債、株式等の振替に関する法律（平成一三法七五）……三七
○商業登記法（昭和三八法一二五）……三八
○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五〇法九四）……三九
○会社更生法（平成一四法一五四）……三九

刑事法

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成一一法一三六）……四〇
○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成一八法八七）……四〇
○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九法二二）……四〇
○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二六法一二六）……四〇
○刑事訴訟法（昭和二三法一三一）……四一
○刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令（平成三〇政五一）……四一
○少年審判規則（昭和二三最高規三三）……四一
○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成一七法五〇）……四二
○少年院法（平成二六法五八）……四二
○少年鑑別所法（平成二六法五九）……四二

社会法

○公益通報者保護法（平成一六法一二二）……四三
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三法七六）……四四
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三労二五）……四六
○中小企業退職金共済法（昭和三四法一六〇）……四七
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四四法八四）……四七
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六〇法八八）……四七
○雇用保険法（昭和四九法一一六）……四八
○厚生年金保険法（昭和二九法一一五）……四九
○確定給付企業年金法（平成一三法五〇）……五〇
○確定拠出年金法（平成一三法八八）……五一
○健康保険法（大正一一法七〇）……五二
○社会保険労務士法（昭和四三法八九）……五三
○児童手当法（昭和四六法七三）……五三
○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五七法八〇）……五四
○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成一三法二六）……五四
○医療法（昭和二三法二〇五）……五四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三五法一四五）……五五

産業法

○有限責任事業組合契約に関する法律（平成一七法四〇）……五六
○投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成一〇法九〇）……五六
○中小企業における経営の承継の円滑化

に関する法律（平成二〇法三三）……五七
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二五法九六）……五七
○特定商取引に関する法律（昭和五一法五七）……五七
○特定商取引に関する法律施行令（昭和五一政二九五）……六二
○預託等取引に関する法律（昭和六一法六二）……六二
○消費生活協同組合法（昭和三三法一〇〇）……六三
○銀行法（昭和五六法五九）……六四
○保険業法（平成七法一〇五）……六五
○貸金業法（昭和五八法三二）……六六
○金融商品取引法（昭和二三法二五）……六六
○金融商品取引法施行令（昭和四〇政三二）……六八
○金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二八大七五）……六八
○公認会計士法（昭和二三法一〇三）……六八
○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二六法一九八）……六八
○資産の流動化に関する法律（平成一〇法一〇五）……六九
○金融サービスの提供に関する法律（平成一二法一〇一）……六九
○輸出入取引法（昭和二七法二九九）……七〇
○商品先物取引法（昭和二五法二三九）……七〇
○宅地建物取引業法（昭和二七法一七六）……七一
○農業協同組合法（昭和二二法一三二）……七一
○航空法（昭和二七法二三一）……七二
○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成一三法一三七）……七四
○意匠法（昭和三四法一二五）……七五
○商標法（昭和三四法一二七）……七五
○弁理士法（平成一二法四九）……七五
○著作権法（昭和四五法四八）……七五

有効な改正前規定（裁判所法　検察庁法　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律）

○裁判所法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六**法四四**）本則五条（令和四・一〇・一施行）

第六六条（**採用**）①　司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

②　（略）

○検察庁法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六**法四四**）附則五条（令和四・一〇・一施行）

第一八条（**二級検察官の任命資格**）①　（略）

②　（往書略）

一　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条第一項の試験に合格した者

二　（略）

③　（略）

○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則二五条（令和四・一一・一施行）

（**弁護士職務経験**）

第二条①　最高裁判所は、判事補が経験多様化の一環として一定期間弁護士となってその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該判事補の同意（第三項に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該判事補が弁護士となってその職務を行うものとすることができる。

②③　（略）

④　法務大臣は、検事が経験多様化の一環として一定期間弁護士となってその職務を経験することの必要性、これに伴う事務の支障その他の事情を勘案して、相当と認めるときは、当該検事の同意（第六項に規定する事項に係る同意を含む。）を得て、第七項に規定する雇用契約を締結しようとする弁護士法人又は弁護士との間の取決めに基づき、期間を定めて、当該検事に弁護士となってその職務を行わせることができる。

⑤⑥　（略）

⑦　第一項又は第四項の取決めにおいては、第三項又は前項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命されて第一項又は第四項の規定により弁護士となってその職務を行う者（以下「弁護士職務従事職員」という。）と弁護士職務従事職員を雇用する弁護士法人又は弁護士（以下「受入先弁護士法人等」という。）との間の雇用契約（第四条第二項ただし書に規定する承認に係る事項の定めを含む。）の締結、当該受入先弁護士法人等における勤務条件、第一項又は第四項の規定により弁護士となってその職務を行う期間（以下「弁護士職務従事期間」という。）、これらの規定により弁護士となってその職務を経験すること（以下「弁護士職務経験」という。）の終了に関する事項その他これらの規定により弁護士となってその職務を行うものとし又は行わせる場合に当たって合意しておくべきものとして判事補については最高裁判所規則で、検事については法務省令で定める事項を定めるものとする。

⑧　（略）

（**弁護士の業務への従事**）

第四条①　（略）

②　弁護士職務従事職員は、前項の規定により従事する弁護士の業務のうち当事者その他関係人から依頼を受けて行う事務については、当該受入先弁護士法人等が弁護士法人である場合にあっては当該弁護士法人が当事者その他関係人から委託を受けた事務を行い、当該受入先弁護士法人等が弁護士である場合にあっては当該弁護士と共同して当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うものとする。ただし、当該受入先弁護士法人等が個別に承認した事務について、単独で当事者その他関係人から依頼を受けてその事務を行うことができる。

○弁護士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則三条（令和四・九・一施行）
・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則六条（令和四・一・一施行）

（職務を行いい得ない事件）

第三五条（柱書略）

一―五（略）

六　弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十号）第三条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人をいう。以下この条において同じ。）の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受け賛助し、又はその依頼を承諾した事件であつて、自らこれに関与したもの

七　弁護士法人の社員若しくは使用人である弁護士又は外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士としてその業務に従事していた期間内に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであつて、自らこれに関与したもの

八　弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が相手方から受任している事件

九　弁護士法人の社員若しくは使用人又は外国法事務弁護士法人の使用人である場合に、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士法人が受任している事件（当該弁護士自ら関与しているものに限る。）の相手方からの依頼による他の事件

（社員の資格）

第三〇条の四（略）

②（柱書略）

一・二（略）

三（改正により追加）

（他の弁護士法人への加入の禁止等）

第三〇条の九①　弁護士法人の社員は、他の弁護士法人の社員となつてはならない。

②③（略）

（解散）

第三〇条の二三①（柱書略）

一・二（略）

三　他の弁護士法人との合併

四―七（略）

②（略）

（弁護士法人の入会及び退会）

第三六条の二①（略）

②　弁護士法人は、所属弁護士会の地域外に法律事務所を設け、又は移転したときは、法律事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人が定款に記載した弁護士会）の会員となる。

③　弁護士法人は、その法律事務所の移転又は廃止により、所属弁護士会の地域内に法律事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該弁護士会を退会するものとする。

④―⑦（略）

（懲戒事由及び懲戒権者）

第五六条①　弁護士及び外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士にあつては、この法律（外国法事務弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）又は所属弁護士会しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所属弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

②③（略）

○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）本則二条（令和四・一・一施行）

注　令和二法三三第二条による改正が施行される前の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法を次に掲げる。

題名
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるみちを開き、かつ、その法律事務の取扱いが弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講ずることにより、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　弁護士　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士をいう。

一の二　弁護士法人　弁護士法の規定による弁護士法人をいう。

二　外国弁護士　外国（法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう。

三　外国法事務弁護士　第七条の規定による承認を受け、かつ、第二十四条の規定による名簿への登録を受けた者をいう。

三の二　外国法事務弁護士法人　外国法に関する法律事務（外国において効力を有し、又は有したと法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。第五十条の五第一項において同じ。）を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいう。

四　原資格国　第七条の規定による承認を受けた者がその承認の基礎となつた外国弁護士となる資格を取得した外国をいう。

五　原資格国法　原資格国において効力を有し、又は有した法をいう。

六　原資格国に関する法律事務　原資格国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

七　特定外国以外の特定の外国　原資格国以外の特定の外国をいう。

八　特定外国法　特定外国において効力を有し、又は有した法をいう。

九　指定法　第七条の規定による承認を受けた者が第十六条第一項の規定による指定を受けた特定外国法をいう。

十　指定法に関する法律事務　指定法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

十一　国際仲裁事件　民事に関する仲裁事件であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有するものを含む。）

ロ　仲裁廷で仲裁判断において準拠すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

ハ　外国の仲裁地とするもの

十一の二　国際調停事件　民事に関する調停事件

十二　当事者の全部が法人その他の社団若しくは財団又は事業として若しくは事業のために当該民事上の契約若しくは取引の当事者となる個人であるものに関する紛争に係る事件に限る。）

イ　当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるもの（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして法務省令で定める者が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有するものを含む。）

ロ　当該紛争に係る民事上の契約又は取引によつて生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるもの

十二の二　日本弁護士連合会　弁護士法の規定による日本弁護士連

有効な改正前規定（弁護士法　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律）

合会をいう。

十三　弁護士会　弁護士法の規定による弁護士会をいう。

十四　国内　この法律の施行地をいう。

十五　外国法共同事業　外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であつて、法律事務を行うことを目的とするものをいう。

第二章　外国法事務弁護士の職務

（職務）

第三条①　外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

一　国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成

二　刑事事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三　原資格国以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

四　外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達

五　民事執行法（昭和五十四年法律第四四号）第二三条第五号に掲げる文書の作成

六　国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。）の作成

②　外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

一　国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成

二　親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものに関する法律事件の代理及び文書の作成

三　国内に所在する財産で国内に居住するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものに関する遺産の管理、遺産の分割、遺言の執行その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

（職務外の法律事務の取扱いの禁止）

第四条　外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

（指定法に関する法律事務）

第五条①　外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

②　第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により指定法に関する法律事務を行う場合について準用する。

（指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務）

第五条の二①　外国法事務弁護士は、第四条の規定にかかわらず、次に掲げる者の書面による助言を受けるときは、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務（当該特定外国がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。以下「特定外国法に関する法律事務」という。）を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

一　当該特定外国法に係る特定外国における特定外国弁護士（外国法事務弁護士を除く。）であつて特定外国弁護士となる資格を基礎として当該特定外国法に関する律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されて外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行つている者を除く。）

二　外国法事務弁護士であつてその原資格国法又は指定法が当該特定外国法である者

三　外国法事務弁護士法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である者に限る。）

②　第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により当該特定外国法に関する法律事務を行う場合について準用する。

（国際仲裁手続等又は国際調停手続の代理）

第五条の三　外国法事務弁護士は、第三条の規定にかかわらず、次に掲げる手続について代理を行うことができる。

一　国際仲裁手続（当該手続の進行に仲裁人が試み、又は当事者間で行われ和解の手続を含む。）及び当該国際仲裁事件に係る仲裁合意（当事者が当該国際仲裁事件に係る仲裁合意を含む。）及び当該国際仲裁事件の手続（あつせんの手続を含み、民間事業者によつて実施されるものに限る。）（以下「国際仲裁事件の手続等」という。）

二　国際調停事件の手続（民間事業者によつて実施されるものに限る。以下同じ。）

（弁護士法の準用等）

第六条①　弁護士法第一条及び第二条の規定は、外国法事務弁護士について準用する。

②　弁護士法第七十二条の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第三章　外国法事務弁護士となる資格

第一節　法務大臣による承認

（外国法事務弁護士となる資格）

第七条　外国法事務弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。

（欠格事由）

第八条　弁護士法第七条の規定は、外国法事務弁護士となる資格について準用する。

（承認の申請）

第九条①　第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「原資格国」という。）の名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

②　前項の承認申請書には、外国弁護士となる資格を取得したことを証する書類、次条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

③　承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（承認の基準）

第一〇条①　法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものであるときでなければ、承認をすることができない。

一　外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後三年以上資格取得国において外国弁護士として職務を行つた経験（資格取得国における外国弁護士が資格取得以外の外国において外国弁護士となる資格を基礎として資格取得国の外法に関する法律事務を行う業務に従事した経験を含む。）を有すること。

二　次に掲げる者でないこと。

イ　禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者

ロ　弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者

ハ　弁護士法第七条第三号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

ニ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と外国の法令上同様に取扱われている者

三　誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有するとともに、依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

②　前項第一号の規定の資格取得に当たつては、外国弁護士となる資格を有する者が外国の資格を取得した後に国内において弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、当該外国法事務弁護士法人に雇用されたことがある者は外国法事務弁護士法人、当該外国法事務弁護士又は当該外国法事務弁護士法人に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行つた労務の提供は、通算して二年を限度として資格取得国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

③　法務大臣は、承認申請者が第一項各号に掲げる基準に適合するものであるときでなければ、次の各号のいずれかに掲げる事情があるときでなければ、承認をすることができない。

一　弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国において同様の資格による取扱いが行われていること。

二　弁護士となる資格を有する者に対し第一項第一号の外国において同様の資格による取扱いが行われていること。

④　法務大臣は、承認をするに当たつては、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない。

（承認の告示等）

第一一条①　法務大臣は、承認をしたときは、遅滞なく、その旨を外国弁護士となる資格を有する者の氏名、当該外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国（次条において「原資格国」という。）の名、当該外国弁護士の名称その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

②　前項の承認申請書には、外国弁護士となる資格を取得したことを証する書類、次条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

③　承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（承認の失効）

第一二条　承認を受けた者が、前条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に、又は第二十九条の規定により登録の取消しを受けた日の翌日から起算して六箇月以内に、第二十五条第一項の規定による請求をしなかつたときは、その承認は、その効力を失う。

（報告等）

第一三条①　法務大臣は、承認を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十条第一項各号に掲げる基準に適合していることに係る事項又は外国弁護士となる資格を有する者に対する原資格国における取扱いに関する事項に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

②　法務大臣は、承認に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（承認の取消し）

第一四条①　法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消さなければならない。

一　原資格国における外国弁護士となる資格を失つたとき。

二　第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

三　第二十六条の規定により登録が拒絶されたとき。

四　第三十条第一項の規定により登録が取り消されたとき。

②　法務大臣は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消すことができる。

一　第九条第一項の承認申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二　第十条第一項第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三　業務又は財産の状況が著しく悪化し、これによつて依頼者が損害を受けるおそれがある場合において、その損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。

四　第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項について、前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

③　法務大臣は、承認後に次の各号のいずれかに掲げる事情が生じているときは、当該各号に規定する外国を原資格国として承認を受けた者に対し、その承認を取り消すことができる。

一　弁護士となる資格を有する者に対し外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われないなり、そのことを理由に承認を取り消すことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとならないこと。

二　弁護士となる資格を有する者に対し引き続き外国において二つ以上の法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われていない場合においては、そのことを理由に承認を取り消すことが条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとならなくなつたこと。

④　第十条第四項及び第十一条の規定は、前三項の規定による承認の取消しについて準用する。

第五条　削除

第二節　特定外国法の指定

（指定）

第六条①　法務大臣は、承認を受けた者が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するときは、その者に対し、特定外国法を指定することができる。

一　特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること。

二　特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて五年以上の実務経験を有する者であること。

②　第十条第四項及び第十一条の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（指定の申請）

第七条①　承認を受けた者が前条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとするときは、指定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

②　前項の指定申請書には、前条第一項各号に掲げる条件の一に該当することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

③　指定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（指定の失効）

第八条　承認がその効力を失い、又は取り消されたときは、指定は、その効力を失う。指定を受けた者が第十六条第二項において準用する第十一条第一項の規定による告示の日の翌日からを起算して六箇月以内に第三十三条第一項の規定による請求をしなかつたときも、同様とする。

（報告等）

第九条①　法務大臣は、指定を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十六条第一項各号に掲げる条件に係る事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

②　第十三条第二項の規定は、指定に関する事務の処理について準用する。

（指定の取消し）

第一〇条　法務大臣は、指定を受けた者が第十六条第一項第一号の資格を失つたときは、その指定を取り消さなければならない。

②　法務大臣は、指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消すことができる。

一　第十七条第一項の指定申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二　前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

③　第十条第四項及び第十一条の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

第四章　外国法事務弁護士の登録及び業務

第一節　総則

（弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等）

第一一条　弁護士法第三十一条第一項、第四十一条及び第四十二条第二項（同法第五十条において準用する場合を含む。）並びに同法第四十五条第二項、第四十八条及び第四十九条の規定の適用については、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び弁護士法人とみなす。

（弁護士会の会則の記載事項の特則）

第一二条　弁護士会の会則には、弁護士法第三十三条第二項各号に掲げるものほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する弁護士法第三十三条第二項第三号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

二　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の綱紀保持に関する規定

三　官公署その他に対する外国法事務弁護士の推薦に関する規定

四　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の職務に関する紛議の調停に関する規定

五　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒の請求に関する規定

六　外国法事務弁護士の営利業務の届出及び営利業務従事外国法事務弁護士名簿に関する規定

七　その他外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する必要な規定

（日本弁護士連合会会則の記載事項の特則）

第一三条　日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六条第二項各号に掲げるものほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　前条第一号から第三号までに掲げる事項

二　外国法事務弁護士名簿の登録、登録換え及び登録の取消しに関する規定

三　外国法事務弁護士登録審査会に関する規定

四　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒、外国法事務弁護士懲戒委員会並びに外国法事務弁護士綱紀委員会に関する規定

五　その他外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に関する必要な規定

第二節　外国法事務弁護士の登録

第一款　外国法事務弁護士名簿

（登録）

第一四条①　外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格国の国名、国内の住所、事務所、所属弁護士会その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

②　外国法事務弁護士名簿の登録は、日本弁護士連合会が行う。

（登録の請求等）

第一五条①　前条の規定による登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、入会しようとする弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録請求書を提出しなければならない。

②　前項の登録請求書には、次に掲げる事項を記載し、外国法事務弁護士となる資格を有することを証する書類その他の日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一　登録を受ける年月日

二　承認を受けた年月日

三　外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機関によるその職務歴に関する評価

③　第一項の登録請求書には、日本弁護士連合会の会則で定める事項

④　前項の弁護士会は、日本弁護士連合会に対し、第一項の規定による登録の請求（以下「登録請求」という。）について意見を述べることができる。

（登録の拒絶）

第一六条　日本弁護士連合会は、登録請求をした者が、弁護士若しくは日本弁護士連合会の秩序を害するおそれがあるとき、若しくは信用を失うおそれがあるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。

一　心身に故障があるとき。

二　第八条に規定する外国弁護士法第七条第二号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

（登録に関する通知）

第一七条　日本弁護士連合会は、登録請求を受けた場合において、登録を拒絶したときはその旨を、登録を拒絶したときはその理由を当該登録請求をした者及びこれを進達した弁護士会並びに法務大臣に書面により通知しなければならない。

（登録換えの請求等）

第一八条①　外国法事務弁護士は、所属弁護士会を変更しようとするときは、新たに入会しようとする弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録換え請求書を提出しなければならない。

②　外国法事務弁護士は、前項の規定による登録換えの請求（以下「登録換え請求」という。）をするときは、所属弁護士会にその旨を届け出なければならない。ただし、第二五条第一項及び第四項並びに前二条の規定による登録の取消しの請求について準用する。

③　第二十五条第三項及び第四項の規定は、登録換え請求について準用する。

（登録の取消しの請求）

第一九条　弁護士会は、その業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録の取消しを請求しなければならない。

（登録の取消し）

第二〇条①　日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一　第八条において準用する外国弁護士法第七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二　前条の規定により登録の取消しを請求したとき。

三　第二十六条第一項第一号若しくは第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

四　第十四条第一項第一号若しくは第二項各号のいずれかに該当することにより、又は同条第三項の規定により承認が取り消されたとき。

五　死亡したとき。

②　日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士が、第二十六条各号に掲げる事項について虚偽の申告をしていたとき、若しくは心身の故障により外国法事務弁護士の職務を行わせることができない状態にあるとき、又は第四十八条の規定に違反した行為をしたときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を取り消すことができる。

有効な改正前規定（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律）

③ 日本弁護士連合会は、第一項第一号から第四号まで又は前項の規定による登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該外国法事務弁護士及び従前の所属弁護士会並びに法務大臣に書面により通知しなければならない。

第三一条（**登録の取消事由の報告**） 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士に登録の取消事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、速やかに、その旨を報告しなければならない。

第三二条（**登録等の公告**） 日本弁護士連合会は、登録、登録換え及び登録の取消しをしたときは、速やかに、その旨を官報で公告しなければならない。

（**指定法の付記の請求**）

第三三条 ① 外国法事務弁護士は、登録に指定法の付記を受けようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に対し、指定法付記請求書を提出しなければならない。

② 前項の指定法付記請求書には、日本弁護士連合会の会則で定める事項を記載し、指定を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

③ 第二十五条第三項の規定は、第一項の指定法付記請求書の進達について準用する。

（**指定法の付記**）

第三四条 ① 日本弁護士連合会は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに、当該外国法事務弁護士の登録に当該指定法を付記しなければならない。

② 第二十七条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

（**指定法の付記の抹消**）

第三五条 日本弁護士連合会は、指定が取り消されたときは、当該指定法の付記を抹消しなければならない。

（**指定法の付記等の公告**）

第三六条 第三三条の規定は、指定法の付記及びその付記の抹消について準用する。

第二款　外国法事務弁護士登録審査会

（**設置**）

第三七条 ① 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士登録審査会を置く。

② 外国法事務弁護士登録審査会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士の登録請求、登録換え請求、第二十九条の規定による登録の取消しの請求及び第三十条第一項の規定による登録の取消しに関して必要な審査を行うものとする。

（**組織**）

第三八条 ① 外国法事務弁護士登録審査会は、会長及び委員十三人をもつて組織する。

② 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

③ 委員のうち、八人は弁護士の中から、三人は裁判官、検察官及び学識経験者の中からそれぞれ一人ずつ、二人は政府職員の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。

④ 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

⑤ 第三項及び第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。

⑥ 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士登録審査会の委員及び予備委員について準用する。

⑦ 弁護士法第五十五条の規定は外国法事務弁護士登録審査会の会長について準用する。

（**審査手続**）

第三九条 ① 弁護士法第五十五条第一項の規定は、外国法事務弁護士登録審査会の審査手続について準用する。

② 外国法事務弁護士登録審査会は、登録請求若しくは登録換え請求の拒絶又は第三十条第一項の規定による登録の取消しを可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、かつ、これに関し陳述及び資料の提出をする機会を与えなければならない。

第三款　弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会

（**弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会**）

第四〇条 ① 登録を受けた者は、当該登録の時に、当該弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ入会したものとする。

② 登録換えを受けた者は、当該登録換えの時に、当該弁護士会に入会するものとし、これによつて従前の所属弁護士会を退会するものとする。

③ 第二十九条の規定により請求により登録の取消しを受けた者は、その取消しの時に、所属弁護士会及び日本弁護士連合会を退会するものとする。

第四一条 ① 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した外国法事務弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会に入会するものとする。

② 第二十八条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

（**会則を守る義務**）

第四二条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定を守らなければならない。

（**外国法事務弁護士の議決権**）

第四三条 外国法事務弁護士は、所属弁護士会又は日本弁護士連合会が、第二十二条各号又は第二十三条各号に掲げる事項についての会則の制定又は改廃を審議すべき総会を招集するときは、その総会に出席し、意見を述べ、及び議決に加わることができる。

第三節　外国法事務弁護士の権利及び義務

（**外国法事務弁護士の資格の表示**）

第四四条 外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称を用い、かつ、その名称に原資格国の国名を付加しなければならない。

（**外国法事務弁護士の事務所**）

第四五条 ① 外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。

② 外国法事務弁護士の事務所の名称には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の業務に自己が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。

一　外国法事務弁護士が名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が名称を用いている外国法事務弁護士法人と事務所を共にするとき。

二　既に当該所属業体の名称を用いている外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人において、その外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人と事務所を共にするとき。

③ 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に属し用されているときは、その外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の事務所の名称を使用することができる。

④ 外国法事務弁護士事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

⑤ 外国法事務弁護士は、いかなる名義をもつてしても、国内に二個以上の事務所を設けることができない。

（**原資格国法及び指定法の表示**）

第四六条 ① 外国法事務弁護士は、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、その事務所内の公衆の見やすい場所に、原資格国法及び指定法を表示する標識を掲示しなければならない。

② 前項の規定による表示のほか、原資格国法及び指定法の表示に関し必要な事項は、日本弁護士連合会の会則で定める。

（**外国弁護士の名称の使用**）

第四七条 ① 外国法事務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法事務弁護士の名称及び原資格国の国名に付加する場合に限り、原資格国における外国弁護士の名称を用いることができる。

② 外国法事務弁護士は、第四十五条第一項ただし書の規定により事務所の名称中に用いることができる場合のほか、業務を行うに際しては、同項第二号に掲げる場合において自己の名又は事務所の名称に付加するときに限り、所属事業体の名称を用いることができる。

（**在留義務**）

第四八条 ① 外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上本邦に在留しなければならない。

② 外国法事務弁護士が、自己又は親族の傷病その他のやむを得ない事情に基づき、出国し、引き続き本邦外の地域に在た場合においては、その本邦外に在留した期間とみなす。

③ 前項の規定の適用については、本邦に在留した期間は、前項の規定の適用に関しなければならない。

（**権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等**）

第四九条 ① 外国法事務弁護士があつて弁護士又は外国法事務弁護士である者を雇用する場合には、自己が第二条及び第五条から第五条の三までに規定する業務の範囲を超える法律事務（以下「権限外法律事務」という。）の取扱いについて、その雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。

② 前項の規定に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士が権限外法律事務を行うことに関与した弁護士又は外国法事務弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従つたものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れることができない。

③ 外国法事務弁護士があつて弁護士又は外国法事務弁護士を雇用するものは、第一項に規定する行為をしないように、その雇用する弁護士又はその外国法事務弁護士の権限外法律事務に当たるものの取扱いについて、不当な関与をしてはならない。

（**外国法共同事業における不当関与の禁止**）

第四九条の二 ① 外国法事務弁護士は、当該外国法共同事業を営むに際しては、あらかじめ、次に掲げる事項その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一　当該雇用に係る弁護士の氏名及び事務所

二　当該外国法共同事業に係る弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲

② 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法共同事業に係る弁護士に当該届出に係る事項を日本弁護士連合会の会則で定めるもの等を付記しなければならない。

③ 弁護士連合会は、前項の規定による付記をしたときは、当該届出に係る事項のうち、外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該届出に係る事項のうち、当該外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該届出に係る事項のうち、当該外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該届出に係る事項のうち、当該外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該届出に係る事項のうち、当該外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該届出に係る事項のうち、当該外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該届出に係る事項のうち、当該外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該届出に係る事項のうち、当該外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合において、日本弁護士連合会は、当該届出に係る事項のうち、当該外国法事務弁護士の氏名又は名称及び事務所並びに当

④　日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、第一項の規定による外国法事務弁護士の登録に付記された事項の変更をしなければならない。

⑤　第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、弁護士を雇用することなく外国法事務弁護士を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。

⑥　日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項を抹消しなければならない。

⑦　日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事務所の所属弁護士の所属弁護士会及び当該雇用若しくは外国法事務弁護士の所属弁護士又は当該外国法共同事業に係る弁護士法人の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

（外国法共同事業の表示）

第四九条の四　前条第一項の規定により外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士は、次条の規定によりその事務所の名称中に「外国法共同事業」の文字を使用する場合を除き、その事務所の名称に、外国法共同事業を営む旨及び当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を付加しなければならない。

（外国法共同事業に係る事務所の名称の特例）

第四九条の五　当該外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と事務所（弁護士法人については、その主たる事務所に限る。以下この条において同じ。）を共にしし、かつ、当該外国法共同事業において行う法律事務の範囲に制限を設けていない場合であつて、その弁護士又は弁護士法人の事務所の名称中に、外国法共同事業の文字があるときは、第四十五条第一項の規定にかかわらず、これと同一の名称を使用することができる。

（弁護士法の準用等）

第五〇条①　弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第二十五条第六項中「弁護士法人」とあるのは「外国法事務弁護士法人」と、同法第三十条の二第一項に規定する法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」とあるのは「弁護士法人（第三十条の二第一項に規定する外国法事務弁護士法人を含む。）」と、同条第四号から第六号まで中「弁護士法人」とあるのは「外国法事務弁護士法人」と、外国法事務弁護士法人の社員」と、外国法事務弁護士法人の規定中「弁護士法人使用人」とあるのは「弁護士法人の使用人」と、同法第二十四条第二項及び第四項中「営利業務従事外国法事務弁護士名簿」とあるのは「外国法事務弁護士名簿」と読み替えるものとする。

②　外国法事務弁護士は、第七十四条第二項の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第五章　外国法事務弁護士法人

（設立）

第五〇条の二　外国法事務弁護士は、この章の定めるところにより、外国法事務弁護士法人を設立することができる。

（名称）

第五〇条の三　外国法事務弁護士法人は、その名称中に外国法事務弁護士法人という文字を使用しなければならない。

（社員の資格）

第五〇条の四①　外国法事務弁護士法人の社員は、外国法事務弁護士でなければならない。

②　次に掲げる者は、社員となることができない。

一　第五十一条の規定により業務の停止の懲戒を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二　第五十一条の規定により外国法事務弁護士法人が除名され、又は外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合において、その処分を受けた日以前三十日内にその社員であつた者でその処分を受けた日から三年、外国法事務弁護士法人の業務の停止の懲戒を受けた場合にあつては、当該業務の停止の期間を経過しないもの

（業務の範囲）

第五〇条の五①　外国法事務弁護士法人は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、外国法に関する法律事務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき外国法事務弁護士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、次に掲げる業務を行うことは、この限りでない。

一　第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務

二　国内において効力を有し、又は有したことのある外国における権力を有し、又は有した法（外国において効力を有し、又は有した法に含まれる条約その他の国際法を除く。）の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

②　外国法事務弁護士法人は、前項に規定するものほか、国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理を行うことができる。

（設立の手続）

第五〇条の六①　外国法事務弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする外国法事務弁護士が、定款を定めなければならない。

②　弁護士法第三十条の八第一項及び第三項の規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同第三号中「住所」とあるのは「事務所」と、同項第五号中「法律事務所」とあるのは「外国弁護士法による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第五号に規定する原資格国法」同条第九号に規定する指定法」と読み替えるものとする。

（弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会）

第五〇条の七①　外国法事務弁護士法人は、その成立の時に、主たる事務所が所在する地域の弁護士会（二個以上の弁護士会があるときは、当該外国法事務弁護士法人が定款に記載した弁護士会）及び日本弁護士連合会に当然に入会するものとする。

②　第四十一条第一項及び弁護士法第三十六条の二第二項から第七項までの規定は、外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、同条第二項から第四項までの規定中「法律事務所」とあるのは「外国法事務弁護士法人の主たる事務所」と、同条第二項中「の会員となる」とあるのは「に入会するものとする」と読み替えるものとする。

（業務の執行）

第五〇条の八①　外国法事務弁護士法人の社員は、定款で業務を執行しないものとされた場合を除き、次に掲げる業務を執行する。

一　当該社員の原資格国法に関する法律事務（第三条第一項各号に掲げる法律事務を除く。）

二　国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の手続についての代理

②　業務を執行する社員は、前項に規定するものほか、指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

③　業務を執行する社員は、前二項に規定するものほか、第五条第二項各号に掲げる者の書面による助言を受けたときは、特定外国法に関する法律事務について業務を執行することができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに当該特定外国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

④　前項の規定により執行することのできる業務であつても、第三条第三項各号に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

（社員の資格の表示）

第五〇条の九　外国法事務弁護士法人は、社員が業務を執行するに際し、当該社員に、外国法事務弁護士の名称を用いさせ、かつ、その名称に原資格国の国名を付加させなければならない。

（事務所）

第五〇条の一〇①　外国法事務弁護士法人は、その事務所の名称中に当該外国法事務弁護士法人の名称を用いなければならない。

②　第四十五条第一項及び第四項の規定は、外国法事務弁護士法人の事務所について、第四十九条の四の規定は外国法事務弁護士法人及びその事務所について、第四十九条の五の規定は外国法事務弁護士法人について準用する。この場合において、第四十五条第二項たただし書中「原資格国」とあるのは「社員の原資格国」と、「自己」とあるのは「当該社員」と、第四十九条の五中「外国法事務弁護士」とあるのは「外国法事務弁護士法人」と、「弁護士法人」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人」と、「事務所」とあるのは「法人の主たる事務所」と、「弁護士法人の社員」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の社員」と、「弁護士法人の規定中「弁護士法人使用人」とあるのは「弁護士法人の使用人」と、「弁護士法人」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人」と、「事務所」とあるのは「法人の主たる事務所」と、「弁護士法人の社員」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務弁護士法人の社員」と、「弁護士法人の規定中「弁護士法人使用人」とあるのは「弁護士法人又は外国法事務

有効な改正前規定（外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律）

十まで及び第三十条の二十二から第三十条の三十までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。この場合において、同法第二十条、第三十条の九、第三十条の二十七本文、第三十条の二十八の三及び第三十条の二十七第一項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同法第三十条の二十八第四号中「社員若しくは使用人である弁護士又は使用人である外国法事務弁護士（以下「社員等」という。）」とあるのは「社員若しくは使用人である外国法事務弁護士又は使用人である弁護士」と、同法第三十条の二十二第五項中「第十一条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二十九条」と、同条第六号中「第五十七条第一項第二号」とあるのは「同法第三十条第二項」と、「第十二条第一項」とあるのは「同法第三十条第二項第一号」と、同法第十条の二十三第一項第六号中「第五十六条又は第六十条」とあるのは「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十一条」と、同法第三十条の二十六第一項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士法」と、同法第三十条の二十六第二項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士法」と、同条第三十条の二十六第三項、第五十条の十三第二項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士法」と、同条第三十条の二十六第四項中「弁護士法」とあるのは「外国弁護士法」と、同条第三十条の二十六第五項、第六項、第五十条の十三第二項において準用する弁護士法」とあるのは「外国弁護士法」と読み替えるものとする。

③ 弁護士法第七十二条及び第七十四条第二項の規定は、外国法事務弁護士法には適用しない。

第六章　懲戒

第一節　懲戒の処分

（懲戒事由及び懲戒権者）

第五一条① 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は、この法律（弁護士法人の使用人である外国法事務弁護士にあつては、この法律又は弁護士法又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人に関する規定に違反し、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

② 懲戒は、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士懲戒委員会の議決に基づいて行う。

第五二条① 外国法事務弁護士に対する懲戒は、次の四種とする。

一　戒告
二　二年以内の業務の停止
三　退会命令
四　除名

② 外国法事務弁護士法人に対する懲戒は、次の三種とする。

一　戒告
二　二年以内の外国法事務弁護士法人の業務の停止又はその事務所の業務の停止
三　除名

（懲戒手続）

第五三条① 何人も、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に懲戒の請求をすることができる。

② 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人について、懲戒の事由があると思料するとき、又は前項の請求があつたときは、懲戒の手続に付し、弁護士法第七十条第一項の規定によりその弁護士会に置かれた綱紀委員会に調査をさせることができる。この場合において、その綱紀委員会が当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を懲戒することを相当と認めたときは、その綱紀委員会の調査結果及び意見を添えて日本弁護士連合会に懲戒の事由があると思料するとき、又は第一項の請求があつたときは、懲戒の手続に付し、外国法事務弁護士綱紀委員会にその調査をさせなければならない。ただし、同一の事由について前項の調査がすでに行われているときは、この限りでない。

③ 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士綱紀委員会が前項の調査により外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を懲戒することを相当と認めるとき、又は第一項の請求があつたときは、外国法事務弁護士懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

④ 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士綱紀委員会が前項の調査により外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を懲戒することを相当と認めないとき、又は第一項の請求があつたときは、外国法事務弁護士懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

⑤ 弁護士会の綱紀委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会は、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人、第一項の請求をした者、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

⑥ 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を懲戒するときは、当該外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に懲戒の処分の内容及びその理由を書面により通知しなければならない。

⑦ 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人を懲戒したときは、遅滞なく、懲戒の処分の内容を官報をもつて公告しなければならない。

⑧ 日本弁護士連合会は、第一項若しくは第二項の請求に係る外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を懲戒しないこと又はその外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を懲戒しないこととしたときは、その旨を第一項の請求をした者又は第二項の請求をした弁護士会に通知しなければならない。

（弁護士法の準用）

第五四条 弁護士法第五十七条の二第二項の規定は懲戒を受けた外国法事務弁護士について、同法第六十二条の懲戒は懲戒の手続に付された外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人について、同法第六十三条の規定は外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒の手続について準用する。この場合において、同法第五十条の二第一項並びに第六十二条第六項中「法律事務弁護士」とあるのは「外国法事務弁護士」と、同項及び第六十三条第一項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項及び同条第五項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項及び同条第六項中「この章の規定の適用については」とあるのは「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものとする。

第二節　外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会

（外国法事務弁護士懲戒委員会の設置）

第五五条① 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士懲戒委員会を置く。

② 外国法事務弁護士懲戒委員会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の懲戒に関して必要な審査を行うものとする。

（組織）

第五六条① 外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員十五人をもつて組織する。

② 委員のうち、八人は弁護士の中から、六人は裁判官、検察官及び政府職員の中からそれぞれ二人ずつ、一人は学識経験者の中から日本弁護士連合会が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。

③ 外国法事務弁護士懲戒委員会に委員長を置き、委員が互選する。

④ 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員の任期について準用する。

⑤ 第二項及び第三項人条第四項並びに弁護士法第六十八条の四第二項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会について準用する。この場合において、同条第二項中「弁護士会会長又は日本弁護士連合会の会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

⑥ 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会の委員の任期について準用する。

⑦ 弁護士法第六十六条の二第四項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会について、同法第六十六条第三項及び第六項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について準用する。

（審査手続）

第五七条① 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査を求められたときは、速やかに、審査の期日を定め、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人にその旨を通知しなければならない。

② 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員は、審査期日に出頭し、かつ、陳述することができる。この場合において、その外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員は、審査に関し必要があるときは、委員長の指揮に従わなければならない。

③ 外国法事務弁護士懲戒委員会は、審査に関し必要があるときは、懲戒の手続に付された外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人について、同法第五十三条第一項第四号の請求をした弁護士会、関係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

④ 弁護士は資料の提出を求めることができる。

⑤ 外国法事務弁護士懲戒委員会の審査手続について準用する。

（外国法事務弁護士綱紀委員会の設置等）

第五八条① 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士綱紀委員会を置く。

② 外国法事務弁護士綱紀委員会は、第五十三条第三項の調査を行うものとする。

③ 外国法事務弁護士綱紀委員会は、委員若干人をもつて組織する。

④ 委員は、弁護士、裁判官、検察官、政府職員及び学識経験者の中から日本弁護士連合会が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。

⑤ 外国法事務弁護士綱紀委員会に委員長を置き、委員が互選する。

⑥ 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会の委員の任期について準用する。

⑦ 第四項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第七十条の五第二項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会について準用する。この場合において、同条第一項中「弁護士会の会長又は日本弁護士連合会の会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

⑧ 外国法事務弁護士綱紀委員会に予備委員若干人を置く。

⑨ 弁護士法第十条の三第四項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長、委員及び予備委員について、同法第七十条の四第二項及び第三項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長について準用する。

第七章　雑則

（外国弁護士による国際仲裁事件の手続等及び国際調停事件の代理）

第五八条の二① 外国弁護士（外国法事務弁護士である者を除く。）であつて外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として外国法事務を行う業務に従事しているもの（国内において雇用されている者を除く。）は、弁護士法第七十二条の規定にかかわらず、その外国における国際仲裁事件の手続（当事者の代理を行うことができる。ただし、第五十二条第一項第二号又は同法第五十七条第一項第二号に規

定する処分に相当する外国の法令による処分により業務を停止されているときは、この限りでない。

第五八条の三（行政不服審査法の適用除外）　行政不服審査法（平成二十六年法律第六八号）第二章第四節の規定は、法務大臣が第二十四条第四項、第二章第四節の規定に準じて行つた処分について、第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により日本弁護士連合会の意見を聴いて行つた承認に関する処分、第十四条第三項第二号の規定による承認の取消しの処分、指定に関する処分及び第二十条第一項又は第二項の規定による指定の取消しの処分についての審査請求については、適用しない。

第五八条の四（行政手続法の適用除外）　行政手続法（平成五年法律第八八号）第二章、第三章及び第四章の二の規定は、日本弁護士連合会及び弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、適用しない。

第五九条（審査請求の期限）　この法律に基づく日本弁護士連合会の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第六〇条①（訴えの提起）　第二十六条の規定により登録を拒絶された者、第二十八条第三項において準用する第二十六条の規定により登録換えを拒絶された者、第三十条第二項の規定により登録を取り消された者又は第五十一条の規定による懲戒を受けた者は、東京高等裁判所に当該処分の取消しの訴えを提起することができる。

②　登録請求又は登録換え請求をした者は、その請求の日の翌日から起算して五箇月を経過しても、日本本弁護士連合会が当該請求に対して何ら処分をしないときは、当該登録又は登録換えを拒絶されたものとして、前項の訴えを提起することができる。

第六一条①（非外国法事務弁護士の虚偽標示等の禁止）　外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

②　外国法事務弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第六二条（法務省令への委任）　この法律に定めるものの取消し並びに指定及びその取消しの手続その他第三章の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第八章　罰則

第六三条　外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行ったときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一　国内の裁判所における訴訟事件（刑事に関するものを除く。）、非訟事件、家事審判事件、民事執行事件、民事保全事件その他民事に関する事件の手続についての代理、刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査事件における補佐

三　国内の行政庁に対する審査請求、再調査の請求その他の不服申立事件の手続についての代理

四　国内において効力を有し、又は有した法（原資格国法若しくは指定法に含まれる外国法律事務を行う場合の一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法に含まれるものを除く。）の解釈又は適用についての書面による鑑定

第六四条①　偽りその他不正な手段により、外国法事務弁護士名簿に登録をさせ、又は登録の付記をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

②　前項の未遂罪は、罰する。

第六五条　第五十条第一項において準用する弁護士法第二十六条又は第五十条の十三第二項において準用する同法第三十条の二十の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六六条　第五十条第二項において準用する弁護士法第二十条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第六七条①　外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人が、正当な理由がないのに、その業務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

②　前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第六八条　第六十一条の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第六九条　第五十条の十三第一項において準用する弁護士法第十条の二十八第六項において準用する会社法（平成十七年法律第八六号）第九百九十二条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七〇条①　弁護士法人の社員若しくは使用人である外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人の社員若しくは使用人である外国法事務弁護士若しくは使用人であつて弁護士が、その外国法事務弁護士法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その外国法事務弁護士法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一　第六十三条　同条の罰金刑

二　第六十五条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十に係る部分に限る。）三百万円以下の罰金刑

三　第六十六条（第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十七条又は第二十八条に係る部分に限る。）第六十六条の罰金刑

②　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七一条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する社会法第九百四十二条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二　正当な理由がないのに、第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する社会法第九百九十二条第二項各号又は第九百九十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第七二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、外国法事務弁護士法人の社員又は清算人は、三十万円以下の過料に処する。

一　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の七第一項の規定に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第八項第二項又は第九項の規定に違反して合併をしたとき。

三　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の二十八第十項において準用する社会法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四　定款又は第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第一項において準用する会社法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該貸借対照表に記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を処分したとき。

七　第五十条の十三第二項において準用する弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六百七十条第一項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

○総合法律支援法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧・外国法事務弁護士による法律事務取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三二）附則二四条（令和四・一・一・一施行）

第一条（目的）　この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が層重要になることにかんがみ、裁判以外の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により業務ができる者をいう。以下同じ。）を行う者の能力が層重要になることにかんがみ、裁判以外の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により業務ができる者をいう。以下同じ。）を行う者の能力が層重要になることにかんがみ、裁判以外の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であつて、法律により業務ができる者をいう。以下同じ。）を行う者の能力が図られるよう、その他の基本的な政策の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及び運営について定めの、もつてより自由かつ公正な社会の形成に資することを目的とする。

第二条（情報提供の充実強化）　総合法律支援の充実強化は、法による紛争の迅速かつ適切な解決に有効に利用する。裁判その他の法による紛争の迅速かつ適切な解決に資する情報及び資料のほか、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体（隣接法律専門職者が法律により設立を義務付けられている法人及びその法人が法律により設立を義務付けられている法人をいう。以下同じ。）の活動に関する情報及び資料が提供されるなど、その実強化が図られなければならない。

第三条（連携の確保強化）　総合法律支援の実施及び体制の整備に当たつては、法による紛争の解決に関する法律事務を行う場合の一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法に含まれるものを除く。）の解釈又は適用についての書面による鑑定は適用についての書面による鑑定

地方公共団体、弁護士、弁護士法人、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、裁判判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成五年法律第七一号）第二条第一項に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）第三十条第一項第十号及び第十一号、第三十二条第三項において同じ。）を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の関係する者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化が図られなければならない。

有効な改正前規定（総合法律支援法）

（日本弁護士連合会等の責務）

第一〇条① 日本弁護士連合会は、総合法律支援の意義並びに弁護士の使命及び職務の重要性にかんがみ、基本理念にのっとり、会員である弁護士又は弁護士法人による協力体制の充実を図る等総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な支援をするよう努めるものとする。

② 弁護士及び弁護士法人は、総合法律支援の意義及び自らの職責にかんがみ、基本理念にのっとり、総合法律支援の実施及び体制の整備のために必要な協力をするよう努めるものとする。

③ （略）

（審査委員会）

第一九条①―④ （略）

⑤ 理事長は、委員が支援センターの役員若しくは職員となったとき又は第二項第一号から第三号までに規定する資格を失ったときは、当該委員を解任しなければならない。

⑥⑦ （略）

⑧ （柱書略）

一 契約弁護士等（支援センターとの間で、次条に規定する支援センター業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者をいう。以下同じ）の法律事務の取扱いについて苦情があった場合の措置その他の当契約に基づき契約弁護士等に対してとる措置に関する事項（あらかじめ、審査委員会が軽微なものとしてその議決を経ることを要しないものとして定めたものを除く。）

二 （略）

⑨⑩ （略）

（業務の範囲）

第三〇条① （柱書略）

一 （柱書略）

イ （略）

ロ 弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体の活動に関するもの

（略）

二

三 特定援助対象者であって、近隣に居住する親族がいないことその他の理由により、弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者のサービスの提供を自発的に求めることが期待できないものを援助するため、自立した日常生活及び社会生活を営むに当たり必要な法律相談を実施すること。

四―六 （略）

七 弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること。

八・九 （略）

十 国、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の者並びに高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

十一・十二 （略）

②③ （略）

（支援センター等の義務等）

③ 支援センターは、第三十条第一項第一号、第七号及び第八号並びに同条第二項第一号の各業務の運営に当たっては、地方公共団体、弁護士会、日本弁護士連合会及び隣接法律専門職者団体、弁護士、弁護士法人及び隣接法律専門職者、裁判外紛争解決手続を行う者、被害者等の援助を行う団体その他の関係する者の総合高齢者又は障害者の援助を行う団体その他の関係する者の総合法律支援に関する取組との連携の下でこれを補完することに意を用いなければならない。

④―⑥ （略）

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六**法四四**）本則二条（令和四・一〇・一施行）

（法科大学院の教育課程等の公表）

第五条 （柱書略）

一―三 （略）

新四 （改正により追加）

四・五 （略、改正後の五・六）

（法務大臣と文部科学大臣との関係）

第一三条①② （略）

新③ （改正により追加）

③④ （略、改正後の④⑤）

○司法試験法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六**法四四**）本則四条（令和四・一〇・一施行）

（司法試験の目的等）

第一条①② （略）

③ 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

（司法試験の受験資格等）

第四条① （柱書略）

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者　その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 （略）

新②③ （改正により追加）

② 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（前項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。（改正後の④）

○司法試験法施行規則

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・司法試験法施行規則の一部を改正する省令（令和三・三・三一**法務一九**）本則二表（令和四・一〇・一施行）

（法務省令で定める試験科目）

第一条① 司法試験法（以下「法」という。）第三条第二項第四号に規定する法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一―八 （略）

② （略）

新第三条・第四条 （改正により追加）

（出願手続）

第三条① 司法試験を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、受験願書にその者の写真及び受験資格を有することを証する書面を添付し、司法試験委員会が定める出願期間内に、司法試験委員会にあらかじめ定める場合においては、司法試験委員会があらかじめ定める場合においては、受験資格を有することを証する書面を添付することを要しない。

新②③ （略、改正により追加）

② （略、改正後の④）

③ 第一項の規定により司法試験委員会が定める出願期間の終期（当該司法試験を行う日が属する年の三月三十一日前である場合に限る。）において当該出願期間の終期最初の三月三十一日（以下「基準日」という。）までに法科大学院の課程を修了する見込みである者が同項の規定により受験願書を提出しようとするときは、同項ただし書に定める場合を除き、受験資格を有することを証する書面に代えて、基準日までに当該法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面を添付した上、基準日以降の司法試験委員会が定める期日までに、受験資格を有することを証する書面を司法試験委員会に提出しなければならない。（改正により削られた）

④ 第一項の受験願書には、法第三条第二項第四号の規定により選択する科目を、第二項の受験願書には、法第五条第三項第二号の規定により選択する科目をそれぞれ記載しなければならない。（改正後の⑤）

⑤ （略、改正後の⑥）

⑥ 郵便によつて出願用紙の交付を受けようとする者は、司法試験委員会が定めるところにより、その送付先を明記した封筒に、法第七条の規定による公告において指定された額の郵便切手をはり付けて、司法試験委員会に提出しなければならない。

（改正後の⑦）

（改正後の第五条）

（受験手数料の納付方法）

第四条 法第十一条第一項に規定する受験手数料は、前条第一項又は第二項の受験願書に収入印紙を貼つて納付しなければならない。（改正後の第六条）

第五条・第六条 （略、改正後の第七条・第八条）

○司法書士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則四条（令和四・九・一施行）

（司法書士法人の入会及び退会）

第五八条①―③ （略）

④ 司法書士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員となる。

⑤ 司法書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された司法書士会を退会する。

⑥⑦ （略）

○内閣法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三・六・三**法八四**）附則三条（令和四・六・三までに施行）

第一六条【国家安全保障局】① （柱書略）

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち「我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するものの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

新二 （略、改正により追加）

二 （略、改正後の三）

三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務（改正後の四）

③―⑦ （略）

○用語の定義

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・人事院規則一―二（用語の定義）の一部を改正する人事院規則（令和三・一二・二四**人規一―二―四**）本則（令和四・一○・一施行）

規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。

一―三十二　（略）

三十三―三十九　（改正により追加）

○職員の任免

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則（令和三・一二・二四**人規八―一二―一七**）本則（令和四・一○・一施行）

（昇任）

第二五条　任命権者は、職員を特定幹部職に昇任させる場合を除き、次の各号に掲げる官職区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす職員のうち、人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者（第三号に掲げる官職に昇任させようとする場合にあっては、国の行政及び所管行政の全般について、高度な知識及び優れた識見を有し、指導力を有すると認められる者に限る。）の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を昇任させることができる。

一　（柱書略）

イ　昇任させようとする日以前における直近の連続した三回の能力評価のうち、一の能力評価の全体評語（人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させようとする場合にあっては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）。

ロ　昇任させようとする日以前における直近の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。

ハ　（略）

二　（柱書略）

イ　昇任させようとする日以前における直近の連続した三回の能力評価のうち、直近の能力評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。

ロ　前号ロに掲げる要件

ハ　（略）

三　（柱書略）

イ　昇任させようとする日以前における直近の連続した三回の能力評価のうち、直近の連続した二回の能力評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること（第一号に掲げる官職を占める職員をこの号に掲げる官職に昇任させる場合その他人事院が定める場合にあっては、同日以前における直近の連続した三回の能力評価の全体評語がいずれも上位の段階であること。）。

ロ　昇任させようとする日以前における直近の連続した六回の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であること（直近の連続した四回の業績評価のうち一の業績評価の全体評語が上位の段階である場合に限る。）。

ハ　（略）

（配置換）

第二七条　任命権者は、職員を特定幹部職に配置換しようとする場合を除き、人事評価の結果に基づき配置換しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を配置換することができる。ただし、配置換しようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評語が最下位の段階である職員を配置換しようとする場合には、当該職員の人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有するか否かを確認するものとする。

○職員の身分保障

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・人事院規則一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則（令和三・一二・二四**人規一―四―八**）本則（令和四・一○・一施行）

（本人の意に反する降任又は免職）

第七条①　（柱書略）

一　令第九条第一項（人事評価政令第十四条において準用する場合を含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。次条第一項において同じ。）が最下位の段階である場合

二　（略）

②―⑤　（略）

○地方自治法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則七条一号（令和四・一・一施行）

・子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和三・五・二八法五〇）附則四条一号（令和四・六・一施行）

（住民訴訟）

第二四二条の二①―⑪　（略）

⑫第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

別表第一　第一号法定受託事務（第二条関係）

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の項	この法律（第二十条から第二十二条まで（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む）、第二十一条の二及び第二十九条（附則第二条第三項において準用する場合を含む）を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む）の規定により読み替えられた第七条第一項、第八条第一項及び第十四条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）

○住民基本台帳法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一五条二号（令和四・一・一施行）

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第一二条の三①②　（略）

③前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

④―⑨　（略）

○行政書士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則四八条（令和四・九・一施行）

（行政書士法人の入会及び退会）

第一六条の六①　（略）

②行政書士法人は、その事務所の所在地の属する都道府県の区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となる。

③行政書士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域内には事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該都道府県の区域に設立されている行政書士会を退会する。

④―⑥　（略）

○国有財産法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）附則一九条（令和四・五・一八までに施行）

（貸付期間）

第二一条①　（柱書略）

一　（略）

二　建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二条の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき　五十年以上

三・四　（略）

②　（略）

○国税通則法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一七条（令和四・一・一施行）

（納税義務者に対する調査の事前通知等）

第七四条の九①②（略）

③（柱書略）

一（略）

二　税務代理人　税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二（設立）に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人

④―⑥（略）

○国税徴収法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一六条（令和四・一・一施行）

（合名会社等の社員の第二次納税義務）

第三三条　合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。

○国税徴収法施行令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三・八・六政三九）本則四四条（令和四・五・一施行）

（社会保険制度に基づく給付等）

第三五条①―③（略）

④（柱書略）

一・二（略）

三　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の規定に基づいて支給される一時金で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第三号（退職手当等とみなす一時金）に規定する加入者の退職により支払われる一時金（所得税法施行令第七十二条第一項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給される一時金で同号に規定する加入員又は加入者の退職により支払われる一時金を含む。）以外のもの

四―六（略）

○所得税法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する法律（令和二・三・三一法八）本則一条（令和五・一・一施行）

（定義）

第二条①（柱書略）

一―三十四（略）

三十四の二　控除対象扶養親族　扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。

イ・ロ（改正により追加）

三十四の三―四十八（略）

②（略）

（確定所得申告）

第二一〇条①②（略）

③（柱書略）

一（略）

二　第一項の規定による申告書に、第八十五条第二項又は第三項（扶養親族等の判定の時期等）の規定による判定をする時の現況において非居住者である親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項の記載をする居住者　これらの控除に係る非居住者である親族が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類及び当該非居住者である親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類

新三　（改正により追加）

三　第一項の規定による申告書に、第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に係る勤労学生控除に関する事項の記載をする居住者　これらの者に該当する旨を証する書類

（改正後の四）

④―⑦（略）

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第一九四条①（柱書略）

一―六（略）

七　第三号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者又は第四号の源泉控除対象配偶者若しくは第五号の控除対象扶養親族（前号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に限る。）が非居住者である親族配偶者又は控除対象扶養親族である場合には、その旨

八　（略）

②③　（略）

④　第一項又は第二項の規定による申告書に第二項第七号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（次項において「国外居住親族」という。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

⑤　前項に規定する居住者は、第百九十条（年末調整）に規定するところにより、国外居住親族に係る同条第一号ハに掲げる障害者控除の額又は扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、第一項に規定する給与等の支払者からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、当該国外居住親族が当該居住者と生計を一にする事実その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

⑥　前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、同項の国外居住親族が当該居住者と生計を一にすることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

⑦　（略）

（従たる給与についての扶養控除等申告書）

第一九五条①　（柱書略）

一―三　（略）

四　前号に規定する源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である親族である場合には、その旨

五　（略）

②③　（略）

④　第一項又は第二項の規定による申告書に第二項第四号に掲げる事項の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

⑤　（略）

（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）

第一〇三条の六①　（柱書略）

一―五　（略）

六　第三号の源泉控除対象配偶者、第四号の控除対象扶養親族又は前号に掲げる事項の記載をした居住者若しくはその他の特別障害者若しくは特別障害者以外の障害者が非居住者である親族である場合には　その旨

七　（略）

②　（略）

③　第一項の規定による申告書に同項第六号に掲げる事項の記載をした居住者の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした居住者を含む。）は、政令で定めるところにより、当該記載がされた者（前項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載がされた者を含む。）が当該居住者の親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

④―⑧　（略）

有効な改正前規定（所得税法施行令）

○所得税法施行令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

・改正法令一覧

・所得税法施行令及び災害害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（令和二・三・三**政一一一**）本則一条（令和五・一施行）

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三・八・六**政三三九**）本則四四五条（令和四・五・一施行）

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第六九条①　（柱書略）

一　法第三十条第一項に規定する退職手当等（法第三十一条（退職手当等とみなす一時金）の規定により退職手当等とみなされるもの（次号及び第三号並びに次条第三項において「退職一時金等」という。）を除く。以下この条並びに次条第一項及び第二項において「退職手当等」という。）については、退職手当等の支払を受ける居住者（以下この項において「退職所得者」という。）が退職手当等の支払者の下において退職手当等の支払の基因となつた退職の日まで引き続き勤務した期間（以下この項において「勤続期間」という。）により勤続年数を計算する。ただし、イからハまでに規定する場合に該当するときは、それぞれイからハまでに定めるところにより計算する。

イ―ハ　（略）

二　退職一時金等については、組合員等であつた期間（退職一時金等の支払金額の計算の基礎となつた期間（当該退職一時金等の支払金額のうちに次に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額のうちに次に掲げる金額が含まれていない場合、当該期間の計算の基礎となつた期間を含む。）を除いい、これに一定の期間を加算して計算した期間によつている場合には、その加算をしなかつたものとして計算した期間をいう。ただし、当該退職一時金等が第七十二条第二項第六号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金に該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十一条第二項第一号（支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法第三条第一項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金に係る当該企業型年金加入者期間に限るものとし、同法第五十四条第二項（他の制度の資産の移換）又は第五十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第五十三条（企業型年金の規約の承認）に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第三十三条（企業型年金の規定の準用）において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び同法第五十六条第四項（規約の承認）に規定する個人型年金加入者期間に算入された期間及び当該企業型年金加入者期間に算入された期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間等」という。）と、当該計算の基礎となつた同条第三項（第三号に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第五十三条（企業型年金の規定の準用）において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該個人型年金加入者期間に算入された期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間等」という。）と、当該計算の基礎となつた同条第三項（第三号に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第三十三条（企業型年金の規定の準用）において準用する同法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間及び当該個人型年金加入者期間に算入された期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間等」という。）と、当該計算の基礎となつた期間（同法第五十六条第三項（第三号に規定する個人型年金加入者期間（同法第五十六条第三項（承認の基準等）に規定する個人型年金規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金に係る当該個人型年金加入者期間に限るものとし、同法第七十四条の二第二項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により同法第五

係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

イ　平成二十五年厚生年金等改正法附則第十二条第三項（基金中小企業退職者に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等に係る措置）又は第五十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定

ロ・ハ　（略）

新六　（改正により追加）

六―八　（略、改正後の七―九）

②（柱書略）

一　第七十二条第三項第一号又は第八号（退職手当等とみなす一時金に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）

二―六　（略）

③④　（略）

（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）

第一八三条①　（略）

②（柱書略）

一　当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金（第八十二条の二第一項第一号イからリまでに掲げる資産及び確定拠出年金法第十四条第一項（他の制度の資産の移換）、第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）又は第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により移換された同法第二条第十二項に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ―ホ　（略）

三　（略）

③④　（略）

（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）

第二六二条①（略）

③　法第百二十条第三項第二号（法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、同号に規定する記載がされた親族に係る次に掲げる書類を、当該記載がされる障害者控除親族として同居老親等（確定申告書に控除対象配偶者又は控除対象扶養親族として記載がされる者を除く。以下この項において「国外居住障害者」という。）、当該記載がされた控除対象配偶者若しくは国外居住配偶者（以下この項において「国外居住配偶者」という。）若しくは当該記載がされた控除対象扶養親族（以下この項において「国外居住扶養親族」という。）の各人別に確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、法第第百九十条第二項の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された当該国外居住配偶者若しくは当該国外居住扶養親族の金額、当該国外居住配偶者に係る配偶者控除若しくは配偶者特別控除の額に相当する金額若しくは当該国外居住扶養親族に係る扶養控除の額に相当する金額に係る文書に掲げる書類又は当該給与等の金額から控除されたこれらの相当する金額に係る国外居住障害者、国外居住配偶者若しくは外居住扶養親族以外の者について法第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）、第百九十五条第四項（従たる給与について扶養控除等申告書）、第百二条の六第三項（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書）の規定により提出し、若しくは提示した第一号に掲げる書類については、この限りでない。

一（柱書略）

イ・ロ　（略）

ハ　国外居住扶養親族　当該国外居住扶養親族が当該居住者の配偶者若しくは当該国外居住扶養親族以外の者に係る扶養親族であることを証する書類

二　当該国外居住障害者　国外居住障害者であることを証する書類

ホ　国外居住配偶者　国外居住配偶者又は国外居住扶養親族以外の者に係る扶養親族であることを証する書類

②（柱書略）

一　当該国外居住障害者と生計を一にすることを明らかにする書類として財務省令で定めるもの

新④　（改正により追加）

④　法第百二十条第三項第一号（法第百二十二条第三項、第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、法第第百二十条第三項第一号ロ又は第八号（退職手当等とみなす一時金に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ・ロ　（略）

ハ　当該国外居住扶養親族が当該居住者の配偶者若しくは当該国外居住扶養親族以外の者に係る扶養親族であることを証する書類

二　当該国外居住障害者　国外居住障害者であることを証する書類

ホ　国外居住配偶者　国外居住配偶者であることを証する書類

⑤（略、改正後の⑥）

（国内に源泉がある給与、報酬又は年金の範囲）

第二八五条①（略）

②　法第百六十一条第一項第十二号ロに規定する政令で定める公的年金等は、第七十二条第三項第八号（退職手当等とみなす一時金に規定する制度に基づいて支給される年金（これに類する給付を含む。）とする。

③（略）

○法人税法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

・改正法令一覧

法律制度の機能強化のための国民民事執行法等の一部を改正する法律（令和二・六・五法四〇）附則九〇条（令和四・五・一施行）

（退職年金等積立金の額の計算）

第八四条①　退職年金等積立金の額の計算に係る信託、生命保険若しくは生命共済の業務、預貯金の受入れ若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金（確定給付企業年金法（平成十一年法律第五十五号）第五十九条（積立金の積立て）に規定する積立金をいう。以下この項、次項第七号及び第三項において同じ。）の運用及び当該運用に係る確定給付年金の管理の受託の業務、確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第三項第一号（設立及び業務）に掲げる業務、地方公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第二項（設立及び業務）に規定する業務、国家公務員共済組合法（昭和三十七年法律第百五十九号）第三条第二項第一号（組合の業務）に規定する退職等年金給付組合積立金共済組合法（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項第四号（地方公務員等共済組合の業務）同法第三十八条の二第二項第四号（地方公務員共済組合連合会）に規定する退職等年金給付調整積立金の管理及び運用の業務、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第八号（業務）に掲げる業務、勤労者財産形成給付契約に係る信託、基金保険、生命共済若しくは損害保険、生命保険、預貯金の受入れ若しくは有価証券の購入及び当該購入に係る保険証券の保管の受託の業務又はこれら類する契約に係る退職年金に関する業務で政令で定めるものを行う内国法人の各事業年度の退職年金業務の用に関する預貯金若しくは有価証券の運用により締結された信託、生命保険契約若しくは生命共済若しくは同法第三項に規定する預貯金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法による確定給付年金積立金の運用に関する契約をいい、前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八条第一項（資産管理契約の規定により締結された信託、生命保険契約若しくは生命共済若しくは同法第三項に規定する預貯金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法による確定拠出年金資産管理契約をいい、前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八条第一項（資産管理契約の規定により締結された信託、生命保険契約若しくは生命共済若しくは同法第三項に規定する預貯金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の売買その他の方法による確定拠出年金資産管理契約をいい、前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、同

○法人税法施行令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三・八・六**政三九**）本則四六条（令和四・五・一施行）

（用語の意義）

第一五六条の二　（柱書略）

一―九　（略）

十　厚生年金基金契約　平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項（年金給付等積立金の運用）（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百六十四条第三項（準用規定）において準用する場合を含む。）の規定により年金給付等積立金（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に法第百三十条の二第二項に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第百五十六条の四第二項第五号イにおいて同じ。）を運用するため締結された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十六条の三第一項第一号、第四号若しくは第五号に掲げる方法による運用に係る契約又は同条第二項において準用する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第百三十条の二第二項に規定する信託の契約をいう。

十一　（略）

十二　確定給付年金資産管理運用契約　法第八十四条第三項（確定給付年金資産管理運用契約等の意義）に規定する確定給付年金資産管理運用契約をいう。

十三　（略）

新十四　（改正により追加）

十四―二十　（略、改正後の十五―二十一）

（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）

第一五六条の三新①　（改正により追加）

①　法第八十四条第一項（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定める契約は、厚生年金基金契約とする。（改正後の②）

②　（略、改正後の③）

（有価証券の売買等に係る退職年金等積立金額の計算等）

第一六三条①　法第八十四条第二項第七号（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定める業務は、厚生年金基金契約に係る第百五十六条の三第二項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）に規定する年金給付等積立金の運用等の業務とする。

②　（略）

③　第百五十六条の四第五項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に規定する分割又は譲渡の時」とする。

④　第百五十六条の四第六項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）に規定する場合における第二項の規定の適用については、同項中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

第一六九条から第一七二条まで　削除

○消費税法施行令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三・八・六**政三九**）附則三九条（令和四・五・一施行）

（利子を対価とする貸付金等）

第一〇条①　（柱書略）

②　法人税法第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、同法附則第二十条第一項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第百五十六条の三第一項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）に規定する厚生年金基金契約で、生命保険又は損害保険に係るもの

③　（柱書略）

一―十二　（略）

十三　保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するものを対価とする役務の提供（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号事業）の事業を行う農業協同組合連合会の法人税法第八十四条第一項に規定する確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、同法附則第二十条第一項に規定する適格退職年金契約又は法人税法施行令第百五十六条の三第一項に規定する厚生年金基金契約に該当する生命共済の契約その他財務省令で定める契約に係る掛金を対価とする役務の提供のうち、当該役務の提供に係る事務に要する費用の額として区分して支払われる金額に係る部分を除く。）

十四・十五　（略）

○印紙税法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五**法四〇**）附則九一条（令和四・五・一施行）

別表第三　非課税文書の表（第五条関係）

文書名	作成者
（略）	企業年金基金又は企業年金連合会
確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三十条第三項（裁定）に規定する給付又は同法第九十一条の十八第四項第一号（連合会の業務）に掲げる事業及び同法第九十一条の二十三第二項（裁定）に規定する給付に関する文書	

有効な改正前規定（法人税法施行令　消費税法施行令　印紙税法）

○登録免許税法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・**愛玩動物看護師法**（令和一・六・二八**法五〇**）附則八条（令和四・五・一施行）

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則五八条（令和四・九・一施行）

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・一九**法三三**）附則一八条（令和四・一・一施行）

・航空法等の一部を改正する法律（令和三・六・一一**法六五**）附則一六条・一七条（令和四・九・一〇までに、令和四・一二・一〇までに施行）

別表第一　課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一―二十三　（略）		
二十四　会社又は外国会社の商業登記（保険業法の規定によりてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定によりてする一般社団法人（公益社団法人を除く。以下この号において同じ。）及び一般財団法人（公益財団法人を除く。以下この号において同じ。）の登記を含む。）		
(一)　会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人（以下この号において「一般社団法人等」という。）につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）		
イ―ヘ　（略）		
(二)　会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所の所在地において登記をしたる事務所の所在地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）		
ロ　登記の抹消		一件につき九千円（申請に係る登記が(一)カに掲げる登記に該当するものであり、かつ、資本金の額が一億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、一件につき六千円）
(三)　外国会社又は外国相互会社につきその業所の所在地又はその代表者の住所地においてする登記（四に掲げる登記を除く。）		
イ―ニ　（略）		
ホ　登記の更正の登記又は登記の抹消（改正により削られた）		申請件数
(四)　会社又は相互会社若しくは一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記（外国会社又は外国相互会社につきその営業所の所在地又はその代表者の住所地においてする清算に係る登記を含む。）　（改正後の(三)）		
イ―ニ　（略）		
ホ　登記の更正の登記又は登記の抹消（改正により削られた）		申請件数
二十五　特定目的会社の登記		
(一)　資産の流動化に関する法律（平成十年律第百五号）第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社（以下この号において「特定目的会社」という。）につきその本店の所在地においてする登記		
イ　特定目的会社の設立の登記		申請件数
ロ　イ及びハに掲げる登記以外の登記		申請件数
ハ　登記の抹消		申請件数
(二)　特定目的会社につきその支店の所在地においてする登記		
イ　(一)イ及びロに掲げる登記		申請件数
ロ　登記の抹消		申請件数
二十六　投資法人の登記		
(一)　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人につきその本店の所在地における設立の登記		
(二)　（略）		
二十七　有限責任事業組合契約の登記		
(一)　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（三に掲げる登記を除く。）		
イ―チ　（略）		
(二)　組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（三に掲げる登記を除く。）		
イ　(一)イからヘまでに掲げる登記		申請件数
ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消（改正により削られた）		申請件数
(三)　組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記		
イ―ニ　（略）（改正後の(二)）		
ホ　登記の更正の登記又は登記の抹消（改正により削られた）		申請件数
(三)　組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記		
イ―ニ　（略）（改正後の(二)）		
ホ　登記の更正の登記又は登記の抹消（改正により削られた）		申請件数
二十八　投資事業有限責任組合契約の登記		
(一)　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（三に掲げる登記を除く。）		
イ―ニ　（略）		
(二)　組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（三に掲げる登記を除く。）		
イ　(一)イ及びロに掲げる登記		申請件数
ロ　登記の更正の登記又は登記の抹消（改正により削られた）		申請件数
(三)　組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記		
イ―ニ　（略）（改正後の(二)）		
ホ　登記の更正の登記又は登記の抹消（改正により削られた）		申請件数
二十八の二―三十一　（略）		
三十二　人の資格の登録若しくは認定又は技能証明（注）　（略）		
(一)―(三)　（略）		
(四)　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二十四条第一項（登録）の外国法事務弁護士の登録		
(五)―(三十)　（略）		
(三十一)　（改正により追加）		
(三十二)　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十二条（航空従事者技能証明）の航		

空従事者技能証明、同法第十条の二第一項（耐空証明）の耐空検査員の認定又は同法第七十一条の三第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定　略

イ～ヲ　略

新ワ（改正により追加）　略

ワ・カ（改正後のカ・ヨ）　略

（二十）～（二十五）　略

三十二の二～百三十八　略

百三十八の二（改正により追加）　略

百三十九～百六十　略

○租税特別措置法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・所得税法等の一部を改正する法律（令和三・三・三一**法一一**）本則七条（令和四・五・一施行）

（自動車重量税の免税等）

第九〇条の一二①（柱書略）

一～五（略）

六（柱書略）

イ（乗用自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるもの（以下この条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という）に適合するもの

ロ～ホ（略）

②～⑥（略）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二六**法四四**）附則七条（令和四・一〇・一施行）

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則五五条（令和四・九・一施行）

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和一・五・二九**法三三**）附則一四条（令和四・一一・一施行）

第四条（柱書略）

一～八（略）

九　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十六号）、公認会計士法（昭和二十五年法律第百九十七号）、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消、弁理士、司法書士若しくは行政書士の業務の禁止、社会保険労務士の失格処分又はこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

十　略

（受験資格）

第五条①（柱書略）

一（略）

イ～ニ（略）

ホ　税理士若しくは税理士法人、弁護士若しくは弁護士法人又は公認会計士若しくは監査法人の業務の補助の事務

ヘ　略

二（略）

三　司法試験に合格した者

四・五　略

②～④　略

（入会及び退会等）

第四九条の六①～**③**　略

④　税理士法人は、主たる事務所以外に事務所を設け、又は税理士法人の各事務所を各所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したときは、税理士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記したときは、当然、当該事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

⑤　税理士法人は、その事務所移転又は廃止により、所属税理士会の区域内に税理士法人の事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該税理士会を退会する。

⑥～⑨　略

（税理士業務を行う弁護士等）

第五一条①　略

②　前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一条、第二十条、第三十一条、第三十三条から第三十八条まで、第四十一条から第四十一条の三まで、第四十三条前段、第四十四条から第四十六条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第四十七条、第四十八条、第五十四条及び第五十五条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士であるの旨及び同条第三項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」とする。

③　弁護士法人に規定する社員の全員が、第一項の規定により国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

④　前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第三十三条、第三十三条の二、第四十八条の十六、第三十九条の規定を準用する部分を除く。）、第四十八条の二十一（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第五十四条及び第五十五条の規定の適用については、税理士法人とみなす。

○地方税法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

有効な改正前規定（地方税法）

改正法令一覧

・地方税法等の一部を改正する法律（平成三〇・三・三一法三）

本則六条（令和四・一〇・一施行）

・スポーツ基本法の一部を改正する法律（平成三〇・六・二〇法五六）附則二項（令和五・一・一施行）

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和一・五・一九法三三）附則二三条（令和四・一・一施行）

（合名会社等の社員の第二次納税義務）

第一一条の二　合名会社若しくは資産会社又は税理士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁護士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。

（総務省の職員の事業税に関する調査の事前通知等）

第七二条の四九の六①　総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百二十七号）第三十条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款及び次款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二―七　（略）

②―⑤　（略）

（製造たばことみなす場合）

第七四条の三の二　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したものの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ」という。）は、製造たばこ（以下この節において「喫煙用具」という。）に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（たばこ税の課税標準）

第七四条の四①　たばこ税の課税標準は、第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

②　（略）

③　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（○・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数）、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（○・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本○・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法（改正により削られた）

二・三　（略、改正後の一・二）

④　（略）

（国民体育大会等の場合におけるゴルフ場利用税の非課税）

第七五条の三　（柱書略）

一　スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項に規定する国体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合（道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用

二　（略）

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等）

第三九六条の二①　総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二―七　（略）

②―⑤　（略）

（製造たばことみなす場合）

第四六条の二　加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充塡したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこ（以下この節において「喫煙用具」という。）に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

（たばこ税の課税標準）

第四七条①　たばこ税の課税標準は、第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

②　（略）

③　加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に○・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数（○・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本○・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一　加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法（改正により削られた）

二・三　（略、改正後の一・二）

④　（略）

○道路交通法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

道路法令通法の一部を改正する法律（令和二・六・一○法四二）

本則（令和四・五・一三施行）

（仮免許）

第八七条①（略）

②大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上である者を運転することができる第二種免許を受けている者（免許自動車の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

③～⑥（略）

（罰則　略）

（免許の拒否等）

第九〇条①（柱書略）

一～六（略）

七　第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同条第六項の規定による通知を受けた者

②～⑭（略）

第九一条の二（改正により追加）

（免許証の記載事項）

第九三条①（略）

②公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

③（略）

（受験資格）

第九六条①（略）

②大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これら免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上であるものでなければならない。

③中型免許の運転免許を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これら免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならない。

④（略）

⑤（柱書略）

一　牽引第一種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

二　牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

⑥（略）

三（略）

（運転免許試験の免除）

第九七条の二①（柱書略）

三　第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができてなかつた者については、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査（次号及び第百八条の二第一項第十一号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習のうち、関府令で定めるところにより受けたもの　その者が免許に係る運転免許試験（第百十九条第一項第二項に規定により免許証の交付を受けた者（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（以下「認知機能講習」という。）を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これら免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならない。

③中型免許の運転免許を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これら免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならない。

④（略）

⑤（柱書略）

一　牽引第一種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

二　牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

⑥（略）

三（略）

（七十歳以上の者の特例）

第一〇一条の四①（略）

②前項に定めるものほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた認知機能検査を受けてその者に対する同項の認知機能検査の結果に基づいて行うものとする。

新③④（改正により追加）

一（柱書略）

二　免許証を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの　前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとすると　は更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定により認知機能検査を受けることができてなければならない旨、当該認知機能検査を受けることが可　る日時及び場所その他当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三（改正により追加）

（改正後の⑤）

（臨時認知機能検査等）

第一〇一条の七①公安委員会は、七十五歳以上の者（免許を現に受けている者に限る。）が、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定に違反する行為のうち認知機能が低下したと認められるものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日から起算して七十五日を経過した日以後に行われやすいものとして政令で定める日（第百二条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受けることが必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

②（略）

③前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査を受けないことについて政令で定める事由のあるものとして内閣府令で定める期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査を受けなければならない。

④公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査を受けた日前の認知機能検査を受けた者の結果、認知機能検査の結果の他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあるものと認めるときは、その者に対し、同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行

有効な改正前規定（道路交通法）

うものとする。

⑤⑥　（略）

（臨時適性検査等）

第一〇二条①　公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものが次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十七条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかを行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一　この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受け、又はこの項から第三項までの規定により診断書を提出したとき。

二　第七項だし書の規定により診断書（その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。（改正により削られた）

三　認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき（改正後の三）

②　公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかについて、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一　当該認知機能検査を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することなつたとき。

二　（略）

③　公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百二条第一項第二号の二に該当することとなつたかどうかについて、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

④　前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第十条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）に対し、第百一条第一項、第百四条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された書面、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

⑦　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。ただし、第四項の規定により適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

⑧　（略）

第一〇二条の三　（改正により追加）

（免許の取消し、停止等）

第一〇三条①　免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該免許のいずれかに該当することとなつたときにおけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受けるときは、当該免許は、その者が同条規定の講習を受けないで同条の期間を経過したときは、当該免許は、その者が同条規定の講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、することができない。

一～二　（略）

三　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

②③　（略）

④　前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において同条の期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

⑤～⑩　（略）

第一〇四条の二の三①　（改正により追加）

（臨時適性検査に係る取消し等）

公安委員会は、第百一条第一項から第四項までの規定により適性検査を行い、又は同条第一項から第三項までの規定による適性検査を行うことができる。この場合において、公安委員会は、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）に対し、第百一条第一項、第百四条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された書面、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。

②　（略）

③　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。ただし、第四項の規定により適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。

④　（略）

⑤　第百三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により通知を受けた者が第百三条第三項、第四項及び第九項の規定により通知を受けた者とみなされるときは、その効力を失う。

⑥　（略）

⑦　前項の規定により通知を受けた者は、通知された日から十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内において別に定めたときは、その期間）以内に聴聞（第七項において同じ。）を行うことを求めることができる。この場合において、同条第一項から第四項までの規定による聴聞（第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞をいう。）について準用する。

⑧　前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査を受けたことにより、処分移送通知書が送付された公安委員会が、当該通知書を送付した日から起算して一月を経過した後に限る。）には、同項第五号に該当する者が前条の規定による講習を受けないで同条の期間を経過したときは、その者が同条に規定する講習を受けないことについてやむを得ない理由がある場合を除き、この限りでない。

⑨　（略）

⑩　前項の規定により通知を受けた者は、通知された日から十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内において別に定めたときは、その期間）以内に聴聞（第七項において同じ。）を行うことを求めることができる。この場合において、同条第一項から第四項までの規定による聴聞（第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞をいう。）について準用する。

⑪　（略）

（国家公安委員会への報告）

第一〇六条　（公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により免許証を作成し、第百一条の二第一項の規定により免許証の再交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定による届出を受け、同条第一項の規定による免許証の再交付を行う場合を含む）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第九十七条の三第三項、第百一条第六項、第百三条第一項、第百十条第一項、第百十条の二第一項、第百十条の二の二第一項、第百十条の二の三第一項、第百四条第四項、第百四条の二第一項、第百四条の二の二第一項、第百四条の二の三第一項、第百四条第五項若しくは第百四条の二第五項の規定により通知を受けた者が第百四条第六項若しくは第百四条の二第六項の規定により通知を受けた者とみなされるときは、その効力を失う。

⑫　（略）

第一〇四条の二の四　（改正により追加）

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第一〇四条の二の三①　（第百三条第四項、第百四条の二の二第一項、第百三条第一項若しくは第百四条第二項又は同条第五項の規定により免許の取消し又は効力の停止、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

②～⑨　（略）

三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第六項の規定により当該通知を受けるべき者（免許を受けたことがない者に限る。）に対し、第百一条第一項から第三項までの講習を受けないと認めるとき、第百一条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定による命令に違反したと認めるとき、「停止するこれらの場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」、「第百一条第一項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第百一条第一項、第二項又は第四項」と、「第百四条の二の三第三項」とあるのは「同条第五項」と読み替えるものとする。

⑥～⑧　（略）

第一〇四条の二の四　（改正により追加）

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第一〇四条の二の三①　（第百三条第四項、第百四条の二の二第一項、第百三条第一項若しくは第百四条第二項又は同条第五項の規定により免許の取消し又は効力の停止、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

②～⑨　（略）

三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第六項の規定により当該通知を受けるべき者（免許を受けたことがない者に限る。）に対し、第百一条第一項から第三項までの講習を受けないと認めるとき、第百一条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定による命令に違反したと認めるとき、「停止するこれらの場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」、「第百一条第一項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第百一条第一項、第二項又は第四項」と、「第百四条の二の三第三項」とあるのは「同条第五項」と読み替えるものとする。

⑥～⑧　（略）

⑨　前項の規定により通知を受けた者は、通知された日から十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内において別に定めたときは、その期間）以内に聴聞（第七項において同じ。）を行うことを求めることができる。この場合において、同条第一項から第四項までの規定による聴聞（第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞をいう。）について準用する。

⑩　（略）

⑪　前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査を受けたことにより、処分移送通知書が送付された公安委員会が、当該通知書を送付した日から起算して一月を経過した後に限る。）には、同項第五号に該当する者が前条の規定による講習を受けないで同条の期間を経過したときは、その者が同条に規定する講習を受けないことについてやむを得ない理由がある場合を除き、この限りでない。

⑫　（略）

⑬　前項の規定により通知を受けた者は、通知された日から十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内において別に定めたときは、その期間）以内に聴聞（第七項において同じ。）を行うことを求めることができる。この場合において、同条第一項から第四項までの規定による聴聞（第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞をいう。）について準用する。

⑭　（略）

⑮　第百三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により通知を受けた者が第百三条第三項、第四項及び第九項の規定により通知を受けた者とみなされるときは、その効力を失う。

⑯　（略）

⑰　前項の規定により通知を受けた者は、通知された日から十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内において別に定めたときは、その期間）以内に聴聞（第七項において同じ。）を行うことを求めることができる。この場合において、同条第一項から第四項までの規定による聴聞（第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞をいう。）について準用する。

⑱　（略）

有効な改正前規定（道路交通法）

査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項、第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（仮免許の取消し）

第一〇六条の二①（略）

②第一項の規定により当該通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、同二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日は同条第七項の通知に規定する期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（免許証の返納等）

第一〇七条①（略）

②第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

③④（略）

（罰則　（略））

（自動車等の運転禁止等）

第一〇七条の五①～⑧（略）

⑨第一項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合において準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する者が前条の規定する講習を受けない同条の期間を経過した後に限る。」とあるのは、「同項第五号に該当する者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。」とあるのは、「自転車の運転に関しこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反する行為為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「危険行為」という。）を反復してした者」と、「当該自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内において行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則　（略））

（改正後の第一〇八条の三の五）

（自転車運転者講習の受講命令）

第一〇八条の三の四　公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律に基づくこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内において行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則　（略））

（改正後の第一〇八条の三の五）

（指定講習機関）

第一〇八条の四①（柱書略）

一　第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条において「取消処分者講習」という。）自動車及び次条第一項において「運転」という。）の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二　初心運転者講習（自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

三（改正により追加）

②前項の規定による指定は、取消処分者講習又は初心運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

③④（略）

（運転適性指導員等）

第一〇八条の五①　取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

②③（略）

（運転免許取得者教育の認定）

第一〇八条の三の二①　免許（仮免許を除く。）を現に受けている者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者教育」という。）を、自動車教習所である施設その他施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該施設に当該課程を管轄する公安委員会に申請して、当該施設に当該課程になお行う運転免許取得者教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一　教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者教育を行うに当たつて必要な知識及び技能を有する者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二　備えその他の運転免許取得者教育を行うに当たつて必要な施設として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三　交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、当該課程が国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであること。

②③　運転免許取得者教育を行う者は、当該運転免許取得者教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を使用してはならない。

④　第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者について準用する。この場合において、「第百八条の三第一項中「自動車の運転に関する教育」とあるのは「運転免許取得者教育」と、「自動車教習所における自動車の運転に関する技術」とあるのは「第百八条の二十一の二第一項の運転免許取得者教育」と読み替えるものとする。

⑤公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

⑥（略）

（罰則　（略））

第一〇八条の三の三　（改正により追加）

（免許の拒否等に関する規定の適用の特例）

第一〇八条の三の三　道路運送法（昭和二十六年法律第九十九号）第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項（同法第九十九条、第五十八条第一項において準用する場合を含む。）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条又は自動車の保管場所に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第九十二条第二項、第百条第一項第四号若しくは第百条の二第一項、第百条の三第一項第五号、第百六条、第百七条の五第一項第二号又は次条の規定の適

用については、この法律の規定とみなす。

第一一二条①（柱書略）

（免許等に関する手数料）

一―五の三（略）

五の四（改正により追加）

六　第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため　公安委員会の審査を受けようとするもの　審査手数料

七―十二（略）

十三　初心運転者講習又は第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習を受けようとする者　通知手数料

②（略）

（行政手続法の適用除外）

第一一三条の二　第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止については、第百七条の五第一項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第一一七条の四（柱書略）

一　第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十二条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第百八条（免許関係事務の委託）第二項（第百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

一の二・二（略）

第一一九条①（柱書略）

一―十四（略）

十五　第九十一条（免許の条件）の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

②（略）

第一二〇条①（柱書略）

一―十六（略）

十七　第百八条の三の四（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

②（略）

第一二三条の二　第百八条の三十三の二の二（運転免許取得者教育の認定）第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

○道路交通法施行令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和四・一・六政一六）本則（令和四・五・一三施行）

（自動車の乗車又は積載の制限）

第二三条（柱書略）

一・二（略）

三（柱書略）

イ　長さ　自動車の長さにその長さの十分の一の長さを加えたもの（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さに〇・三メートルを加えたもの）

ロ　幅　自動車の幅（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅に〇・三メートルを加えたもの）

ハ（略）

四（柱書略）

イ（略）

ロ　自動車の車体の左右からはみ出さないこと（大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から〇・一五メートルを超えてはみ出さないこと）。

（同乗の禁止の対象とならない自動車）

第二六条の二（柱書略）

一　道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のもの

二（略）

（大型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない大型自動車、中型自動車又は準中型自動車）

第三一条の二①　法第八十五条第五項の政令で定める大型自動車は、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の大型自動車とする。

②　法第八十五条第五項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。次項において同じ。）に該当する中型自動車（二十歳に満たない者あつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）とする。

③　法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものに該当する準中型自動車とする。

（中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない中型自動車又は準中型自動車）

第三一条の三①　法第八十五条第六項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものの運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く）に該当する中型自動車（二十歳に満たない者あつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）とする。

②　法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものの運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く）に該当する準中型自動車とする。

（準中型免許を受けた二十一歳に満たない者等が運転することができない準中型自動車又は普通自動車）

第三一条の三の二①　法第八十五条第七項第一号の政令で定める準中型自動車は、前条第二項に規定する準中型自動車とする。

②（略）

（十九歳で大型自動車免許等を受けることができる者）

第三一条の七　法第八十八条第一項第一号及び第三項の政令で定める者は、自衛官とする。

一・二（改正により追加）

第三一条の八（改正により追加）

④　**第三一条の二**①―③（略）

一（柱書略）

免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後当該免許が失効したためこれらの行為をしたことを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第百四条の二の第一項、第四項若しくは第五項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項若しくは法第百四条の四第二項の規定により当該免許を取

二　免許を受けていた間に違反行為又は別表第四若しくは別表第五に掲げる行為をした者で、これらの行為をした後法第百三条第一項第一号から第四号までに該当することを理由として同項若しくは同条第四項の規定により、又は法第百四条の二の第一項、第四項若しくは第五項若しくは同条第五項において準用する法第百三条第四項若しくは法第百四条の四第二項の規定により当該免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの　当該免許が失効した日

三（略）

四（改正により追加）

五　法第八十五条第六項の政令で定める中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。次項において同じ。）に該当する中型自動車（二十歳に満たない者あつては、自衛隊用自動車で自衛官が運転するもの以外の中型自動車）とする。

六　法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものに該当する準中型自動車とする。

有効な改正前規定（道路交通法施行令）

り消されたためこれらの行為をしたことを理由とする免許の取消し又は効力の停止を受けなかつたもの　当該免許が取り消された日

三　（略）

第三条の二の二　（柱書略）

一　法第九十七条第一項第七号に該当することを理由として同項内に重ねて定により免許を保留された者が当該保留の期間内に重ねて同号に該当した場合において、その者が法第百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して同条第六項の通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについやむを得ないこと理由があるときを除き、免許を与えないものとする。

二　（略）

（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）

第三条の六　（柱書略）

一　（柱書略）

イ　次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を現に受けている者

(1)―(3)　（略）

ロ・ハ　（略）

ニ　法第九十七条の二第一項第三号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）又は同項第五号に規定する行政処分（以下「特定取消処分者」という。）で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1)(2)　（略）

ホ　受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していない期間が通算して三月以上のもの

(1)(2)　（略）

二　（柱書略）

イ　次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に掲げる免許を現に受けている者

(1)(2)　（略）

ロ　特定失効者又は特定取消処分者で、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める免許を受けていたもの

(1)(2)　（略）

ハ　受けようとする免許を申請した日前六月以内に、次に掲げる受けようとする免許の種類に応じ、それぞれ次に定める自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していない期間が通算して三月以上のもの

(1)(2)　（略）

ニ　（略）

ホ　（略）

（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）

第三条の七　（柱書略）

一　法第百一条第六項の規定により免許証の更新（免許証の有効期間の更新をいう。以下同じ。）を受けた者　更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日（以下この条において「特定誕生日」という。）の四十日前の日

二　法第百一条の二第四項の規定により免許証の更新を受けた者　同条第三項の規定による適性検査を受けた日（特定誕生日の四十日前の日以後であるときは、特定誕生日の四十日前の日）

三　（略）

四　法第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第三号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近において、法第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは法第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は法第百一条の五の規定による報告について法第百十七条第一項の規定により免許証の交付を受けたもの（当該免許証に係る適性試験を受けた日（取り消された免許に係る免許証を返納した日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

五　法第九十七条の二第二項の規定により免許証の交付を受けた者

換えた免許証に係る適性試験を受けた日（当該免許証と引き換えた免許証に係る適性試験における場合における誕生日の四十日前の日以後であるときは、当該特定誕生日の四十日前の日）

（略）

第三条の八　（略）

（受験資格の特例）

第三条の九　（略）

新②　（改正により追加）

②　法第九十六条第三項の政令で定める者は、前項に規定する者及び同項に規定する施設において中型自動車の運転に関する教習を修了した自衛官とする。（改正後の③）

新④⑤　（改正により追加）

③　法第九十六条第五項第一号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一　法第八十五条第一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の運転者以外の乗務員として旅客自動車に乗務した経験の期間が三年以上の者

二　大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、大型特殊自動車免許を受けた日以後において、中型自動車、準中型自動車、普通自動車免許を受けた日以後において、自衛官として自衛隊用自動車（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車免許を受けた日以後において、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車に限る。）を運転した経験の期間が二年以上の者（改正後の②）

三　大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、自衛官として自衛隊用自動車（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車免許を受けた日以後において、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車に限る。）を運転した経験の期間が二年以上の者（改正後の②）

（改正後の⑨）

④⑦⑧　法第九十六条第五項第二号の政令で定めるものは、次の各号に掲げる者とする。

一　法第七十五条の八の二第一項の牽引自動車（以下この項において「牽引自動車」という。）によって、法第八十五条第十一項の旅客用自動車（以下「旅客用自動車」という。）を牽引する場合における牽引自動車に乗務した経験の期間が二年以上の者

二　大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、法第八十五条第十一項の旅客用自動車（以下「旅客用自動車」という。）を牽引する場合における牽引自動車に乗務した経験の期間が二年以上の者

三　大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許を受けた日以後において、牽引自動車免許を受けた日以後において、中型自動車、準中型自動車、普通自動車免許を受けた日以後において、自衛官として自衛隊用自動車（大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車免許を受けた日以後において、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車に限る。）を運転することに係る教習を行う施設で公安委員会が指定したものにおける教習を修了した者（改正により削られた）

（改正後の⑩）

⑥　法第九十七条第六項の政令で定める者は、準中型自動車免許又は普通自動車免許を現に受けている者（大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車免許を現に受けている者を除く。）のうち、法第百四項において準用する法第百二条第二項又は第四項の規定による当該準中型自動車免許の取消しを受けていないものとする。（改正により削られた）

⑩―⑫　（改正により追加）

第三条の十　（略）

（試験の免除）

第三条の十一　（略）

②　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

⑤　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

⑥　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

⑦　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

⑧　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

⑨　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

⑩　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

⑪　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

⑫　法第九十七条の二第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　（略）

新二　（改正により追加）

二　法第百条の二第一項に規定する基準該当初心運転者（以下「基準該当初心運転者」という。）で、再試験の通知（同条第一項の免許証の更新を受けず、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に免許証の更新を受けなかつたため、再試験を受けなかつたもの（改正後の③）

三・四　（略、改正後の四・五）

六―八　（改正により追加）

五　（略、改正後の九）

第三条の十一の二　（略）

第三条の十一の三　（略）

第三条の十一の四　法第九十七条の二第二項の規定により確認は、免許を受けようとする者に対し法令で定める道路の交通の方法

その他の自動車等の運転について必要な知識若しくはその者の自動車等の運転に関する経歴に関すること又はその者に自動車等の運転に関する実技をさせることにより行う。

②　〔略〕

第三四条の五　法第九十七条の二第三項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　第一種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ　〔略〕

ロ　特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、当該特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）又は特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、当該特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車を運転することができる他の種類の免許を受けていたもの　法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

二　第二種運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ　〔略〕

ロ　特定失効者（法第九十七条の二第一項第三号に掲げる者に限る。）又は特定取消処分者（同項第五号に掲げる者に限る。）で、受けようとする免許により運転することができる自動車を運転することができる他の種類の第二種運転免許を受けていたもの　法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験

ハ　〔略〕

三　仮運転免許を受けようとする者で次のいずれかに該当するものに対しては、それぞれ次に定める試験を免除する。

イ　〔略〕

ロ　〔略〕

四―六　〔略〕

（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）

第三七条の六　法第百一条の三第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　法第百一条第一項の更新期間が満了する日（法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条において同じ。）前六月以内に法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者

二　免許証の更新を申請する日前六月以内に法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習等の課程（法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第百八条の三十二の二第一項第三号及び第三号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

第三七条の六の二　法第百一条の四第一項ただし書の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一　法第百一条第一項の更新期間が満了する日前六月以内に法第百八条の二第一項の規定による講習で同家公安委員会規則で定める基準に適合するものを終了した者

二　法第百一条第一項の更新期間が満了する日前六月以内に法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育の課程（法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として法第百八条の三十二の二第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）を終了した者

新**第三七条の六の三**　〔略、改正により追加〕

第三七条の六の四　〔略、改正後の第三七条の六の四〕

（臨時認知機能検査の受期間等の特例）

第三七条の六の四　法第百一条の七第三項及び第六項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一―六　〔略〕

〔改正後の第三七条の六の五〕

（臨時適性検査）

第三七条の七　〔柱書略〕

一・二　〔略〕

三　〔改正により追加〕

（軽微違反行為等）

第三七条の八①　〔略〕

②　〔柱書略〕

一　軽微違反行為に該当する当該一般違反行為に係る累積点数（第三百三条の二第三項に規定する累積点数をいう。以下同じ。）が六点であること。

二―四　〔略〕

③　法第百一条の二の政令で定めるやむを得ない理由は、第三十七条の六の四各号に掲げるものとする。

第三七条の九―第三七条の一一　〔改正により追加〕

（意見の聴取の手続）

第三九条①　法第百四条第一項（法第百四条の二の二第六項及び第百七条の五第四項において準用する場合を含む。次項及び第四十四条第一項において同じ。）の規定による意見の聴取を行う場合における処分をしようとする理由並びに意見の聴取の期日及び場所の通知は、文書によつて行うものとする。

②　〔略〕

（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）

第三九条の二①　〔略〕

②　〔柱書略〕

一　〔略〕

二　〔柱書略〕

イ　法第百一条の七第二項の規定による通知を受け、同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認める場合

ロ　〔略〕

ハ　法第百一条第一項から第三項までの規定による命令を受け、当該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合

新**第三九条の二の二**　〔略、改正により追加〕

第三九条の二の二　〔略、改正後の第三九条の二の三〕

（申請による取消しの基準）

第三九条の二の三　〔柱書略〕

一―三　〔略〕

四　当該申請に係る免許について法第百条の二第一項の基準該当初心運転者（同項各号のいずれに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）に該当していること。

五　〔改正により追加〕

〔改正後の第三九条の二の四〕

第三九条の二の四　〔略、改正後の第三九条の二の五〕

第三九条の二の五①　〔柱書略〕

一・二　〔略〕

三　法第百五条第一項の規定により効力を失つた免許の全てについて法第百条の二第一項の基準該当初心運転者（同項各号のいずれかに該当する者及び同項の再試験に合格した者を除く。）に該当している者

②　〔略〕

〔改正後の第三九条の二の六〕

（委託することのできない事務）

第四〇条の三　法第百八条第一項の政令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

一　法第八十九条第二項前段の規定による検査の結果の判定に係る事務

二・三　〔略〕

四　法第九十一条の規定による免許の条件の付加及び変更に係る事務

新五　〔改正により追加〕

五　法第百一条第一項の規定による運転免許試験の結果の判定に係る事務（改正後の六）

六　法第九十七条の二第一項第二号イの規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務（改正後の七）

七　法第九十七条の三第一項の規定による運転免許試験の停止及び合格の決定の取消し並びに同条第三項の規定による運転免許試験をさせることができないものとする措置に係る事務

（改正後の八）

八　〔略、改正後の九〕

九　法第百一条第三項前段の規定による再試験の結果の判定に係る事務（改正後の十）

十　〔略、改正後の十一―十四〕

十一―十三　〔略、改正後の十一―十四〕

十四　法第百一条の四第二項の規定による認知機能検査の結果の判定に係る事務（改正後の十五）

十五　〔略、改正後の十六〕

十六　法第百一条第一項から第五項までの規定による適性検査の結果の判定及び同条第一項から第三項まで又は第七項ただし書の規定により提出された診断書の受取りに係る事務（改正後の十七）

十七―十九　〔略、改正後の十八―二十〕

二十　法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項前段の規定による免許の取消し並びに同条第六項において準用する法第百四条第二項の規定による意見の聴取及び証拠の受取りに係る事務（改正後の二十一）

二十一　〔略、改正後の二十二〕

〔改正により追加〕

新二十一・二十三　〔改正後の二十四・二十五〕

二十二・二十三　法第百七条の四第一項前段の規定による適性検査の結果の判定及び同条第三項の規定による命令に係る事務（改正後の二十六）

二十四　〔略、改正後の二十七〕

第四一条の二　〔初心運転者講習の受講期間の特例〕

一　法第百八条の三第二項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一　海外旅行をしていること。（改正により削られた）

二　災害を受けていること。（改正により削られた）

三　病気にかかり、又は負傷していること。（改正により削られた）

四　法令の規定により身体の自由を拘束されていること。（改正により削られた）

五　社会の慣習上又は業務の逢上やむを得ない緊急の用務が生じていること。（改正により削られた）

六　免許の効力が停止されていること。（改正により削られた）

七　前各号に掲げるものに準ずるものとして公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。（改正により削られた）

（危険行為）

第四一条の三　法第百八条の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一―十五　（略）

（法第百十二条第一項の政令で定める区分及び額）

第四三条①　（柱書略）

手数料の種別	区分		
（運転免許試験手数料の項から経由手数料の項まで略）		物件費及び施設費に対応する額	人件費に対応する額
認知機能検査手数料	三百円		
（改正により運転技能検査手数料の項追加） （審査手数料の項から国外運転免許証交付手数料の項まで略）	四百五十円		
講習手数料	（法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習の項から法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習の項まで略）		
	法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	千六百五十円
			三千四百五十円

く。）	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、千八百五十円）	三千四百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、六千百円）
自動車免	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	千四百円	四千四百円
小型特殊自動車免		五百五十円	七千七百円

許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	五百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、七百五十円）	七千七百円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものにあつては、三千七百円）
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	三百五十円	二千円

②（柱書略）

備考（略）	通知手数料	（略）	
		法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習	（略）
		法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	講習一時間について五百五十円
			講習一時間について千四百五十円
		（法第百一条の七第一項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	

③（柱書略）

審査細目	区分		
一―六（略）			
七　道路運送法（第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運送代行業に関する法令についての知識	（略）		
		物件費及び施設費に対応する額から減ずる額	
		人件費に対応する額から減ずる額	（略）
備考（略）			
	物件費及		
	人件費に		

有効な改正前規定（自衛隊法　土地家屋調査士法　動物の愛護及び管理に関する法律）

審査細目	区分	び施設費に対応する額から減ずる額	対応する額から減ずる額
一―六（略）			
七　道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	（略）		
備考　（略）			

（警察庁長官への権限の委任）

第四三条の二　法第五十一条の六第一項の規定による報告の受理及び通報、同条第二項の規定により法第百六条、第百七条の六及び第百八条の三の五の規定による報告の受理及び通報に関する事務は、警察庁長官が行う。

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

一―三　（略）

備考

一　（略）

二　（柱書略）

1―62　（略）

63　〔免許条件違反〕とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第百七条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。

64―132　（略）

別表第三（第三十三条の二、第三十七条の八、第三十八条、第四十条関係）

一・二　（略）

備考　（略）

○自衛隊法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二・六・二四**法六〇**）附則八条（令和四・六・一〇施行）

・航空法等の一部を改正する法律（令和三・六・一一**法六五**）附則一五条（令和四・一・一〇までに施行）

（航空法等の適用除外）

第一〇七条①　航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十九条、第九十条、第百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十四条第一項及び第二十二条、第百三十二条の第一項第五号から第十号まで並びに第百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。

②　（略）

③　自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

④　航空法第六十一条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十三条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第百三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十三条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第百二十四条の三第一項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の航空機の行う同法第百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。

⑤―⑧　（略）

○土地家屋調査士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則五条（令和四・九・一施行）

（調査士法人の入会及び退会）

第五三条①―③　（略）

④　調査士法人は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域外に事務所を設け、又は移転したときは、事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士法人は、その事務所の移転又は廃止により、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有しないこととなったときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該管轄区域内に設立された調査士会を退会する。

⑤　調査士法人は、その会員となる。

⑥⑦　（略）

○動物の愛護及び管理に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・一九**法三九**）本則二条（令和四・六・一施行）

新第四章の三（第三九条の二―第三九条の二六）（改正により追加）

第四四条の二（改正により追加）

新第四七条の二（改正により追加）

第四七条の二（略、改正後の**第四七条の三**）

第四八条（柱書略）

一　（略）

二　第四十四条又は第四十六条から前条まで　各本条の罰金刑

○公害紛争処理法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則九条三号（令和四・一・一施行）

（代理人）

第三条の二①　当事者は、弁護士、弁護士法人又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

②―④　（略）

○いじめ防止対策推進法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三・四・二八法三七）附則四条（令和四・一〇・二七までに施行）

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第一九条①②　（略）

③　インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成二三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

○宗教法人法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一二法七一）本則六七条（令和四・九・一施行）

（従たる事務所の所在地における登記）

第五九条①　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　宗教法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合　次号に規定する場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二　合併により設立する宗教法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合　当該合併に関する認証書の交付を受けた日から三週間以内

三　宗教法人の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

②　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

③　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六〇条　宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所を移転する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

第六一条　第五六条及び第五十八条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定するなければならない。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

（商業登記法の準用）

第六五条　商業登記法（昭和三八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第五十七条（第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）、第八十八条から第百三十二条から第百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第一項各号」とあるのは「宗教法人法第五十九条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項」とあるのは「宗教法人法第六十九条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの」と、同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規定による清算人」と、同法第百四十六条の二中「商業登記法（」とあるのは「宗教法人法（昭和二六年法律第百二十六号）第六十五条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替えるものとする。

（認証の取消し）

第八〇条①―⑤　（略）

⑥　所轄庁は、第一項の規定による認証の取消しをしたときは、当該宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の嘱託をしなければならない。

（解散命令）

第八一条①―⑤　（略）

⑥　裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならない。

⑦　（略）

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則一五条（令和四・九・一施行）

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・一九**法三三**）附則二八条（令和四・一・一施行）

第四七条の二から第四七条の六まで（改正により追加）

（金銭以外の財産の拠出）

第三一条①―⑧（略）

⑨（柱書略）

一・二（略）

三　現物拠出財産について定められた第百三十二条第一項第二号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合当該証明を受けた現物拠出財産の価額

四（略）

⑩（柱書略）

一―三（略）

四　弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第三号に掲げる者のいずれかに該当するもの

（費用等の請求）

第八二条①　責任追及の訴えを提起した社員が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したときは弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該一般社団法人に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

②③（略）

（一般社団法人の設立の登記）

第三〇一条①（略）

②（柱書略）

一―四（略）

四の二（改正により追加）

五―十五（略）

第六章第四節

第三款　従たる事務所の所在地における登記

（従たる事務所の所在地における登記）

第三一二条①　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　一般社団法人等の設立の際　主たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。）主たる事務所の所在地における立の登記をした日から二週間以内

二　新設合併設立法人が新設合併に際して従たる事務所を設けた場合　第百三十七条第一項各号に掲げるものいずれか遅い日から三週間以内

三　一般社団法人等の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

②　従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の在所場所

③　従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

④　第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第三一三条①　一般社団法人等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所にあつては、当該管轄区域内にある場合を除く。）において三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所にあつては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

②　従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、一般社団法人等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

（従たる事務所における変更の登記等）

第三一四条　第三百八条第一項、第三百七条第一項及び第三百十一条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地において、これら規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第三百八条第一項に規定する変更の登記は、第三百十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

第三一五条①　次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、一般社団法人等の主たる事務所（第一号ロに規定する場合であつて当該議決によつて第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一―三（略）

②（略）

③　前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴に係る請求の目的に係る合併により第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各一般社団法人等の従たる事務所の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。（改正により削られた）

第三一九条　主たる事務所及び従たる事務所の所在地において登記すべき事項について従たる事務所の所在地においてした登記を証する書面の添付を要しない。

（従たる事務所の所在地における登記の申請）

第三一〇条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで（第十二条第一項第二号及び第五号を除く。）、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十三条、第四十条から第五十二条まで、第七十二条、第八十三条、第八十三条及び第百三十二条から第百四十八条までの規定は、一般社団法人等に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十七条及び第三十二条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条及び第三十二条第一項中「営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の」とあり、並びに同法第二十七条並びに第三十三条第一項第四号及び第二項中「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同条第一項第四号中「営業所を」とあるのは「主たる事務所を」と、同法第七十二条中「会社法第四百七十二条第一項本文」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第百四十九条第二項本文」と、同法第百四十六条第二項中「商業登記法（」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第三百三十条において準用する商業登記法（」と、「商業登記法第百四十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十条において準用する商業登記法第百四十五条」と読み替えるものとする。）

（過料に処すべき行為）

第三四二条（柱書略）

一―十（略）

十の二（改正により追加）

十一―二十二（略）

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則二三条（令和四・九・一施行）

（公益認定の取消し）

第二九条①―⑤　（略）

⑥　行政庁は、第一項又は第二項の規定による公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。

⑦　（略）

○不動産登記法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和・五・一九法三七）附則四四条（令和四・五・一八までに施行）

（地上権の登記の登記事項）

第七八条　（柱書略）

一・二　（略）

三　存続期間又は借地借家法（平成三年法律第九十号）第二十二条前段若しくは第二十三条第一項若しくは大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第七条第一項の定めがあるときは、その定め

四・五　（略）

（賃借権の登記等の登記事項）

第八一条　（柱書略）

一―七　（略）

八　借地借家法第二十二条前段、第二十三条第一項、第三十八条第一項前段若しくは第三十九条第一項、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五十二条又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第七条第一項の定めがあるときは、その定め

○借地借家法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）本則三五条（令和四・五・一八までに施行）

（定期借地権）

第二二条　（略、改正後の①）

②　（改正により追加）

（定期建物賃貸借）

第三八条①　（略）

②　（改正による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。（改正後の③）

新②　（改正により追加）

③　建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。（改正後の⑤）

④―⑦　（略、改正後の⑥―⑨）

（取壊し予定の建物の賃貸借）

第三九条①②　（略）

③　（改正により追加）

○大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九法三七）本則五八条（令和四・五・一八までに施行）

（被災地短期借地権）

第七条①―③　（略）

④　（改正により追加）

○信託法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則一七条（令和四・九・一施行）
・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則三〇条（令和四・一・一施行）

（費用又は報酬の支弁等）

第二四条① 前条第五項又は第六項の規定による異議に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

②〔略〕

（費用又は報酬の支弁等）

第四五条① 第四十条、第四十一条又は前条の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

②〔略〕

（費用又は報酬の支弁等）

第六一条① 第五十九条第五項又は前条第三項若しくは第五項の規定による請求に係る訴えを提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人、司法書士若しくは司法書士法人に報酬を支払うべきときは、その費用又は報酬は、その額の範囲内で相当と認められる額を限度として、信託財産から支弁する。

②〔略〕

（商業登記法及び民事保全法の準用）

第二四七条 限定責任信託の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第百二十二条から第百二十七条まで並びに第百三十九条から第百四十八条まで並びに民事保全法第五十一条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第一項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託にあっては、各事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託の事務処理地（信託法（平成十八年法律第百八号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）」と読み替えるものとする。

○戸籍法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則八条（令和四・一・一施行）

第一〇条の二〔第三者による戸籍謄本等の交付請求〕①②〔略〕

③ 第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者について第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしなければならない。

④（住民略）

一　弁護士にあつては、裁判手続又は裁判外における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務（弁護士法人については弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二五条の六第一項各号に規定する代理業務を除く）

二―五〔略〕

六　弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消し訴訟に限る。）についての代理業務（同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務（弁理士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

⑤⑥〔略〕

○外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則一条（令和四・九・一施行）

（商業登記法の準用）

第四条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四条及び第十五号を除く。）、第二十六条、第二十七条、第百三十条、第百二十八条、第百三十条第一項及び第三項並びに第百三十一条から第百四十八条までの規定は、日本に事務所を設けた外国法人の登記について準用する。

○会社法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律（令和一・一二・一一法七〇）
本則（令和四・九・一施行）
・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和一・五・一九法三三）附則二七条（令和四・一・一・一施行）
・労働者協同組合法（令和一・一二・一一法七八）附則三四条（令和四・一〇・一施行）

（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

第三条①～**④**（略）

⑤ 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

⑥～⑨（略）

⑩（柱書略）

一・二（略）

三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士（外国公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下第六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。）を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人（現物出資財産等が不動産である場合にあつては、当該証明（現物出資財産等が不動産であるときは、当該証明及び不動産鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項（当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。）

⑪（柱書略）

五 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

⑨（柱書略）

一～三（略）

四 現物出資財産について定められた第百九十九条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額

⑩（柱書略）

一～三（略）

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

五（略）

⑩（柱書略）

一～三（略）

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの

五（略）

⑨（柱書略）

一～三（略）

四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合 当該証明を受けた現物出資財産の価額

⑩（柱書略）

一～三（略）

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

五（略）

第二編第四章

第一節 株主総会及び種類株主総会

（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第三〇一条① 取締役は、第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、株式会社の株主（以下この款において「株主」という。）に対し、議決権の行使に当つての参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「株主総会参考書類」という。）及び株主が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

②（略）

第二編第四章第一節

第三款 第三三五条の二～第三三五条の七（改正により追加）

（費用等の請求）

第八五二条① 責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

②③（略）

第七編第四章第一節

第一款 本店の所在地における登記（改正により削られた）

（株式会社の設立の登記）

第九一条①②（略）

③（柱書略）

一～十二の二（略）（改正により追加）

十三～二十九（略）

第二款 支店の所在地における登記（改正により削られた）

（支店の所在地における登記）

第九二〇条① 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する支店が本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該支店の所在地において、支店の所在地における登記をしなければならない。

一 会社の設立に際して支店を設ける場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。） 本店の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併により設立する会社が新設合併に際して支店を設ける場合 第九百十二条第一項各号又は第二項各号に定める日から三週間以内

三 新設分割により設立する会社が新設分割に際して支店を設ける場合 第九百十四条第一項各号又は第二項各号に定める日から三週間以内

四 株式移転により設立する株式会社が株式移転に際して支店を設ける場合 第九百二十五条各号に掲げる日のいずれか遅い日から三週間以内

五 会社の成立後に支店を設ける場合 支店を設けた日から三週間以内

②（略）

支店の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに支店を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足る。

一 商号

二 本店の所在在場所

三 支店（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

③（略）

前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該支店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

④（略）

（他の登記所の管轄区域内への支店の移転の登記）

第九三一条 会社がその支店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（本店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに支店を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（支店における変更の登記等）

第九三二条 第九百十九条から第九百二十五条まで及び第九百二十九条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、支店の所在地において、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第九百十一条、第九百十三条又は第九百二十四条に規定する変更の登記は、第九百十三条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、当該変更があつた日から三週間以内に、支店の所在地において、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、第九百十一条、第九百十三条又は第九百二十四条に規定する変更の登記は、第九百十三条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、当該変更があつた日から三週間以内に、支店の所在地において、これらの規定に規定する登記をしなければならない。

（裁判による登記の嘱託）

第九三七条① 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店（第二号ト に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記がされているときにあつては、本店及び当該支店に係る支店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一～三（略）

④ 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる訴えに係る請求の目的に係る組織変更、合併又は会社分割により第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときは、各会社の支店の所在地を管轄する登記所にも前項各号に定める登記を嘱託しなければならない。（改正により削られた）

（特別清算による登記の嘱託）

第九三八条① 次の各号に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店（第三号に掲げる場合であつて特別清算の結了により特別清算終結の決定がされたときにあつては、本店及び支店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一～三（略）

②～⑥（略）

（欠格事由）

第九四三条（柱書略）

一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五

十条の二第十項及び第六十六条の四十第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百二十六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百六十五号）第五条の二十三第三項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三条第三項及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第五十条の十三第二項において準用する場合を含む）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十五条第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十条の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九条において準用する場合を含む）及び第百八十六条の二第四項、税理士法第四十八条の十九の二第六項（同法第四十九条の十三第三項において準用する場合を含む）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第八十七条の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十五条第六項（同法第十九条の六において準用する場合を含む）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第五十五条第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第三百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第十八条第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八条の三第五項（同法第四十八条の九第七項において準用する場合を含む）、社会保険労務士法（昭和四十一年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八条の二第五項、銀行法第四十九条の二第二項、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七条の二及び第二百十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九十四条第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三条の三第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六条の二第四項、信託業法第五十七条第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三条並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第四項に、第六十一条第七項及び第六十三条の二十第七項（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する）において準用する第九百五条第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二・三　（略）

（過料に処すべき行為）

第九十六条　（柱書略）

一～十八　（略）

十九　（略、改正後の十八の二）

新十九　（改正により追加）

十九の二～二十三の五　（略）

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一二**法七一**）本則一四条（令和四・九・一施行）

（特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記）

第四六条　特例有限会社が前条第一項の規定による定款の変更をする株主総会の決議をしたときは、その本店の所在地においては二週間以内に、その支店の所在地においては三週間以内に、当該特例有限会社については解散の登記をし、同項の商号の変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。この場合においては、会社法第九百十五条第一項の規定は、適用しない。

○会社法施行規則

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和二・一一・二七法務五二）本則一条（令和四・九・一施行）

（定義）

第二条①（略）

②（柱書略）

一―六十一（略）

新六十二（改正により追加）

六十三―百二十六（略、改正後の六十三―百二十七）

③（略）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四一条（柱書略）

一―六（略）

新七（改正により追加）

七（略、改正後の八）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第五四条（柱書略）

一―六（略）

新七（改正により追加）

七（略、改正後の八）

第二編第四章

第一節　株主総会及び種類株主総会

（招集の決定事項）

第六三条（柱書略）

一・二（略）

三（柱書略）

イ―ヘ（略）

ト（改正により追加）

四　法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（一定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ・ロ（略）

ハ（改正により追加）

五―七（略）

（議決権行使書面）

第六六条①②（略）

新③（改正により追加）

③④（略、改正後の④⑤）

第二編第四章第一節

第四款　第九五条の二―第九五条の四（改正により追加）

○会社計算規則

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和二・一一・二七法務五二）本則二条（令和四・九・一施行）

（定義）

第二条①（略）

②（柱書略）

一―十五（略）

十五の二（改正により追加）

十六―三十一（略）

③④（略）

（連結計算書類の提供）

第一三四条①②（略）

新③（改正により追加）

③―⑦（略、改正後の④―⑧）

○社債、株式等の振替に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則九条（令和四・九・一施行）

（総株主通知）

第一五一条①（略）

②（柱書略）

一（振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座及び第百五十五条第一項に規定する買取口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合、当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として前項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第百五十四条において「特別株主」という。））

二・三（略）

③―⑧（略）

（株式買取請求に関する会社法の特例）

第一五五条①（振替株式の発行者が会社法第百十六条第一項各号の行為（同法第百八十二条の二第一項に規定する株式の併合、事業譲渡等（同法第四百八十八条第一項に規定する事業譲渡等をいう。第四百四項において同じ。）、合併、吸収分割契約、新設分割、株式交換契約、株式移転又は株式交付をしようとする場合には、当該発行者は、振替機関等に対し、株式買取請求（同法第百十六条第一項、第百八十二条の四第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項、第八百六条第一項又は第八百十六条の六第一項の規定による請求をいう。以下この条において同じ。）に係る振替株式の振替を行うための口座（以下この条において「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が開設の申出をした買取口座があるとき、又はこれらの行為に係る株式買取請求をすることができる振替株式の株主が存しないときは、この限りでない。

②―⑧（略）

第一五九条の二（改正により追加）

○商業登記法

有効な改正前規定（商業登記法）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則六条（令和四・九・一施行）

（登記簿等の持出禁止）

第七条の二　登記簿及びその附属書類（第十七条第四項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という）を含む。以下この条、第九条、第十一条の三、第百四十条及び第百四十一条において同じ）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があったときは、この限りでない。

（附属書類の閲覧）

第一条の二　登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、第十七条第四項に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

（嘱託による登記）

第一五条　第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条、第四十八条から第五十条まで（第十五条の二、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）、第五十一条、第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十五条、第八十七条、第八十八条第二項、第八十九条から第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第九十三条第一項及び第二項、第九十五条第一項及び第二項、第百三十二条並びに第百三十四条の規定は、官庁の嘱託による登記の手続について準用する。

（登記申請の方式）

第一七条①②（略）

③　会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。（改正により削られた）

④　第二項第四号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、前二項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。（改正後の③）

（申請書の添付書面）

第一八条　代理人によって登記を申請するには、申請書（前条第四項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

（支店所在地における登記）

第四八条①　本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他に書面の添付を要しない。

②　支店の所在地において会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第四九条①　法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

②　前項の指定は、告示しなければならない。

③　第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

④　申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請について準用する。

⑤　第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。

⑥　前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

⑦　第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第五〇条①　本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

②　本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、登記所において、前条第一項の場合において、本店の所在地における登記の申請があった旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

③　前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

④　前二項の規定による登記官が法務省令で定める方法により提供されたときは、当該支店の所在地を管轄する登記所の登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取ったものとみなして、第二十一条の規定を適用する。

第五一条①（略）

②　本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併または新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

③　本店の所在地における第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

④　申請書の添付書面に関する規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請について準用する。

第五二条①（略）

②　前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

③　前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

第五三条①　前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

②　前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

③　前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

（準用規定）

第一八条　第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第百一条まで及び第百三条の規定は、合同会社の登記について準用する。

（同時申請）

第九一条①　会社法第七百六十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合における株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社がする株式交換又は株式移転による新株予約権の変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親会社又は株式移転により設立する株式会社（以下「株式交換完全親会社」という）の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。ただし、前項第九号に規定する場合には、本店の所在地における前項の登記の申請と第八十九条又は第九十条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

②　会社法第七百八十八条第一項第四号又は第七百七十三条第一項第九号に規定する場合における前項の登記の申請と第八十九条又は第九十条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

③　（略）

（準用規定）

第九五条　第四十七条第一項及び第四十八条から第五十三条までの規定は、合名会社の登記について準用する。

第一一一条　第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条及び第九十六条から第百一条までの規定は、合資会社の登記について準用する。

（準用規定）

第一八条　第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第九十三条、第九十四条、第九十六条から第百一条及び第百三条の規定は、合同会社の登記について準用する。

第一三八条①　前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

②　前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

③　前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

○船舶の所有者等の責任の制限に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則七条二号（令和四・一一・一施行）

第七五条①第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士又は弁護士法人の報酬で、その額が明らかでないものがあるときは、裁判所は、管理人に対して、基金につき相当額の保留をすることを命じなければならない。

②〔略〕

（費用等の保留命令）

第九三条①第九十二条第一項若しくは第九十三条第二項又は同条第一項の規定により立て替えられ、又は支弁されることとなる費用等及び弁護士又は弁護士法人の報酬は、次項に規定する費用を除き、基金から支弁する。

②―⑤〔略〕

（管理人の訴訟の追行の費用等）

○会社更生法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則一一条（令和四・九・一施行）

（更生計画の遂行等に関する登記の嘱託等）

第二六一条①第二百五十八条第一項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に更生会社又は更生計画の定めにより設立される会社について登記すべき事項が生じた場合について準用する。この場合において、会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、第三百五十八条第一項中「の本店」とあるのは、「の本店及び支店」と読み替えるものとする。

②―⑥〔略〕

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

有効な改正前規定（組織犯罪処罰法　犯罪被害回復給付金支給法　犯罪収益移転防止法　私事性的画像記録被害防止法）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）附則八条（令和四・六・一施行）

別表第三（第六条の二関係）

一―六十四　（略）

六十五　（改正により追加）

新六十五―九十一　略、改正後の六十六―九十二）

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二九条（令和四・一・一・一施行）

（支給の申請）

第九条①　（柱書略）

一・二　（略）

三　控除対象額（支給対象犯罪行為により失われた財産の価額に相当する損害について、そのてん補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失った対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該てん補又は賠償がされた場合に限る。）における当該てん補額及び賠償額を合算した額をいう。以下同じ。）

四　（略）

②　（略）

③　前二項の規定による申請その他この法律に基づく手続を代理人によりようとする者は、法定代理人により手続をしようとする場合を除き、弁護士（弁護士法人を含む。）を代理人としなければならない。

（被害回復事務管理人の選任等）

第二条①　検察官は、弁護士（弁護士法人を含む。）の中から、一人又は数人の被害回復事務管理人を選任し、次に掲げる事務の全部又は一部を行わせることができる。

一―四　（略）

②　（略）

（被害回復事務管理人の秘密保持義務等）

第二七条①　被害回復事務管理人（弁護士法人である場合には、その社員又は使用人である弁護士である。）又は被害回復事務を行うもの。以下この条において同じ。）又は被害回復事務管理人であった者は、被害回復事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

②　（略）

○犯罪による収益の移転防止に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則三一条（令和四・一・一・一施行）

（定義）

第二条①　（柱書略）

一―四十四　（略）

四十五　弁護士（外国法事務弁護士を含む。）又は弁護士法人（外国法事務弁護士法人を含む。）

四十六―四十九　（略）

②　（略）

③　（略）

○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三・四・二八法三七）附則五条（令和四・一〇・二七までに施行）

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例）

第四条　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第三条第二項及び第三条の二第一号の場合のほか、特定電気通信役務提供者（同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ。）は、特定電気通信（同条第一号に規定する特定電気通信をいう。以下この条において同じ。）による情報が送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者（同条第四号に規定する発信者をいう。以下この条において同じ。）に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであって、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

一　特定電気通信による情報で専ら私事性的画像記録に係るものの流通によって自己の名誉又は私生活の平穏（以下この号において「名誉等」という。）を侵害されたとする者（撮影対象者（当該撮影対象者が死亡している場合にあっては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）に限る。）から、当該名誉等を侵害したとする情報（以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報」という。）、名誉等が侵害されたと信じたとする情報が私事性的画像侵害情報等（以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報送信」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し私事性的画像侵害情報の送信を防止する措置（以下「私事性的画像侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があったとき。

二・三　（略）

○刑事訴訟法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一一条（令和四・一一・一施行）

第七六条【勾引された被告人と公訴事実・弁護人選任権の告知】

①（略）

②前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

③④（略）

○刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四・一・四政四）本則五条五号（令和四・六・一施行）

（柱書略）

一―二十八（略）

二十九　特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六一年法律第六十二号）

三十―五十一（略）

○少年審判規則

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・少年審判規則及び刑事訴訟規則の一部を改正する規則（令和三・一二・二三最高裁規三）本則一条（令和四・一一・一施行）

（親護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・法第四十五条第四号等）

第一四条の二①（略）

②前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、本人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

③④（略）

○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一五条三号（令和四・一一・一施行）

（信書の検査）

第二七条①（略）

②（柱書略）

一・二（略）

三　受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）との間で発受する信書

（信書の検査）

第三三条①②（略）

③（柱書略）

一（柱書略）

イ・ロ（略）

ハ　自己に対する留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）

二（略）

（信書の検査）

第一七〇条①②（略）

③（柱書略）

一（柱書略）

イ・ロ（略）

ハ　自己に対する海上保安留置業務管理者の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）

二（略）

○少年院法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一五条四号（令和四・一一・一施行）

（信書の検査）

第九九条①（略）

②（柱書略）

一―三（略）

四　在院者が自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。第百一条第二項において同じ。）との間で発受する信書

③（略）

○少年鑑別所法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則一五条五号（令和四・一一・一施行）

（信書の検査）

第九三条①（略）

②（柱書略）

一・二（略）

三　被観護在所者が自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別に関し弁護士法第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。以下この款において同じ。）から受ける信書

③（略）

○公益通報者保護法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二・六・一二法五一）本則（令和四・六・一施行）

第一章名（改正により追加）

（目的）

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もつて国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条① この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二一年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずる旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）に当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはその拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）

二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業（適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者

三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

四 （改正により追加）

②この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。

③この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 （略）

④ （略）

第三章名（改正により追加）

（解雇の無効）

第三条 公益通報者が次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に掲げる事業者が行つた解雇は、無効とする。

一 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合 当該労務提供先等に対する公益通報

二 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合 当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対する公益通報

イ～ロ （改正により追加）

三 （柱書略）

イ・ロ （略）

新ハ （改正により追加）

ハ 労務提供先から前二号に定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合（改正後の二）

ニ 書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。第九条において同じ。）により第一号に定める公益通報をした日から十日を経過しても、当該通報対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わない場合（改正後のホ）

ホ 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

（改正後のヘ）

（労働者派遣契約の解除の無効）

第四条 第二条第一項第二号に掲げる事業者が労働者派遣労働者から前条第一項第二号に掲げる事業者が行つた公益通報をしたことを理由として同項第三号に掲げる事業者がなした労働者派遣契約を（労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）の解除は、無効とする。

（不利益取扱いの禁止）

第五条① 第三条に規定するもののほか、第二条第一項第一号に掲げる事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

②前条に規定するものほか、第二条第一項第二号に掲げる事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、当該公益通報者に係る労働者派遣をする事業者に派遣労働者の交代を求めることその他不利益な取扱いをしてはならない。

③ （改正により追加）

新**第六条・第七条** （改正により追加）

（解釈規定）

第六条① 前三条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令（法律及び法律に基づく命令をいう。第七条第一項において同じ。）の規定の適用を妨げるものではない。

②③ （略）

④ 第一項の規定は、労働契約法第十四条及び第十五条の規定の適用を妨げるものではない。

④ （改正により追加）

（改正後の**第八条**）

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）

第七条 第三条各号に定める公益通報をしたことを理由とする一般職の国家公務員（以下この条において「一般職の国家公務員等」という。）に対する免職その他不利益な取扱いの禁止については、第二条から第五条までの規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百一十号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）、国会職員法（自衛隊法及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。この場合において、一般職の国家公務員等の任命権者その他の第二条第一項第一号に掲げる事業者は、第三条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職の国家公務員等に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならない。（改正後の**第九条**）

（他人の正当な利益等の尊重）

第八条 第三条各号に定める公益通報をする労働者は、他人の正当な利益又は共の利益を害することのないよう努めなければならない。（改正後の**第一〇条**）

（是正措置等の通知）

第九条 書面により公益通報者から第三条第一号に定める公益通報をされた事業者は、当該公益通報に係る通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置をとつたときはその旨を、当該公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知するよう努めなければならない。（改正により削られた）

第三章名（改正により追加）

新**第一一条・第一二条** （改正により追加）

（行政機関がとるべき措置）

第一〇条① 公益通報者から第三条第二号に定める公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報対象事実があるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

②前項の公益通報が第二条第二項第一号に掲げる犯罪行為の事実を内容とする公益通報であるときは、当該犯罪の捜査及び公訴については、前項の規定にかかわらず、刑事訴訟法（昭和二一年法律第百三十一号）の定めるところによる。（改正後の③）

（改正後の第**一三条**）

第一一条 （略、改正後の第**一四条**）

第四章 第一五条～第一〇条 （改正により追加）

第五章（第一二条・第一三条（改正により追加）

別表（第二条関係）

一～七 （略）

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの

有効な改正前規定（公益通報者保護法）

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

有効な改正前規定（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三・六・九法五八）本則二条（令和四・一〇・一施行）

（定義）

第一条　この法律（第一号に掲げる用語にあつては、第九条の三並びに第六十一条第三十三項及び第三十六項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五　（略）

（育児休業の申出）

第五条①　労働者は、その養育する一歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、その養育する子が一歳から八歳に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合があつては、更新後のもの。第三項及び第十一条第一項において同じ。）が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。

②　前項の規定にかかわらず、育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日の翌日以後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した者を除く。）が当該子を養育するために当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日から当該子が満一歳に達する日までの期間のうち当該労働者が当該育児休業をしようとする期間として当該事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者であつてその配偶者が当該子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）において育児休業をしているものにあつては、当該子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約が満了することが明らかでない者に限り、当該申出をすることができる。

④　労働者は、その養育する一歳六か月から二歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

一　当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の一歳六か月に達する日（次号及び第六項において「一歳六か月到達日」という。）において育児休業をしている場合

二　（略）

三　（改正により追加）

⑤　第一項ただし書の規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第一項ただし書中「一歳六か月」とあるのは「一歳」と読み替えるものとする。

⑥　第一項、第三項及び第四項の規定による出（以下「育児休業申出」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。この場合において、育児休業開始予定日は、当該申出があつた日の翌日から起算して二週間を経過する日（当該申出に係る子が出生した場合にあつては当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日）以後の日であつて当該申出に係る子の一歳六か月到達日（第四項の規定による申出にあつては当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日を、それぞれ育児休業開始予定日としなければならない。

⑦　第一項ただし書、第三項、第三項ただし書、第五項及び前項後段の規定により雇用される者であつて、その締結する労働契約の期間の末日を育児休業終了予定日（第七条第三項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該労働契約の更新が行い、当該更新後の労働契約の期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

（育児休業申出があつた場合における事業主の義務等）

第六条①②　（略）

③　事業主は、労働者からの育児休業申出があつた場合において、当該育児休業申出があつた日から起算して一月（前条第三項又は第四項の規定による申出にあつては、週間）を経過する日（以下この項において「月等経過日」という。）、当該育児休業開始予定日とされた日から当該一月等経過日（当該育児休業申出があつた日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定める事情が生じた場合にあつては、当該一月等経過日前の日で厚生労働省令で定める日。）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

④　（略）

（育児休業申出の撤回等）

第八条①　（略）

新②　（改正により追加）

②　前項の規定により育児休業申出を撤回した労働者は、当該育児休業申出に係る子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、育児休業申出をすることができない。（改正後の③）

③　（略　改正後の④）

（育児休業期間）

第九条①　（略）

②　（柱書略）

一・二　（略）

三　育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者の規定により休業する期間、第十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又はこれらに類する育児休業等期間が始まつたこと。

③　前条第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

新**第九条の二**～**第九条の五**　（改正により追加）

（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例）

第九条の二①　労働者の養育する子について、当該労働者の配偶者が当該子の一歳到達日以前のいずれかの日において該子を養育するために育児休業をしている場合における第一章から第五章まで、第五条第一項、第二十四条第一項及び第十一章の規定の適用については、第五条第一項中「一歳に満たない子」とあるのは「一歳に満たない子（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により育児休業をする場合にあつては、一歳二か月に満たない子」と、同条第三項ただし書中「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）」とあるのは「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）当該配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二項の規定によりし み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子が一歳到達日後である場合にあつては、当該子が一歳到達日後である場合にあつては、当該育児休業終了予定日と一歳到達日とのいずれか遅い日（当該子が一歳到達日後である場合にあつては、当該育児休業終了予定日）と、同項第一号中「又は、当該子が一歳到達日」とあるのは「（当該子が一歳到達日後である場合にあつては、当該育児休業終了予定日）」と、同項第一号中「一歳」とあるのは「一歳二か月」と、第十四条第一項ただし書中「一歳」とあるのは「一歳（当該労働者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第五条第一項の規定による申出をすることができる場合にあつては、一歳二か月）」とするほか、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

②　（略）

（改正後の**第九条の六**）

（公務員である配偶者がする育児休業に関する規定の適用）

第九条の三　第五条第三項及び第四項並びに前条の規定の適用については、当該労働者の配偶者が国の職員である場合にあつては、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三・五法律第百八号）第六条第二項、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三・五法律第百九号）第三条第二項（第九条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日（以下この項において「当該育児休業終了予定日」という。）が当該子の一歳到達日（当該配偶者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該育児休業終了予定日）と、同条第六項中「一歳到達日」とあるのは「一歳到達日（当該子を養育する労働者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業の二第一項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日」と、同条第六項中「一歳到達日」とあるのは「当該子を養育する労働者が第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第一項（第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業の二第一項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日」と、同条第六項中「一歳六か月到達日」とあるのは「当該子の一歳六か月に達する日（当該子が一歳到達日後である場合にあつては、当該子の一歳到達日）」と、同条第六項中「一歳六か月」とあるのは「一歳」とする。

（育児休業申出の撤回等）

新②　（改正により追加）

②　前項の規定により育児休業申出を撤回した労働者は、当該育児休業申出に係る子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、育児休業申出をすることができない。（改正後の③）

③　（略　改正後の④）

（育児休業申出があつた場合における事業主の義務等）

第九条①　（略）

②　（柱書略）

一・二　（略）

三　育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした労働者の規定により休業する期間、第十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、第十五条第一項に規定する介護休業期間又はこれらに類する育児休業等期間が始まつたこと。

③　前条第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百七十九号）第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。第二条第二項又は裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）第二条第二項の規定によりする請求及び当該請求に係る第四条第一項の規定によりする育児休業は、それぞれ第五条第一項又は当該請求に係る第三項の規定によりする申出及びこれらの育児休業とみなす。（改正後の**第九条の七**）

（不利益取扱いの禁止）

第一〇条　事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（介護休業申出の撤回等）

第一四条①　介護休業申出をした労働者は、当該介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日（第十二条第二項の規定による事業主の指定があった場合にあっては、当該事業主の指定した日。第二項において準用する第八条第三項及び次条第一項において同じ。）の前日までは、当該介護休業申出を撤回することができる。

②　（略）

③　第八条第三項の規定は、介護休業申出について準用する。この場合において、同項中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

（介護休業期間）

第一五条①②　（略）

③　（柱書略）

一　（略）

二　介護休業終了予定日とされた日までに、介護休業申出をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は新たな介護休業期間が始まったこと。

④　第八条第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

（準用）

第一六条　第一条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

（準用）

第一六条の四　第十条の規定は、第十六条の二第一項の規定による申出及び子の看護休暇について準用する。

（準用）

第一六条の七　第十条の規定は、第十六条の五第一項の規定による申出及び介護休暇について準用する。

有効な改正前規定（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

④　**第一六条の八**①—③　（略）

一・二　（柱書略）

三　制限期終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

⑤　（略）

④　**第一七条**①—③　（略）

一・二　（柱書略）

三　制限期終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

⑤　（略）

第一九条①—③　（略）

④　（柱書略）

一・二　（略）

三　制限期終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

⑤　（略）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第二一条①　事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

②　（略）

（育児休業等に関する定めの周知等の措置）

第二一条の二①　（略）

②　事業主は、労働者が育児休業申出又は介護休業申出をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対し、前項各号に掲げる事項に関する当該労働者に係る取扱いを明示するよう努めなければならない。

（雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置）

第二三条①　事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

一—三　（略）

②　前項に定めるもののほか、事業主は、育児休業申出及び介護休業申出並びに育休休業及び介護休業後における就業が円滑に行われるようにするため、育児休業及び介護休業をする労働者が雇用される事業所における労働者の配置その他の雇用管理、育児休業又は介護休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（公表）

第五六条の二　厚生労働大臣は、第六条第一項（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十六条の三第一項、第十六条の六第一項、第十六条の八第一項（第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二、第十九条第一項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで、第二十三条の四、第二十五条第一項若しくは第二項（第五十二条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の規定に違反していると認める事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（労働政策審議会への諮問）

第五七条　厚生労働大臣は、第二条第一号及び第四項第三号から第五号まで、第五条第二項、第三項第二号及び第四項第三号、第六条第一項第二号（第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項において準用する場合を含む。）及び第二項第十七条第二項、第五十二条第二項（第十三条において準用する場合を含む。）、第八条第一項及び第三項（第九条第二項第一号、第十二条第二項、第十五条第三項第一号、第十六条の二第一項第一号、第十六条の五第一項及び第二項、第十八条第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第二号及び第十八条第一項第二号（これらの規定を第十六条第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項第二号及び第三号、第二項並びに第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項及び第四項第一号（これらの規定を第二十三条の四第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条第一項、第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項及び第五十六条の規定による有給休暇に関する制度、第十六条の六の規定による所定外労働の制限に関する制度、「制度」とあるのは「制度」と、第二十八条及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十二条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第三項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第五十九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第六九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第七九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第八九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第九九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一〇九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一一九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一二九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一三九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四六条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四七条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四八条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一四九条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一五〇条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一五一条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一五二条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一五三条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一五四条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一五五条第一項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、同条第二項中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び第五十五条から第五十八条までの規定による有給休暇に関する制度」と、第一五六条第一

調停員」と、第五十六条の二中「第十六条の六第一項、第十六条の八第一項、第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十七条第一項（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条の二」とあるのは「第十六条の五第一項及び第四項第一号二項、第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第二号、第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十六条の五第一項及び第二項」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」とする。

③ 略

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和三・九・三〇**厚労一六六**）本則一条（令和四・一〇・一施行）

（法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情）

第五条 （柱書略）

一 略

二 法第五条第一項の申出をした労働者について新たな育児休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子の全てが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ―ハ 略

三―八 略

第五条の二 （改正により追加）

（法第五条第三項の厚生労働省令で定める場合）

第六条 （柱書略）

一・二 略

三 （改正により追加）

（育児休業申出の方法等）

第七条① （柱書略）

一―四 略

四の二・四の三 （改正により追加）

五・六 略

七 第五条各号に掲げる事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実

八 法第五条第三項又は同条第四項の申出をする場合にあっては、第六条各号又は第六条の二の規定により読み替えて準用する第六条各号に掲げる場合に該当する事実

九 配偶者が育児休業申出に係る子の一歳到達日（法第五条第一項に規定する一歳到達日をいう。以下同じ。）又は一歳六か月到達日（法第五条第四項第一号に規定する一歳六か月到達日をいう。）において育児休業をしている労働者が法第五条第三項又は同条第四項の申出をする場合にあっては、その事実

十・十一 略

十二 法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合にあっては、当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該労働者の配偶者がしている育児休業に係る育児休業期間の初日以後である事実

② 前項の申出及び第項の通知は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によって行わなければならない。

一―三 略

③―⑥ 略

⑦ 事業主は、第一項の育児休業申出があったときは、当該育児休業申出をした労働者に対して、当該育児休業申出に係る子の妊娠、出生（育児休業申出に係る子が当該育児休業申出の際に出生していない場合にあっては、出産予定日）若しくは養子縁組の事実又は同項第二号若しくは第三号から第十二号までに掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第五条第七項に規定する場合は、この限りでない。

⑧ 略

第九条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一―五 略

（法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由）

第一〇条 法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一―五 法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において労働者の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）。

六 法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の申出により子の一歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において労働者の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）。

第一一条の二―第一二条の二〇 （改正により追加）

（法第十二条第三項の指定）

第一六条① 法第十二条第三項の指定は、介護休業開始予定日とされた日（その日が介護休業申出があった日の翌日から起算して三日を経過する日後の日である場合にあっては、当該三日を経過する日）までに、介護休業開始予定日として指定する日を介護休業申出をした労働者に通知することによって行わなければならない。（改正後の本条）

② 第十二条第二項の規定は、前項の指定について準用する。

（改正により削られた）

（法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由）

第三〇条 法第十四条第三項において準用する法第八条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一―三 略

（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める事項等）

第六九条の三① （柱書略）

一 略

二 育児休業申出の申出先

三 略

四 労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い

②③ 略

（法第二十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第七〇条 （柱書略）

一 法第九条第二項第一号に掲げる事情が生じたことにより育児休業期間が終了した労働者及び法第十五条第三項第一号に掲げる事情が生じたことにより介護休業期間が終了した労働者の労務の提供の開始時期に関すること。

二 略

（法第二十一条の二第二項の取扱いの明示）

第七一条 法第二十一条の二第二項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後速やかに、当該育児休業申出又は介護休業申出をした労働者に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。

○中小企業退職金共済法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五法四〇）附則八九条（令和四・五・一施行）

（資産管理運用機関等からの移換額の移換等）

第二一条の三①　事業主（確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をしたものに限る。）が、その雇用する加入者（確定給付企業年金法第二条第四項に規定する加入者をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）であつた者又は企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。第六項及び次条第一項において同じ。）であつた者を被共済者として退職金共済契約を締結する場合において、次の各号に掲げる者が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該各号に定める資産を機構に移換することその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が、機構に対して厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該各号に掲げる者との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該資産の移換を受けるものとする。

一・二　（略）

②―⑤　（略）

⑥　第一項及び前項の規定は、確定給付企業年金又は企業型年金を実施していた事業主が、その雇用する加入者であつた者又は企業型年金加入者であつた者を被共済者として退職金共済契約を確定給付企業年金法第八十二条の四第一項又は確定拠出年金法第五十四条の五の規定による申出をする前から締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

⑦―⑨　（略）

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三・六・九法五八）附則一二条（令和四・一〇・一施行）

附則

（雇用保険率の変更に関する暫定措置）

第一〇条　雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額（同条第一項第四号ヘの規定による国庫の負担額を除く。）、同条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額」とあるのは、「附則第十三条第一項の規定による国庫の負担額（育児休業給付金に係る国庫の負担額を除く。）及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」とする。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三・六・九法五八）附則一三条（令和四・一〇・一施行）

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）

第四七条の三　労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条（同法第十六条、第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第十六条の十、第十八条の二、第二十条の二、第二十一条第二項、第二十三条の二、第二十五条及び第二十五条の二第二項の規定を適用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

○雇用保険法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

有効な改正前規定（雇用保険法）

改正法令一覧

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三・六・九法五八）本則五条（令和四・一〇・一施行）

（特例高年齢被保険者に対する失業等給付等の特例）

第三七条の六①　前条第一項の規定により高年齢被保険者となつた者に対する第六十一条の四第一項及び第六十一条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中「した場合」とあるのは、「全ての適用事業においてした場合」とする。

②　〔略〕

（高年齢雇用継続基本給付金）

第六一条の一①　〔略〕

②　この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

③～⑦　〔略〕

（高年齢再就職給付金）

第六一条の二①　〔略〕

②　前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌月から起算して一年（当該就職日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年を経過する日の属する月（その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する月であるときは、六十五歳に達する日の属する月）までの期間内にあるときは、六十五歳に達する日の属する月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

（育児休業給付）

第六一条の六①　育児休業給付は、育児休業給付金とする。

②　〔略〕

（育児休業給付金）

第六一条の七①　育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八八号）第八百十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に係属している場合に限る。）を当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号ただし書規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親又は被保険者を委託された児童（以下この項において「児童」という。）を含む。以下この項において同じ。）その子が一歳に達した日後に当該子が当該被保険者との間における同項に規定する養子縁組に係る離縁の日（以下この項において「離縁の日」という。）その他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この章

○厚生年金保険法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五**法四〇**）本則四条（令和四・一〇・一施行）

・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三・六・一一**法六八**）本則三条（令和四・一〇・一施行）

（適用事業所）

第六条①（柱書略）

一（柱書略）

イ～ホ（略）

ヘ 貨物積み卸しの事業

ト 焼却、清掃又はと殺の事業

チ～タ（略）

シ（改正により追加）

二・三（略）

②～④（略）

（適用除外）

第一二条（柱書略）

一 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては所定の期間を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。

イ（略）

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

二―四（略）

五 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ（略）

ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。（改正により削られた）

ハ・ニ（略、改正後のロ・ハ）

（育児休業期間中の保険料の徴収の特例）

第八一条の一① 育児休業等をしている被保険者（次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施関に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

一・二（改正により追加）

② 第二号厚生年金被保険者又は第三号厚生年金被保険者に係る保険料について、前項の規定を適用する場合においては、同項中「除く。」が使用される事業所の事業主」とあるのは、「除く。」とする。

③（改正により追加）

（保険料の徴収等の特例）

第八四条の二 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者に係る保険料の徴収、納付及び源泉控除については、第八十一条の二第一項、第八十一条の二第一項、第八十二条第二項及び第三項並びに前三条の規定にかかわらず、共済各法の定めるところによる。

（機構への事務の委託）

第一〇〇条の一①（柱書略）

一―二十八（略）

二十九 第八十一条第一項、第八十一条の二第一項、第八十一条の二の二第一項及び第八十五条の規定による保険料の徴収に係る事務（第百条の四第一項第二十七号から第三十一号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号、第三十一号及び第三十三号に掲げる事務を除く。）

三十―三十九（略）

②③（略）

附則

（被保険者の資格の特例）

第四条の二 国家公務員共済組合法第七十二条第二項の規定により同法による長期給付に関する規定の適用を受けない同項に規定する職員は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、被保険者とはしない。（改正後の①）

②（改正により追加）

附則（平成一四・八・二三法六二）

（厚生年金保険の短時間労働者への適用に関する経過措置）

第一七条①―⑪（略）

⑫ この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（七十歳未満の者のうち、厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。（中略）の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

第一七条の二（略、改正後の①）

②（改正により追加）

有効な改正前規定（厚生年金保険法）

○確定給付企業年金法

有効な改正前規定（確定給付企業年金法）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五法四〇）本則二〇条（令和四・五・一施行）

（規約で定める事項）

第四条（柱書略）

一　確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項及び第三項、第十三条の二第六項及び第七項、第十三条の四第一項、第十八条第五号、第九十条第四項及び第五項並びに第九十七条第一項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所

二―九　（略）

（掛金の納付）

第五六条①②（略）

③　資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項又は第三十一条の四第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構（第八十二条の四第一項及び第八十三条の五第一項において「機構」という。）から同法第十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡し又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の移換を受けたときは、これらの金額については、前条及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。

（確定給付企業年金から確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換）

第八二条の三①　確定給付企業年金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）同法第二条第十七項に規定する個人型年金加入者をいう。）同法第二条第十七項に規定する個人型年金加入者（第九十一条の二十七第一項において同じ。）の資格を取得したときは、当該確定給付企業年金の事業主等に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第二条第五項に規定する連合会（以下この条、第九十八条第三項及び第九十一条の二十七において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

②③　略

④　当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等（確定拠出年金法第七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。第九十一条の二十七第四項において同じ。）又は国民年金基金連合会は、第二項の規定により脱退一時金相当額が当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に移換されたときは、その旨を当該中途脱退者に通知しなければならない。

⑤　略

新**第八二条の四**　（改正により追加）

第八二条の四・第八二条の五　（略、改正後の**第八二条の五・第八二条の六**）

（連合会）

第九一条の二①　事業主等は、確定給付企業年金の中途脱退者及び第九十一条の二十第一項に規定する終了制度加入者等に係る老齢給付金の支給を共同して行うとともに、第九十一条の二十六及び第九十一条の二十七に規定する積立金の移換を円滑に行うため、企業年金連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

②　略

（連合会の業務）

第九一条の一八①　（柱書略）

一　次条第一項の規定により脱退一時金相当額の移換を受け、同条第二項の規定により中途脱退者又はその遺族についても老齢給付金又は遺族給付金（一時金として支給するものに限る。）次号、次項第一号、同条第三項及び第九十一条の二十第三項、第五項、第九十一条の二十一第三項、第九十一条の二十六第四項並びに第九十一条の二十七第三項において同じ。）の支給を行うこと。

二　（柱書略）

②　一・二　（略）

新三　（改正により追加）

③　連合会は、第九十一条の二十六第一項又は第九十一条の二十七第一項の申出に基づき、確定給付企業年金の資産管理運用機関等又は企業型年金の資産管理機関若しくは国民年金基金連合会に当該申出に係る積立金を移換することができる。

④―⑦　（略）

新**第九一条の二三**　（改正により追加）

第九一条の三　（略、改正後の**第九一条の二四**）

（準用規定）

第九一条の二四　第三十一条、第三十三条、第三十四条第一項及び第三十五条の規定は連合会が支給する給付について、第三十六条第一項及び第二項（第二号を除く。）、第三十七条、第三十八条並びに第四十条の規定は連合会が支給する老齢給付金について、第四十七条、第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は連合会が支給する第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第四項、第九十一条の二十一第三項及び第九十六条、第四十四条、第四十六条、第五十二条及び第五十四条規定は連合会が支給する障害給付金について、第五十九条、第六十条第一項及び第二項、第六十一条並びに第六十六条から第四十八条までの規定はこの法律の規定による連合会の積立金の積立て及びその運用について、第十七条の規定はこの法律の規定により連合会が締結した資産運用契約について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。（改正後の**第九一条の二五**）

（政令への委任）

第九一条の二五　第九十一条の十九から前条までに定めるもののほか、連合会による中途脱退者に係る措置及び終了制度加入者等に係る措置に関し必要な事項は、政令で定める。（改正後の**第九一条の二六**）

（連合会から確定給付企業年金への積立金の移換）

第九一条の二六①　連合会が第九十一条の十九第三項又は第九十一条の二十第三項の規定により老齢給付金の支給に関する義務を負っている者（以下この条及び次条において「中途脱退者等」という。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

②―⑤　略

（改正後の**第九一条の二七**）

（連合会から確定給付企業年金への移換）

第九一条の二七①　連合会が第九十一条の十九第三項又は第九十一条の二十第三項の規定により老齢給付金の支給に関する義務を負っている者（以下この条及び次条において「中途脱退者等」という。）は、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、連合会及び当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、連合会から当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に連合会の規約で定める積立金の移換ができる旨が定められているときは、連合会に当該積立金の移換を申し出ることができる。ただし、中途脱退者等が連合会が支給する老齢給付金の受給権を有するときは、この限りでない。

②　連合会が第九十一条の二十九第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。

③　略

（改正後の**第九一条の三**）

（清算）

第九一条の三①　連合会が第九十一条の二十九第一項第一号の規定により解散したときは、理事が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

②　連合会が第九十一条の二十九第一項第二号の規定により解散したときは、厚生労働大臣が清算人を選任する。

③　略

（改正後の**第九一条の三**）

（規約で定める事項）

第九一条の二七・第九一条の二八　（略、改正後の**第九一条の二七・第九一条の二八**）

第十一章第四節

第九一条の二九　（略、改正後の**第九一条の三〇**）

（連合会の解散による年金給付等の支給に関する義務等の消滅）

第九一条の三〇　連合会は、解散したときは、中途脱退者及び終了制度加入者等に係る年金給付及び一時金の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった年金給付若しくは一時金で未だ支給していないものの支給又は第九十一条の二十六第二項若しくは第九十一条の二十七第二項の規定により解散した日までに移換すべきであった積立金で未だ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。（改正後の**第九一条の三一**）

○確定拠出年金法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和一・六・五法四〇）本則二三条・二三条（令和四・五・一、令和四・一〇・一施行）

（定義）

第一条①―⑤（略）

⑥この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者をいい、（第一号等厚生年金被保険者）とは、厚生年金保険の被保険者のうち厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）をいう。

⑦―⑬（略）

（規約の承認）

第三条①厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において該当厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であつた者で六十歳に達した日以後引き続き第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの（当該規約において定める六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達しないものに限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ）の過半数で組織する労働組合がある場合には当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

②③（略）

一（柱書略）

（企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（次項及び第四十七条第五号、第五十五条第二項第四号の二、第七十条、第七十一条並びに第七十八条を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所

二―五（略）

六 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて、定年金の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

六の二 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢に関する事項（改正により削られた）

七・七の二（略）

七の三 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合であつて、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めるときは、その旨（改正により削られた）

八―十二（略）

④―⑥（略）

書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて、定年金の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

六の二 六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢に関する事項

七・七の二（略）

七の三 企業型年金加入者が掛金を拠出することができることを定める場合であつて、当該企業型年金加入者が個人型年金加入者となることができることを定めるときは、その旨（改正により削られた）

八―十二（略）

④―⑥（略）

（承認の基準等）

第四条①・二（柱書略）

二の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢は、六十五歳以下の年齢であること。（改正により削られた）

三―八（略）

②―④（略）

⑤厚生労働大臣は、前条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条第一項の承認をしたときは、厚生労働省令で定める事項を連合会に通知しなければならない。（改正により削られた）

（規約の変更）

第五条①②（略）

③前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。ただし、第一項の変更がすべての実施事業所に係るものでない場合であつて、規約において、あらかじめ、当該変更について前項の同意があつたときは、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同項の同意があつたものとみなすことができる。

④前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第一号等厚生年金被保険者（企業型年金に係る規約において六十歳に達した日以後引き続き第四号厚生年金被保険者であつたものに限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ」とあるのは「第一号等厚生年金被保険者（企業型年金に係る規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達しないものに限る。）のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ」と、同条第五項中「について」とあるのは「について当該事項に係る」と読み替えるものとする。

（企業型年金加入者）

第九条①実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、（企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において当該該当施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であつた者で六十歳に達した日以後引き続き該実施事業所に使用される第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者であるもの（当該一定の年齢に達しない者に限る。）のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。）第一号等厚生年金被保険者（企業型年金事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であるもの（当該一定の年齢に達しない者に限る。）のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。）実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者（企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としない。

（資格喪失の時期）

第一一条（企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実があつた日に更に前条各号のいずれかに該当するに至つたとき、又は第一号に該当する至つたときは、当該至つた日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一―五（略）

六 六十歳（企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢）に達したとき。

（企業型年金運用指図者）

第一五条①（柱書略）

（企業型年金規約において六十歳以上六十五歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金加入者であつて、第十一条第二号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に係る個人別管理資産がある者に限る。）

二 第十一条第六号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。（改正により削られた）

②―④（略）

三（略、改正後の二）

（個人別管理資産額の通知等）

第一七条（略、改正後の①）

②（改正により追加）

（支給要件）

第三三条①（企業型年金加入者であつた者であつて次の各号に掲げるもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。）が、それぞれ当該各号に定める年齢数以上の期間を有するときは、その者は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型記録関連運営管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

一―六（略）

②③（略）

（七十歳到達時の支給）

第三四条①企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく七十歳に達したときは、資産管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

（支給要件）

第三七条①（企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が、疾病にかかり、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その初日に治療の効果が認められない状態に至つた日を含む。）とし、以下「障害認定日」という。）から七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

②（企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（以下この項において「基準傷病」という。）に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であつて、基準傷病について障害認定日から七十歳に達する日の前日までの間において、基準傷病による障害の状態と他の障害とを併合して前項の政令で定める程度の障害の状態に該当するに至つたとき（基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病）の初診日以降であるときに限る。）は、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

③（略）

第四六条①②（略）

③第四条第二項、第三項及び第五項の規定は、第一項の終了の承認の申請があつた場合について準用する。

新第五四条の五（改正により追加）

第五四条の五（略、改正後の**第五四条の六**）

有効な改正前規定（確定拠出年金法）

（政令への委任）

第五四条の六　第五十四条から前条までに定めるもののほか、企業型年金の資産管理機関への資産及び脱退一時金相当額等並びに確定給付企業年金の資産管理運用機関等及び機構への個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。（改正後の第五四条の七）

（個人型年金加入者）

第六二条の一①　（柱書略）

一　（略）

二　六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（企業型年金加入者（企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（第三項第七号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）

三　（略）

四　（改正により追加）

（改正により追加）

②　個人型年金加入者は、前項の申出をした日に個人型年金加入者の資格を取得する。（改正後の③）

③　個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日（第一号に該当するに至つたときは、その翌日とし、第五号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一　（略）

二　六十歳に達したとき。（改正により削られた）

三　国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（前一号に掲げる場合を除く。）。（改正後の二）

四　（略、改正後の三）

四―五　（略、改正後の三―五）

七　企業型年金等対象者となつたとき。（改正後の七）

新七・八　（改正により追加）

（改正後の④）

④　個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、個人型年金加入者でなかつたものとみなす。（改正後の⑤）

（個人型年金運用指図者）

第六四条①　第六十二条第三項各号（第一号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至つたことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者（個人型年金に係る個人別管理資産がある者に限る。）は、個人型年金運用指図者とする。

②―④　（略）

⑤　第六十二条第四項の規定は個人型年金運用指図者の資格について、前条の規定は個人型年金運用指図者期間を計算する場合について準用する。

（中小事業主掛金）

第六八条の二①　中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者の第六項の規定により掛金を拠出する場合（第七十条第二項の規定により当該中小事業主を介して納付を行う場合を除く。）は、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、年一回以上、定期的に、掛金を拠出することができる。

②―⑦　（略）

（拠出限度額）

第六九条　一年間の個人型年金加入者掛金の額（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ。）の総額は、拠出限度額（一年間に拠出することができる個人型年金加入者掛金の総額の上限として、個人型年金加入者の種別、第一号加入者、個人型年金加入者であつて、第六十二条第一項第一号に掲げるものをいう。）、第二号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。）、第三号加入者（個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう。）及び国民年金基金の掛金の額を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。

（脱退一時金相当額等の移換）

第七〇条の二①　連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等の移換を受けることができる。

②　前項の規定により連合会が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各個人により連合会が当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該個人型年金加入者等に係る第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

（脱退一時金相当額等の移換があつた場合の運用の指図の特例）

第七〇条の三　第二十五条の二の規定は、前条第一項の規定により移換されて脱退一時金相当額等がある場合について準用する。この場合において、第二十五条の二第一項中「納付されるべき掛金等」とあるのは、「第七十四条の二第一項の規定により移換される脱退一時金相当額等」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第七四条の五　前三条に定めるもののほか、連合会への脱退一時金相当額及び確定給付企業年金の資産管理運用機関等への個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

（その他の者の個人別管理資産の移換）

第八三条①　（柱書略）

一　当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五四条の四、第八十条若しくは第八十三条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかつたもの（当該企業型年金の企業型年金規約において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五四条の四、第八十条若しくは第八十三条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかつたもの

二　当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金が終了した日が属する月の翌月から起算して六月以内に第五四条の四、第八十条若しくは第八十三条若しくは第七十二条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により移換されなかつたもの

②③　（略）

（事業主への資産の返還）

第八四条①　企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第五十五条の四、第八十三条の二第二項若しくは第八十四条又は中小企業退職金共済法第三十一条の三の規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

②　（略）

（脱退一時金）

第八五条の二①　当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であつた者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

一―三　（略）

②―⑤　（略）

附則

（脱退一時金）

第二条の二①　当分の間、次の各号のいずれにも該当する企業型年金加入者であつた者は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に、脱退一時金の支給を請求することができる。

一―三　（略）

②―⑤　（略）

第二条①　（柱書略）

一　保険料免除者であること。

新二―四　（改正により追加）

二―四　（略、改正後の五―七）

五　前条第一項の規定による脱退一時金の支給を受けていないこと。（改正により削られた）

②―⑤　（略）

○健康保険法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二・六・五**法四〇**）本則九条・二九条（令和四・一〇・一施行）

・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和二・六・一二**法六〇**）本則一条（令和四・一〇・一施行）

（定義）

第三条①　（柱書略）

一　（略）

二　臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの（イに掲げる者にあつては一月を超え、ロに掲げる者にあつては日を超え、引き続き使用されるに至つた場合を除く。）

イ　（略）

ロ　二月以内の期間を定めて使用される者

三―八　（略）

九　事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者については、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者（以下この号において単に「通常労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常労働者の一週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの

イ　（略）

ロ　当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。（改正により削られた）

ハ・ニ　（略、改正後のロ・ハ）

②　（略）

③　（柱書略）

一　イ―ヘ　（略）

ト　焼却、清掃又はとさつの事業

チ―タ　（略）

レ　（改正により追加略）

④―⑦　（略）

⑧　（柱書略）

一　臨時に使用される者であって、次に掲げるもの（同一の事業所において、イに掲げる者にあっては一月を超え、引き続き使げる者にあってはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合（所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至った場合を除く。）を除く。）

イ　（略）

ロ　二月以内の期間を定めて使用される者

二・三　（略）

⑨―⑬　（略）

第一五九条　育児休業等をしている被保険者（第百五十九条の三の規定の適用を受けている被保険者を除く。）が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

一・二　（改正により追加）

②　（改正後の①）

③　（改正により追加）

第二〇四条①　（柱書略）

一―十一　（略）

十二　第百五十九条及び第百五十九条の三の規定による申出の受理

十三―二十一　（略）

②―④　（略）

附則（平成二四・八・二三法六二）

第四六条①―⑪　（略）

⑫　この条において特定事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であって、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

○社会保険労務士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七**）本則七条（令和四・九・一施行）

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則一三条二号（令和四・一一・一施行）

（受験資格）

第八条　（柱書略）

一―六　（略）

七　社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人（第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。）又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して三年以上になる者

八―十　（略）

（入会及び退会）

第二五条の二九①―③　（略）

④　社会保険労務士法人は、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に事務所を設け、又は社会保険労務士法人の各事務所を各所属社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に移転したときは、社会保険労務士法人の事務所の新所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所の新所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員となる。

⑤　社会保険労務士法人は、その事務所の移転又は廃止により、所属社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域内に社会保険労務士法人の事務所を有しないこととなったときは、旧所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該社会保険労務士会を退会する。

⑥―⑦　（略）

○児童手当法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律（令和三・五・二八**法五〇**）本則二条（令和四・六・一施行）

附則

（特例給付）

第二条①　当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

②　前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に次項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。

③　（改正により追加）

新③　第六条第二項、第七条第一項及び第三項、第八条から第十一条まで、第十二条第一項、第十三条から第二十二条まで（第二十一条の二を除く。）、第二十三条から第二十八条まで、第十二条第一項、第二条及び第六項を除く。）並びに第三十条の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八条第三項中「被用者等でない者」被用者又は公務員（施設等受給資格者である公務員を除く。）でない者をいう。以下同じ。」とあるのは「公務員でない者」と、「費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）」とあるのは「費用」と、第十九条中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）については第二四十五分の三七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）については第二の三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二条第一項において準用する第八条第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二条第一項の給付に要する費用については、その三分の二に相当する額を」と、第二十六条第一項中「被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。）の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。（改正後の④）

④　略、改正後の⑤）

⑤　第一項の給付に係る第二十九条の二の規定の適用については、同条中「第二十二条の二」とあるのは「第二十二条」と、「第二十九条」とあるのは「第二十九条（これらの規定を附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第一項（附則第二条第三項において準用する場合を含む。）」とする。（改正後の⑥）

⑥　第一項から第四項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

⑦　略、改正後の⑧）

○高齢者の医療の確保に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和三・六・一二**法六六**）本則五条（令和四・一〇・一施行）

（一部負担金）

第六七条①　（柱書略）
一　次号に掲げる場合以外の場合　百分の十
新二　（改正により追加）
二　当該療養の給付を受ける者又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者の他政令で定める者についてその負担するところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である場合　百分の三十（改正後の三）
②　（略）

（国の負担）

第九三条①　国は、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合計額（以下「療養の給付等に要する費用の額」という。）から第六十七条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に係る療養の給付等に要する費用の額（以下「特定費用の額」という。）を控除した額（以下「負担対象額」という。）の十二分の三に相当する額を負担する。
②　国は、前項に掲げるもののほか、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、被保険者に係るすべての医療に関する給付に要する費用の額に対する高額な医療に関する給付の調合等を勘案して、高額な医療に関する給付の発生による後期高齢者医療の財政に与える影響が著しいものとして政令で定めるところにより算定する額以上の高額な医療に関する給付に要する費用の合計額に次に掲げる率の合計を乗じて得た額（第九十六条第二項において「高額医療費負担対象額」という。）の四分の一に相当する額を負担する。
一・二　（略）
③　（略）

○高齢者の居住の安定確保に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三・五・一九**法三七**）本則四四条（令和四・五・一八まで施行）

（登録の基準等）

第七条①　（柱書略）
一―五　（略）
六　（柱書略）
イ　書面による契約であること。
ロ―ヘ　（略）
七―九　（略）
②―⑤　（略）

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第一七条　（略　改正後の①）
②　（改正により追加）

（事業の認可及び借地借家法の特例）

第五三条　（略　改正後の①）
②　（改正により追加）

（事業認可申請書）

第五三条①　終身賃貸事業者は、前条の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業認可申請書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。
一―八　（略）
②　終身賃貸事業者は、前条の認可の申請を当該賃貸住宅に係る第五条第一項の登録の申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

（認可の基準）

第五四条　都道府県知事は、第五十二条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同条の認可をすることができる。
一　（略）
二　賃貸住宅において、公正証書による等書面によって契約をする建物の賃貸借（一戸の賃貸住宅の賃貸借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借）であって賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの（以下「終身建物賃借」という。）をするものであること。ただし、賃借人を居住させるために、終身建物賃貸借を仮に人居させるために、終身建物賃貸借に先だち、定期建物賃貸借（借地借家法第三十八条第一項の規定による建物賃貸借をいい、一年以内の期間を定めたものに限る。次号において同じ。）をする場合はこの限りでない。
三―八　（略）

（事業の認可の通知）

第五五条　都道府県知事は、第五十二条の認可をしたときは、速やかに、その旨を当該認可を受けた終身賃貸事業者に通知しなければならない。

（事業の変更）

第五六条①　第五十二条の認可を受けた終身賃貸事業者は、当該認可を受けた事業の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。
②　（略）

（期間付死亡時終了建物賃貸借）

第五七条　第五十二条の認可（前条第一項の変更の認可を含む。以下「事業の認可」という。）を受けた終身賃貸事業者（以下「認可事業者」という。）は、当該事業の認に係る賃貸住宅（以下「認可住宅」という。）において、第五十四条第二号及び第三号の規定にかかわらず、賃借人となろうとする者（一戸の認可住宅の賃借人となろうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人となろうとする者の全てから特に申出があった場合においては、公正証書による等書面によって契約をする建物の賃貸借（一戸の認可住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借）であって借地借家法第三十八条第一項の規定によりあり契約の更新がないこととする旨が定められた期間の定めがあり、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの（以下「期間付死亡時終了建物賃貸借」という。）をすることができる。

○医療法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則七一条（令和四・九・一施行）

第九三条　**（同前）**　（柱書略）
一・二　（略）
新三　（略　改正により追加）
三―十三　（略　改正後の四―十四）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・一二・四法六三）

本則三条（令和四・一二・一施行）

（販売、授与等の禁止）

第五五条① 第五十五条から前条まで、第六十八条の二第一項、第六十八条の二の三又は第六十八条の二の四第二項の規定に違反する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

② 〔略〕

新第六八条の二の五（改正により追加）

第六八条の二の五 〔略、改正後の第六八条の二の六〕

（立入検査等）

第六九条① 厚生労働大臣又は都道府県知事は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者若しくは製造業者、医療機器の修理業者、第十八条第五項、第二十三条の二の十五第五項、第二十三条の二の十六第四項、第二十三条の二の八第二項、第二十三条の二の十二、第二十三条の二の十四（第四十条のニにおいて準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十五第四項（これらの規定を第四十条のニにおいて準用する場合を含む。）、第二十三条の二の十六、第二十三条の二の十八第二項、第二十四条の二、第十八条第一項から第四項まで、第十八条の二、第十八条、第二十三条、第二十三条の二、第二十三条の二の五第四項、第二十五項若しくは第十六項

○有限責任事業組合契約に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一二法七一）本則二一条（令和四・九・一施行）

（従たる事務所の所在地における登記）

第六四条① 従たる事務所を設けたとき（当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

② 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

③ 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六四条の二　組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。（改正により削られた）

（従たる事務所の所在地における清算結了の登記）

第六四条の三　清算が結了したときは、第五十一条の承認の日から三週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。（改正により削られた）

（管轄登記所及び登記簿）

第六五条① 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

② （略）

（登記の申請）

第六六条　第五十七条から第五十九条まで、第六十四条及び第六十四条の二の規定による登記は組合員の申請によって、第六十一条から第六十三条まで及び第六十四条の三の規定による登記は清算人の申請によってする。

（商業登記法及び民事保全法の準用）

第七三条　組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第百一条、第百二十二条から第百四十八条まで及び民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第一項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

○投資事業有限責任組合契約に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一二法七一）本則一〇七条（令和四・九・一施行）

（従たる事務所の所在地における登記）

第一四条① 従たる事務所を設けたとき（当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

② 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

③ 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第一四条の二　組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。（改正により削られた）

（従たる事務所の所在地における清算結了の登記）

第一四条の三　清算が結了したときは、清算結了の日から三週間以内に、その従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。（改正により削られた）

（管轄登記所及び登記簿）

第一五条① 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

② （略）

（登記の申請）

第二六条① 第十七条から第十九条まで、第二十四条及び第二十四条の二の規定による登記は無限責任組合員の申請によって、第二十一条から第二十三条まで及び第二十四条の三の規定による登記は清算人の申請によってする。

② （略）

（商業登記法等の準用）

第三三条　組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第九条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで（第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七条、第百一条から第百四十八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）並びに民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）の規定を準用する。この場合において、商業登記法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第一項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十七号）第二十四条第二項各号」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「投資事業有限責任組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地」とあるのは「投資事業有限責任組合の主たる事務所の所在地」と読み替えるものとする。

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則九条四号（令和四・一・一・一施行）

（会社事業後継者が取得した株式等又は個人事業後継者が取得した事業用資産に関する遺留分の算定に係る合意等）

第四条① （柱書略）

一 （略）

二 前号に規定する株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を当該合意の時における価額（弁護士、弁護士法人、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）、監査法人、税理士又は税理士法人がその時における相当な価額として証明をしたものに限る。）とすること。

② （柱書略）

一―三 （略）

四 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

③―⑤ （略）

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・二六法七二）本則三条（令和四・六・一施行）

新**第九一条** （改正により追加）

（特定適格消費者団体への協力等）

第九一条 （略、改正後の**第九二条**）

第九二条 （略、改正後の**第九三条**）

第四章

第九三条 （略、改正後の**第九四条**）

第九四条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けた者

二 第八十条の規定に違反して、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

（改正により削られた）

新**第九五条** （改正により追加）

第九五条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十六条第一項（第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む）の申請書又は第六十六条第二項各号（第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む）に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六十八条第三項の規定に違反して、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

（改正後の**第九六条**）

第九六条① 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

② （略）

（改正後の**第九七条**）

第九七条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一―三 （略）

（改正後の**第九八条**）

第九八条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一・二 （略）

（改正後の**第九九条**）

第九九条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一―八 （略）

新九 （改正により追加）

九 第九十一条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者（改正後の十）

（改正後の**第一〇〇条**）

○特定商取引に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二〇条（令和四・一・一・一施行）

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）本則一条（令和四・六・一施行）

第二条①―③ （略）

④ この章並びに第五十八条の十九及び第六十七条第一項において「特定権利」とは、次に掲げる権利をいう。

一―三 （略）

（業務の停止等）

第八条① （略）

新② （改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後③）

（業務の禁止等）

第八条の二① 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む）の禁止を命ずることができる。

一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合　その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下単に「使用人」という。）及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該販売業者又は当該役務提供事業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

新② （改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を

公表しなければならない。（改正後の③）

第九条①　訪問販売における契約の申込みの撤回等　販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において特定顧客から商品若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において特定顧客から役務提供若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは特定権利若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から役務提供若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは特定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは特定権利提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは役務提供契約を締結した場合における商品若しくは役務の提供を受ける者（以下この条において「申込みを行う者」という。）が、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みを撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込み者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込み者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第八条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であると誤認をし、又は威迫したことにより困惑し、これによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合に、当該申込み者等が、当該販売業者若しくは当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合においては、この限りでない。

②　申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

③―⑧　（略）

（通信販売についての広告）

第一条　販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的方式（磁的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られるその記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

一―三　（略）

四　商品若しくは特定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約が付されている場合には、その内容を含む。）を含む。）

五　（略）（改正後の五）

新四　（改正により追加）

（改正後の六）

第一二条　販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約が付されている場合には、その内容を含む。）を表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（誇大広告等の禁止）

第一三条　販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約が付されている場合には、その内容を含む。）その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は当該商品若しくは当該権利若しくは当該役務の提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、二年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。この場合において、主務大臣は、その販売業者又は役務提供事業者が個人である場合にあつては、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止を併せて命ずることができる。

新②　（改正により追加）

③　（略、改正後の③）

第一四条①　指示等　主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十三条の三（第五項を除く。）、第十三条の五若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をしたと認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一―三　（略）

②―④　（略）

（業務の停止等）

**第一五条①　主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十三条の三（第五項を除く。）、第十二条の五若しくは第十三条の五（第一項の規定に違反し若しくは第十二条の五第一項の規定に違反し若しくは第十三条第一項の規定に違反し若しくは第十三条第一項の規定に違反し若しくは第十三条の三（第五項を除く。）、第十二条の五若しくは第十三条の五（

有効な改正前規定（特定商取引に関する法律）

該役務提供契約を郵便等により締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条から第二十四条の三までにおいて「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はこの売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第十九条の書面を受領した日（その日前に第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第二十一条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項について不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であると誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行つたことの書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

② 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

③ ～⑧ 〔略〕

第二六条の二① 〔柱書略〕

一～六 〔略〕

七 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供及び同法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人が行う同法第五十条の五に規定する役務の提供

八 〔略〕

② 第九条から第九条の三まで、第十五条の三及び第二十四条から第二十四条の三までの規定は、会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律に規定して取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出としてされた特定権利の販売（訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

③～⑩ 〔略〕

（定義）

第三条① 〔略〕

② この章並びに第五十八条の二十一、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若くは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特徴を使用させ、連鎖販売取引に関する勧誘を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等、連の連鎖販売業を行う営利的な統括する者をいう。

③ 〔略〕

第三六条の四① 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前第五項各号に掲げる業務の全てについて一括して委託を受けた者（以下この章並びに第六十六条第五項及び第六十七条第一項第四号において「連鎖販売取引電子メール広告を受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者（以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。）が行うその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となるべき者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

一・二 〔略〕

② 〔略〕

（連鎖販売取引の停止等）

第三九条① ～③ 〔略〕

④ 〔改正により追加〕

新④ 〔略、改正後の⑤〕

⑤ 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑥）

⑥ 主務大臣は、第四項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑦）

（業務の禁止等）

第三九条の二① 主務大臣は、統括者に対して前条第一項の規定により行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該統括者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該勧誘者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

② 日前六十日以内においてその使用人であつた者

③ 主務大臣は、一般連鎖販売業者に対して前条第三項の規定により行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該勧誘者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

④ 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑤）

（連鎖販売契約の解除等）

第四〇条① 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。）に対して第六条第二項の書面を受領した日（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入について

② 前項の連鎖販売契約の解除は、その連鎖販売契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③ ④ 〔略〕

（書類の備付け及び閲覧等）

第四五条① 〔略〕

② 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前払取引の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（業務の停止等）

第四七条① 〔略〕

新② 〔改正により追加〕

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務の禁止等）

第四七条の二① 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始することが相当と認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる範囲の業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該一般連鎖販売業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該一般連鎖販売業者が個人である場合 その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

② 日前六十日以内においてその使用人であつた者

③ 主務大臣は、一般連鎖販売業者に対して前条第三項の規定により行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該勧誘者が個人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

④ 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑤）

（連鎖販売契約の解除等）

第四〇条① 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。）に対して第六条第二項の書面を受領した日（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入について

② 前項の連鎖販売契約の解除は、その連鎖販売契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③ ④ 〔略〕

（書類の備付け及び閲覧等）

第四五条① 〔略〕

② 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前払取引の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（業務の停止等）

第四七条① 〔略〕

新② 〔改正により追加〕

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務の禁止等）

第四七条の二① 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始することが相当と認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該勧誘者が個人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

② 日前六十日以内においてその使用人であつた者

③ 主務大臣は、一般連鎖販売業者に対して前条第三項の規定により行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該勧誘者が個人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

④ 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑤）

（連鎖販売契約の解除等）

第四〇条① 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。）に対して第六条第二項の書面を受領した日（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入について

② 前項の連鎖販売契約の解除は、その連鎖販売契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③ ④ 〔略〕

（書類の備付け及び閲覧等）

第四五条① 〔略〕

② 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前払取引の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（業務の停止等）

第四七条① 〔略〕

新② 〔改正により追加〕

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

（業務の禁止等）

第四七条の二① 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始することが相当と認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となること

のものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入者が、その商品に自己の商標を付し、若くは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特徴を使用させ、連鎖販売取引に関する勧誘を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等、連の連鎖販売業を行う営利的な統括する者であるときは、その旨を公表しなければならない。

② 日前六十日以内においてその使用人であつた者

主務大臣は、勧誘において、その規定によりその行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）の禁止を命ずることができる。

一 当該勧誘者が個人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該勧誘者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であつた者

③ 主務大臣は、一般連鎖販売業者に対して前条第三項の規定により行う連鎖販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するために認められる者として主務省令で定める者に対するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となること

有効な改正前規定（特定商取引に関する法律）

とを含む。）の禁止を命ずることができる。

一　当該役務提供事業者が法人である場合その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であった者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

二　当該役務提供事業者は当該販売業者が個人である場合その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第四八条①（特定継続的役務提供等契約の解除等） 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合における特定継続的役務提供受領者等は、第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したとき（特定継続的役務提供受領者等が、役務提供事業者又は販売業者が第四十四条第一項の規定に違反してこの項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項に関し不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでにこの項の規定による特定継続的役務提供受領者等が、当該役務提供事業者又は当該販売業者が主務省令で定めるところにより当該特定継続的役務提供受領者等に交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき）を除き、書面により特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる。

② 前項の役務提供等契約の解除があった場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際、特定継続的役務提供受領者等が購入する必要のある商品として政令で定める商品（以下この章並び第五十八条の二十二第一項及び第六十六条第二項において「関連商品」という。）の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合には、当該商品の販売に係る契約（以下この条、次条及び第五十八条の二十二第二項において「関連商品販売契約」という。）についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が、第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したときは、当該販売業者が、関連商品であってその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものの全部若しくは一部を消費したとき（当該役務提供事業者又は当該販売業者が、当該特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた時に、その効力を生ずる。

③ 前二項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除及び関連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

④―⑧（略）

第五一条（定義） この章並びに第五十八条の二十二、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「業務提供誘引販売業」とは、物品販売（そのあっせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあっせんを含む。）の事業であって、その販売の目的物たる物品（以下この章及び第五十八条の二十三第一項第一号イにおいて「商品」という。）又はその提供される役務を利用する業務（その商品の販売若しくはその役務の提供若しくはそのあっせんを行う者が自ら提供を行い、又はあっせんを行うものに限る。）に従事することにより得られる利益（以下この章及び第五十八条の二十三第一項第三号において「業務提供利益」という。）を収受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の二十三第一項第三号において同じ。）を伴うその商品の販売若しくはそのあっせんはその役務の提供若しくはそのあっせんに係る取引（その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取引」という。）をするものをいう。

② （略）

第五四条の四① 業務提供誘引販売業を行う者から前条第五項各号に掲げる業務の全てにおいて一括して委託を受けた者（以下この章並び第六十六条第二項及び第六十七条第一項第四号において「業務提供誘引販売取引電子メール広告等委託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告を誘引販売業を行う者（以下この条において「業務提供誘引販売業者」という。）が行うことについて、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。

一・二（略）

② （略）

第五五条（業務提供誘引販売取引の停止等）

新②（改正により追加）

③（略）（改正後の③）

③ 主務大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の④）

④ 主務大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の⑤）

第五七条の二①（業務提供誘引販売業の禁止等） 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者に対して前条第一項の規定によりその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令を確保するために必要の者による業務提供誘引販売取引に係る業務を制限することが相当と認められる者として政令で定める者に対して、当該停止を命ずる期間を定めて、当該停止を命ずる範囲を定めて、その者（当該業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始することを命ずるものを除く。）に対して、当該停止を命ずる期間を定めて、当該停止を命ずる範囲を定めて、その者（当該業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人である場合　その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であった者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

二　当該業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条①（業務提供誘引販売契約の解除） 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売契約を締結した場合において、当該業務提供誘引販売業者が、当該業務提供誘引販売業者に関して行う個人に限る。以下この条、第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき（業務提供誘引販売業者が、当該業務提供誘引販売契約の解除に関する事項に関し不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかった場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業者が主務省令で定めるところにより当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき）を除き、書面により当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘引販売業者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

② 前項の業務提供誘引販売契約の解除は、その業務提供誘引販売契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③④ （略）

第五八条の二①（業務の停止等） （略）

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の三①（業務の禁止等） 主務大臣は、購入業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令を確保するために必要の者に対して、当該停止を命ずる期間を定めて、その者（当該業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始することを命ずるものを除く。）に対して、当該停止を命ずる期間を定めて、当該停止を命ずる範囲を定めて、その者（当該業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人である場合　その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であった者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

二　当該業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の二①（業務の禁止等） 主務大臣は、購入業者に対して前条第一項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令を確保するために必要の者に対して、当該禁止を命ずる期間を定めて、その者（当該業務提供誘引販売取引に係る業務を新たに開始することを命ずるものを除く。）に対して、当該禁止を命ずる期間を定めて、当該禁止を命ずる範囲を定めて、その者（当該業務提供誘引販売取引に係る業務を営む法人である場合　その役員及び当該命令の日前六十日以内においてその役員であった者並びにその使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

二　当該業務提供誘引販売業を行う者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の三①（訪問購入における契約の申込みの撤回等） 購入業者が、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと若しくはその業務提供誘引販売契約を締結したこと（以下この条において「業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと等」という。）が、当該業務提供誘引販売業者が主務省令で定めるところにより当該業務提供誘引販売契約の申込みを撤回し、又はその業務提供誘引販売契約を解除することができる。

二　当該購入業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の四①（訪問購入における契約の申込みの撤回等） 購入業者が、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと若しくはその業務提供誘引販売契約を締結したこと（以下この条において「業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと等」という。）が、当該業務提供誘引販売業者が主務省令で定めるところにより当該業務提供誘引販売契約の申込みを撤回し、又はその業務提供誘引販売契約を解除することができる。

二　当該購入業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の四①（訪問購入における契約の申込みの撤回等） 購入業者が、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと若しくはその業務提供誘引販売契約を締結したこと（以下この条において「業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと等」という。）が、当該業務提供誘引販売業者が主務省令で定めるところにより当該業務提供誘引販売契約の申込みを撤回し、又はその業務提供誘引販売契約を解除することができる。

二　当該購入業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の五①（訪問購入における契約の申込みの撤回等） 購入業者が、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと若しくはその業務提供誘引販売契約を締結したこと（以下この条において「業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと等」という。）が、当該業務提供誘引販売業者が主務省令で定めるところにより当該業務提供誘引販売契約の申込みを撤回し、又はその業務提供誘引販売契約を解除することができる。

二　当該購入業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の六①（訪問購入における契約の申込みの撤回等） 購入業者が、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと若しくはその業務提供誘引販売契約を締結したこと（以下この条において「業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと等」という。）が、当該業務提供誘引販売業者が主務省令で定めるところにより当該業務提供誘引販売契約の申込みを撤回し、又はその業務提供誘引販売契約を解除することができる。

二　当該購入業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の七①（訪問購入における契約の申込みの撤回等） 購入業者が、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと若しくはその業務提供誘引販売契約を締結したこと（以下この条において「業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと等」という。）が、当該業務提供誘引販売業者が主務省令で定めるところにより当該業務提供誘引販売契約の申込みを撤回し、又はその業務提供誘引販売契約を解除することができる。

二　当該購入業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

第五八条の八①（訪問購入における契約の申込みの撤回等） 購入業者が、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと若しくはその業務提供誘引販売契約を締結したこと（以下この条において「業務提供誘引販売契約の申込みをしたこと等」という。）が、当該業務提供誘引販売業者が主務省令で定めるところにより当該業務提供誘引販売契約の申込みを撤回し、又はその業務提供誘引販売契約を解除することができる。

二　当該購入業者が個人である場合　その使用人及び当該命令の日前六十日以内においてその使用人であった者

新②（改正により追加）

② 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。（改正後の③）

により当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合）においては、この限りでない。

② 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

③～⑥ （略）

（通信販売に係る差止請求権）

第五八条の一九 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売を規定する場合の商品若しくは特定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の三第一項ただし書に規定する特約がある場合については、その内容を含む）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一～四 （改正により追加）

第五八条の二の （改正により追加）

（指定法人）

第六一条① 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

② （略）

（報告及び立入検査）

第六六条① 主務大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又は職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

② 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

新③ （改正により追加）

③④ （略 改正後の④⑤）

⑤ 第一項から第三項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。（改正後の⑥）

⑥ 第一項若しくは第二項（これらの規定を第四項において準用する場合を含む）又は第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。（改正後の⑦）

⑦ 第一項若しくは第二項（これらの規定を第四項において準用する場合を含む）又は第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（改正後の⑧）

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第六六条の四 書類の送達については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「主務大臣の職員」と、同法第百一条中「裁判長」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第六六条の五① （柱書略）

一 （略）

新二 （改正により追加）

二・三 （略、改正後の三・四）

②～④ （略）

第六九条の三 （改正により追加）

第七〇条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条、第五十八条の十の規定に違反した者

二 第八条第一項、第八条の二第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第十五条の二第一項、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第三十九条の二第一項から第三項まで、第四十一条第一項、第四十七条第一項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項、第五十七条の十第一項若しくは第五十八条の十第一項又は第五十八条の十一第一項の規定による命令に違反した者

三 （改正により追加）

第七一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条、第十八条、第十八条の二、第十九条、第三十七条、第三十八条、第四十二条、第四十五条、第四十八条、第五十五条、第五十八条、第五十八条の七又は第五十八条の八の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

二 第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第十二条第一項、第三十八条第一項から第四項まで、第四十六条第一項、第五十六条第一項若しくは第五十八条の十

二 第一項の規定による指示に違反した者

三 第六十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは提出条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七二条① 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

二 第十二条の三第一項若しくは第二項（第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第三十六条の三第一項若しくは第二項、第三十六条の四第一項、第五十四条の三第一項若しくは第二項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第一項の規定に違反した者

三 第十二条の三第一項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第一項、第三十六条の四第一項若しくは第二項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者（改正後の三）

三 第六十六条、第四十三条又は第五十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（改正後の四）

第七四条① 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第七十条第一号 一億円以下の罰金刑

三 （略）

② （略）

七条の二第一項、第五十七条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項、第五十七条の十第一項若しくは第五十八条の十一第一項又は第五十八条の十三の二第一項の規定による命令に違反した者

三 （改正により追加）

第七一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条、第九条、第十八条、第三十七条、第三十八条、第四十二条、第四十五条、第五十八条、第五十八条の八の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

二 第七条第一項、第十四条第一項若しくは第二項、第十二条第一項、第三十八条第一項から第四項まで、第四十六条第一項、第五十六条第一項若しくは第五十八条の十

二 第一項の規定による指示に違反した者

三 第六十六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは提出条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七二条① 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

二 第十二条の三第一項若しくは第二項（第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第三十六条の三第一項若しくは第二項、第三十六条の四第一項、第五十四条の三第一項若しくは第二項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第一項の規定に違反した者

三 第十二条の三第一項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第一項、第三十六条の四第一項若しくは第二項（第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者（改正後の三）

三 第六十六条、第四十三条又は第五十四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（改正後の四）

第七四条① 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第七十条第一号 一億円以下の罰金刑

三 （略）

② （略）

新四 （改正により追加）

四 第十三条第一項又は第二十条の規定に違反して通知しなかつた者 （改正後の五）

五 第三十五条又は第五十三条の規定に違反して表示しなかつた者（改正後の六）

六 第四十五条第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者（改正後の七）

七 第四十五条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者（改正後の八）

② （略）

第七三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条第一項又は第三十一条第二項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会会員である旨と誤認されるおそれのある文字を用いた者

新二 （改正により追加）

二 第六十六条第三項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者（改正後の三）

三 第六十六条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告を拒み、妨げ、若しくは忌避した者（改正後の四）

有効な改正前規定（特定商取引に関する法律）

○特定商取引に関する法律施行令

有効な改正前規定（特定商取引に関する法律施行令　預託等取引に関する法律）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四・一・四政四二）本則一条（令和四・六・一施行）

（契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等）

第六条　法第三十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等（法第二条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第十六条の三第四号において同じ。）以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。

一―四　（略）

新第一〇条の二　（改正により追加）

第一〇条の二　（略、改正後の第一〇条の三）

第一三条の二　（改正により追加）

附則

一　（柱書略）

二　電気事業法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項に規定する役務の提供（令和三年三月三十一日までの間に限る。）（改正により削られた）

三・四　（略、改正後の二・三）

○預託等取引に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六**法七二**）本則二条（令和四・六・一施行）

注　令和三法七二による改正が施行される前の特定商品等の預託等取引契約に関する法律を次に掲げる。

題名

特定商品等の預託等取引契約に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約に係る預託者の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条①　この法律において「預託等取引契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一　当事者の一方が相手方に対して、内閣府令で定める期間以上の期間にわたり政令で定める物品（以下「特定商品」という。）の預託（預託を受けた特定商品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）を受けることを約し、又は特定商品の預託に関し財産上の利益を供与することを約し（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該内閣府令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該特定商品を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該特定商品を預託することを約する契約

二　当事者の一方が相手方に対して、施設の利用に関する権利であつて政令で定めるもの（以下「施設利用権」という。）を内閣府令で定める期間以上の期間利用すること（信託によるものを除き、当該期間の経過後当施設利用権に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）及び当該管理に関し財産上の利益を供与することを約し、又は施設利用権を管理する期間以上の期間にわたり政令で定める期間以上の期間による経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該施設利用権を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該施設利用権を管理することを約する契約

②　この法律において「預託等取引契約」とは、預託等取引業者とこの法律において「預託等取引業者」とは、預託等取引契約に基づき特定商品の預託を受けること又は施設利用権を管理することを業として行う者（他の法律の規定によりこれと同一の取扱いをすることとされている者を含む。）をいう。

③　この法律において「勧誘」とは、預託等取引業者が預託等取引契約の締結又は新たについての勧誘（当該預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を購入させることについての勧誘を含む。以下同じ。）を行わせる者をいう。

④　この法律において「預託者」とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

（書面の交付）

第三条①　預託等取引業者は、預託等取引契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該預託等取引契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項であつて内閣府令で定めるものについての当該預託等取引契約の概要

二　預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

②　預託等取引契約を締結したときは、預託者に対し、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該預託等取引契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　商品の種類、数量及び価額又は施設利用権の内容及び価額

二　商品の預託を受ける期間又は施設利用権を管理する期間

三　預託される財産上の利益の内容並びに供与の時期及び方法（特定商品又は施設利用権を買い取る契約にあつては、買取価格又はその算定方法）

四　預託等取引業者が預託者から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額並びにその徴収の時期及び方法

五　契約の解除に関する事項（第八条第一項から第三項まで並びに第九条第一項及び第二項の規定に関する事項を含む。）

六　損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

七　商品を預託者に返還すること又は施設利用権を預託者に取得させることに関する事項（当該返還すること又は当該取得させることを含む。）

八　預託者に対し、当該返還すること又は当該取得させることに代えて金銭その他これに代替する物品を預託者に給付すること（当該返還すること又は当該取得させることに代えて金銭その他これに代替する物品を預託者に給付することを含む。）を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられている場合あつてはその内容

九　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘等）

第四条①　預託等取引業者又は勧誘者は、預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘をするに当たつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

②　預託等取引業者は、預託等取引契約の解除を妨げる目的をもつて、預託等取引契約に関する事項であつて、預託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものについて、故意に事実を告げる行為をしてはならない。

（不当な行為等の禁止）

第五条　預託等取引業者又は勧誘者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　威迫する言動を交えて、預託等取引契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は預託等取引契約の解除を妨げること。

二　預託等取引契約に基づく債務又は預託等取引契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三　前三号に掲げるもののほか、預託等取引契約に関する行為で政令で定めるもの

（書類の閲覧）

第六条　預託等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、当該預託等取引業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、預託等取引契約に関する業務を行う事業所に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（預託等取引業者に対する業務停止命令等）

第七条①　内閣総理大臣は、預託等取引業者が第二条から前条までの規定に違反すると認めるときは、かつ、当該行為をやめさせないであろうと認めるとき、又は勧誘者が第四条第一項若しくはおそれがあると認めるときは、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その預託等取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、預託等取引契約の締結若しくは更新についての勧誘を行い若しくは当該勧誘を勧誘者に行わせることを停止し、又は預託等取引契約に関する業務の全部若しくは一部を停止し、その他顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

②　内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（預託等取引契約の解除等）

第八条①　預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十日を経過した日から、書面により預託等取引業者との解除を行うことができる。この場合において、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

②　前項の預託等取引契約の解除は、当該預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘をするに当たつて、預託等取引業者又は勧誘者が、預託等取引契約の締結及びその履行に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたことにより、当該預託者が預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を購入させることについての勧誘を受けるに当たつて、預託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたことにより、当該預託者が預託等取引契約の締結及びその履行に関する事項であつて、預託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしたことにより、当該預託者が預託等取引契約の締結及びその履行に関する事項であつて、預託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

③　この法律において「勧誘者」とは、預託等取引業者が預託等取引契約の締結又は新たについての勧誘（当該預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を購入させることについての勧誘を含む。以下同じ。）を行わせる者をいう。

④　この法律において「預託者」とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

（書面の交付）

第三条①　預託等取引業者は、預託等取引契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該預託等取引契約を締結するまでに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項であつて内閣府令で定めるものについての当該預託等取引契約の概要

二　預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

②　預託等取引契約を締結したときは、預託者に対し、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該預託等取引契約の内容及びその履行に関する次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　商品の種類、数量及び価額又は施設利用権の内容及び価額

二　商品の預託を受ける期間又は施設利用権を管理する期間

三　預託される財産上の利益の内容並びに供与の時期及び方法（特定商品又は施設利用権を買い取る契約にあつては、買取価格又はその算定方法）

四　預託等取引業者が預託者から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額並びにその徴収の時期及び方法

五　契約の解除に関する事項（第八条第一項から第三項まで並びに第九条第一項及び第二項の規定に関する事項を含む。）

六　損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項

七　商品を預託者に返還すること又は施設利用権を預託者に取得させることに関する事項（当該返還すること又は当該取得させることを含む。）

八　預託者に対し、当該返還すること又は当該取得させることに代替する物品を預託者に給付すること（当該返還すること又は当該取得させることに代替する物品を預託者に給付することを含む。）を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられている場合あつてはその内容

九　前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

（預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘等）

第四条①　預託等取引業者又は勧誘者は、預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘をするに当たつて、預託等取引業者又は勧誘者が、預託等取引契約の締結及びその履行に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものについて、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

②　預託等取引業者は、預託等取引契約の解除を妨げる目的をもつて、預託等取引契約に関する事項であつて、預託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものについて、故意に事実を告げる行為をしてはならない。

（不当な行為等の禁止）

第五条　預託等取引業者又は勧誘者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　威迫する言動を交えて、預託等取引契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は預託等取引契約の解除を妨げること。

二　預託等取引契約に基づく債務又は預託等取引契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

三　前三号に掲げるもののほか、預託等取引契約に関する行為で政令で定めるもの

（書類の閲覧）

第六条　預託等取引業者は、内閣府令で定めるところにより、当該預託等取引業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、預託等取引契約に関する業務を行う事業所に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（預託等取引業者に対する業務停止命令等）

第七条①　内閣総理大臣は、預託等取引業者が第二条から前条までの規定に違反すると認めるときは、かつ、当該行為をやめさせないであろうと認めるとき、又は勧誘者が第四条第一項若しくはおそれがあると認めるときは、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、その預託等取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、預託等取引契約の締結若しくは更新についての勧誘を行い若しくは当該勧誘を勧誘者に行わせることを停止し、又は預託等取引契約に関する業務の全部若しくは一部を停止し、その他顧客又は預託者の利益を保護するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

②　内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（預託等取引契約の解除等）

第八条①　預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十日を経過した日から、書面により預託等取引業者との解除を行うことができる。この場合において、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

②　前項の預託等取引契約の解除は、当該預託等取引契約の解除

を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③ 第一項の預託等取引契約の解除があつた場合において、当該預託等取引契約に係る商品の返還に要する費用又は施設利用権を預託者に取得させるために要する費用は、預託等取引業者の負担とする。

④ 前三項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

第九条① 預託者は、第三条第二項の書面を受領した日から起算して十四日を経過した後においては、将来に向かつて預託等取引契約の解除を行うことができる。

② 預託等取引業者は、預託等取引契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額の百分の十に相当する額を超える額の金銭の支払を預託者に対して請求することができない。この場合において、第三条第二項の書面に記載された商品又は施設利用権の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額と推定する。

③ 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

第一〇条① 内閣総理大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより預託等取引業者若しくは勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、預託等取引業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

② 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

③ 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第一一条（第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、預託等取引契約で預託者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

第一一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第一項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。

第一二条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）を定めることができる。

第一三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第一四条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

第一五条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは預託者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは預託者に閲覧させた者

二 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

① この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（昭和六一・一一・二三〔昭和六一政三三九〕から施行する。

（経過措置）

② 第三条第二項、第八条及び第九条の規定は、この法律の施行前に締結された預託等取引契約については、適用しない。

（権限の委任）

第一三条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（罰則）

第一四条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項又は第二項の規定に違反した者

二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

第一五条 第三条第一項又は第三項の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは預託者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは預託者に閲覧させた者

二 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第一七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

① この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（昭和六一・一一・二三〔昭和六一政三三九〕から施行する。

（経過措置）

② 第三条第二項、第八条及び第九条の規定は、この法律の施行前に締結された預託等取引契約については、適用しない。

○消費生活協同組合法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一〔法七一〕本則六九条（令和四・九・一施行）

（従たる事務所の所在地における登記）

第八一条① 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。）　主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 新設合併設立組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合　第七十八条の二に規定する日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

② 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

③ 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第八二条及び第八三条　（略）

（登記の嘱託）

第九〇条①～③（略）

④ 組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合については、会社法第九百三十七条第三項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第四百十の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

有効な改正前規定（消費生活協同組合法）

○銀行法

有効な改正前規定（銀行法）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三・五・一二六法四六）
本則一条（令和四・五・二五までに施行）

〔外国銀行代理銀行についての金融商品取引法の準用〕

第五二条の二の五　金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合（並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合を除く。）特定投資家、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第三種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の業務の範囲、業務管理体制の整備、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸し禁止、社債の募集等、第三十七条第一項第一号に定める法人が特定投資家とみなされる場合を除く。）、同章第三節第一款（第三十七条の三から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等、第三十八条第一号、第二号、第七号及び第八号並びに第三十七条の二第一項、第三項及び第七項（損失補塡方針等、分別管理が確保されていない場合の禁止、特定投資家向け有価証券の売買等の制限、特定投資家向け有価証券に関する告知義務、のみ為の禁止、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等を除く。）通則）及び第十五条（第三号及び第四号を除く。）雑則）の規定は、外国銀行代理銀行（第五十二条の二第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をして外国銀行代理業を営んでいる銀行をいう。以下同じ。）が行う外国銀行代理業務に係る特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「締結の勧誘」とあるのは「締結」とあるのは「媒介」と、「金融商品取引業者」とあるのは「特定預金等契約の締結の代理若しくは媒介を除く。）中、「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする特定預金等契約」とあるのは「銀行法第十二条の二に規定する特定預金等契約」と、「を過去に当該特定投資家との間で締結」とあるのは「を締結代理又は媒介を過去に当該特定投資家との間で」と、「を締結するとき」とあるのは「締結代理又は媒介をするとき」と、同法第三十四条の二第五項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十四条の三第二項第四号イ中「と対象契約」とあるのは「特定代理若しくは媒介により対象契約」と、同条第四項第二号中「締結する」とあるのは「締結の代理又は媒介をする」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。」と、同項第二号中「金融商品取引業者等」とあるのは「外国銀行代理銀行」と、「銀行法第五十二条の二第一項第二号に規定する所属外国銀行代理銀行」とあるのは「外国銀行代理銀行」と、同法第五十二条の二第一項第二号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の信託業務をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合においては、当該信託をする者を含む。以下この条において「同じ。」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第三十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第四十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第五十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第六十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第七十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第八十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第九十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百二十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百三十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百四十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百五十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百六十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百七十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百八十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第百九十九項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百三項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百四項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百五項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百六項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百七項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二百八項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第

○保険業法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則四一条（令和四・九・一施行）

・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応し金融機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三・五・一六法四六）本則一二条（令和四・五・二五までに施行）

〔免許申請手続〕

第四条①② 〔略〕

③ 前項の場合において、同項第一号の定款が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ）で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録を添付することができる。

④ 〔略〕

〔会社法の準用〕

第四九条① 会社法第二百九十六条（株主総会の招集）、第二百九十八条（第一項及び第二項を除く。）（株主総会の招集の決定）、第二百九十九条（招集手続の省略）、第三百十一条（書面による議決権の行使）、第三百十二条（電磁的方法による議決権の行使）、第三百十三条（取締役等の説明義務）、議長の権限）、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）及び第三百十八条（第五項を除く。）（議事録）の規定は、相互会社の総代会について準用する。（後略）

② 〔略〕

〔設立の登記〕

第六四条① 〔略〕

② （柱書略）

一・二 （略）

一・二 （改正により追加）

三 略（改正後の四）

四 代表取締役の氏名及び住所（第十二号に規定する場合を除く。）（改正後の五）

五～九 （略、改正後の六～十）

十 第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十三条第一項の規定による特別取締役（同項に規定する特別取締役をいう。以下同じ。）による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項

イ 第五十三条において準用する会社法第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあること

ロ・ハ 〔略〕

（改正後の十一）

十一・十二 （略、改正後の十二・十三）

十三 第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第一項の規定による取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め（改正後の十四）

十四 第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十七条第一項の規定による取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、会計参与、監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め（改正後の十五）

十五～十八 （略、改正後の十六～十九）

③ 会社法第九百十五条第一項（変更の登記）、第九百十六条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二款（第九百三十二条を除く。）（支店の所在地における登記）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三款（第九百三十二条を除く。）（支店の所在地における登記）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四款（第九百三十三条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五款（第九百三十四条を除く。）（登記の方法）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六款（第九百三十五条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七款（第九百三十六条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八款（第九百三十七条を除く。）（登記の嘱託）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九款（第九百三十八条を除く。）（登記の申請）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十款（第九百三十九条を除く。）（登記の申請の方式）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十一款（第九百四十条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十二款（第九百四十一条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十三款（第九百四十二条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十四款（第九百四十三条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十五款（第九百四十四条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十六款（第九百四十五条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十七款（第九百四十六条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十八款（第九百四十七条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第十九款（第九百四十八条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十款（第九百四十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十一款（第九百五十条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十二款（第九百五十一条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十三款（第九百五十二条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十四款（第九百五十三条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十五款（第九百五十四条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十六款（第九百五十五条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十七款（第九百五十六条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十八款（第九百五十七条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第二十九款（第九百五十八条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十款（第九百五十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十一款（第九百六十条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十二款（第九百六十一条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十三款（第九百六十二条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十四款（第九百六十三条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十五款（第九百六十四条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十六款（第九百六十五条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十七款（第九百六十六条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十八款（第九百六十七条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第三十九款（第九百六十八条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十款（第九百六十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十一款（第九百七十条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十二款（第九百七十一条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十三款（第九百七十二条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十四款（第九百七十三条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十五款（第九百七十四条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十六款（第九百七十五条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十七款（第九百七十六条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十八款（第九百七十七条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第四十九款（第九百七十八条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十款（第九百七十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十一款（第九百八十条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十二款（第九百八十一条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十三款（第九百八十二条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十四款（第九百八十三条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十五款（第九百八十四条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十六款（第九百八十五条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十七款（第九百八十六条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十八款（第九百八十七条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第五十九款（第九百八十八条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十款（第九百八十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十一款（第九百九十条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十二款（第九百九十一条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十三款（第九百九十二条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十四款（第九百九十三条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十五款（第九百九十四条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十六款（第九百九十五条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十七款（第九百九十六条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十八款（第九百九十七条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第六十九款（第九百九十八条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十一款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十二款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十三款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十四款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十五款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十六款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十七款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十八款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第七十九款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十一款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十二款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十三款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十四款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十五款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十六款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十七款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十八款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第八十九款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十一款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十二款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十三款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十四款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十五款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十六款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十七款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十八款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第九十九款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百一款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百四款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百五款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百六款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百七款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百八款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百九款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十一款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十二款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十三款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十四款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十五款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十六款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十七款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十八款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百十九款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十一款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十二款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十三款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十四款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十五款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十六款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十七款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十八款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百二十九款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十一款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十二款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十三款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十四款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十五款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十六款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十七款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十八款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百三十九款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百四十款（第九百九十九条を除く。）（登記官による審査）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百四十一款（第九百九十九条を除く。）（登記の効力）の規定は相互会社について、同法第九百十七条（第一号に係る部分に限る。）他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第九百十八条（支配人の登記）及び第七編第四章第二節第百四十二款（第九百九十九条を除く。）（登記の期間）の規定は相互会社について、同法第九百十七

等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

⑤―⑩　（略）

（過料に処すべき行為）

第三三条①　（柱書略）

一―十七　（略）

十七の二　（改正により追加）

十八―七十六　（略）

②　（略）

○貸金業法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則二条（令和四・一・一施行）

（取立て行為の規制）

第二一条①　（柱書略）

一―四　（略）

五　はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

六―八　（略）

九　債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

②③　（略）

十　（略）

○金融商品取引法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則三五条（令和四・九・一施行）

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九法三三）附則九条一号（令和四・一・一施行）

・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三・五・二六法四六）本則三条（令和四・五・二五まで施行）

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）附則七条一号（令和四・六・一施行）

（登録の拒否）

第一九条の四①　（柱書略）

一　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和八年法律第四十三号）、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十九年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律（平成十一年法律第一三五号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十一年法律第一三七号）、金融サービスの提供に関する法律、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二―七　（略）

二―へ　（略）

②―⑥　（略）

（金融機関の登録の拒否等）

第三三条の五①　（柱書略）

一　（略）

二　この法律、担保付社債信託法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、商品先物取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、割賦販売法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律、割賦販売法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、不動産特定共同事業法、資産の流動化に関する法律、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律、信託業法、金融サービスの提供に関する法律、信託業法、資金決済に関する法律その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

②　（略）

三―五　（略）

（書面による解除）

第三七条の六①　金融商品取引業者等と金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を締結した顧客は、内閣府令で定める場合を除き、第三十七条の四第一項の書面を受領した日から起算して政令で定める日数を経過するまでの間、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる。

②　前項の規定による金融商品取引契約の解除は、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。

③―⑤　（略）

（従たる事務所の所在地における登記）

第八九条の三①　次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一　金融商品会員制法人の設立の際に従たる事務所を設けた場合　主たる事務所の設立登記をした日から二週間以内

二　金融商品会員制法人の成立後に従たる事務所を設けた場合　従たる事務所を設けた日から三週間以内

②　従たる事務所の所在地における登記については、次に掲げる事項を登記しなければならない。従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一　名称

二　主たる事務所の所在場所

三　従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

③　前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

第八九条の四①　**（事務所の移転の登記）**　金融商品会員制法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては第八十九条の二第二項に掲げる事項を登記しなければならない。（改正後の本条②

②　金融商品会員制法人がその従たる事務所を他の区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所の移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。（改正により削られた）

第九〇条　**（商業登記法の準用）**　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条から第三条、第七条から第十五条まで、第十七条から第三十条、第三十一条から第三十五条まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二十五条から第二十七条、第二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二十九条から第三十条、第三十一条から第三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三十五条から第三十七条、第三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三十九条から第四十条、第四十一条から第四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四十五条から第四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四十九条から第五十条、第五十一条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五十二条から第五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五十五条から第五十七条、第五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五十九条から第六十条、第六十一条から第六十三条、第六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六十五条から第六十七条、第六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六十九条から第七十条、第七十一条から第七十三条、第七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七十五条から第七十七条、第七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七十九条から第八十条、第八十一条から第八十三条、第八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八十五条から第八十七条、第八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八十九条から第九十条、第九十一条から第九十三条、第九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九十五条から第九十七条、第九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九十九条から第百条、第百一条から第百三条、第百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百五条から第百七条、第百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百九条から第百十条、第百十一条から第百十三条、第百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百十五条から第百十七条、第百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百十九条から第百二十条、第百二十一条から第百二十三条、第百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百二十五条から第百二十七条、第百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百二十九条から第百三十条、第百三十一条から第百三十三条、第百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百三十五条から第百三十七条、第百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百三十九条から第百四十条、第百四十一条から第百四十三条、第百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百四十五条から第百四十七条、第百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百四十九条から第百五十条、第百五十一条から第百五十三条、第百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百五十五条から第百五十七条、第百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百五十九条から第百六十条、第百六十一条から第百六十三条、第百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百六十五条から第百六十七条、第百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百六十九条から第百七十条、第百七十一条から第百七十三条、第百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百七十五条から第百七十七条、第百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百七十九条から第百八十条、第百八十一条から第百八十三条、第百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百八十五条から第百八十七条、第百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百八十九条から第百九十条、第百九十一条から第百九十三条、第百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百九十五条から第百九十七条、第百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第百九十九条から第二百条、第二百一条から第二百三条、第二百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百五条から第二百七条、第二百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百九条から第二百十条、第二百十一条から第二百十三条、第二百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百十五条から第二百十七条、第二百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百十九条から第二百二十条、第二百二十一条から第二百二十三条、第二百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百二十五条から第二百二十七条、第二百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百二十九条から第二百三十条、第二百三十一条から第二百三十三条、第二百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百三十五条から第二百三十七条、第二百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百三十九条から第二百四十条、第二百四十一条から第二百四十三条、第二百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百四十五条から第二百四十七条、第二百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百四十九条から第二百五十条、第二百五十一条から第二百五十三条、第二百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百五十五条から第二百五十七条、第二百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百五十九条から第二百六十条、第二百六十一条から第二百六十三条、第二百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百六十五条から第二百六十七条、第二百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百六十九条から第二百七十条、第二百七十一条から第二百七十三条、第二百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百七十五条から第二百七十七条、第二百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百七十九条から第二百八十条、第二百八十一条から第二百八十三条、第二百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百八十五条から第二百八十七条、第二百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百八十九条から第二百九十条、第二百九十一条から第二百九十三条、第二百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百九十五条から第二百九十七条、第二百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第二百九十九条から第三百条、第三百一条から第三百三条、第三百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百五条から第三百七条、第三百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百九条から第三百十条、第三百十一条から第三百十三条、第三百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百十五条から第三百十七条、第三百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百十九条から第三百二十条、第三百二十一条から第三百二十三条、第三百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百二十五条から第三百二十七条、第三百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百二十九条から第三百三十条、第三百三十一条から第三百三十三条、第三百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百三十五条から第三百三十七条、第三百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百三十九条から第三百四十条、第三百四十一条から第三百四十三条、第三百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百四十五条から第三百四十七条、第三百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百四十九条から第三百五十条、第三百五十一条から第三百五十三条、第三百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百五十五条から第三百五十七条、第三百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百五十九条から第三百六十条、第三百六十一条から第三百六十三条、第三百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百六十五条から第三百六十七条、第三百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百六十九条から第三百七十条、第三百七十一条から第三百七十三条、第三百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百七十五条から第三百七十七条、第三百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百七十九条から第三百八十条、第三百八十一条から第三百八十三条、第三百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百八十五条から第三百八十七条、第三百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百八十九条から第三百九十条、第三百九十一条から第三百九十三条、第三百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百九十五条から第三百九十七条、第三百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第三百九十九条から第四百条、第四百一条から第四百三条、第四百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百五条から第四百七条、第四百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百九条から第四百十条、第四百十一条から第四百十三条、第四百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百十五条から第四百十七条、第四百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百十九条から第四百二十条、第四百二十一条から第四百二十三条、第四百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百二十五条から第四百二十七条、第四百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百二十九条から第四百三十条、第四百三十一条から第四百三十三条、第四百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百三十五条から第四百三十七条、第四百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百三十九条から第四百四十条、第四百四十一条から第四百四十三条、第四百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百四十五条から第四百四十七条、第四百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百四十九条から第四百五十条、第四百五十一条から第四百五十三条、第四百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百五十五条から第四百五十七条、第四百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百五十九条から第四百六十条、第四百六十一条から第四百六十三条、第四百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百六十五条から第四百六十七条、第四百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百六十九条から第四百七十条、第四百七十一条から第四百七十三条、第四百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百七十五条から第四百七十七条、第四百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百七十九条から第四百八十条、第四百八十一条から第四百八十三条、第四百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百八十五条から第四百八十七条、第四百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百八十九条から第四百九十条、第四百九十一条から第四百九十三条、第四百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百九十五条から第四百九十七条、第四百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第四百九十九条から第五百条、第五百一条から第五百三条、第五百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百五条から第五百七条、第五百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百九条から第五百十条、第五百十一条から第五百十三条、第五百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百十五条から第五百十七条、第五百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百十九条から第五百二十条、第五百二十一条から第五百二十三条、第五百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百二十五条から第五百二十七条、第五百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百二十九条から第五百三十条、第五百三十一条から第五百三十三条、第五百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百三十五条から第五百三十七条、第五百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百三十九条から第五百四十条、第五百四十一条から第五百四十三条、第五百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百四十五条から第五百四十七条、第五百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百四十九条から第五百五十条、第五百五十一条から第五百五十三条、第五百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百五十五条から第五百五十七条、第五百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百五十九条から第五百六十条、第五百六十一条から第五百六十三条、第五百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百六十五条から第五百六十七条、第五百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百六十九条から第五百七十条、第五百七十一条から第五百七十三条、第五百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百七十五条から第五百七十七条、第五百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百七十九条から第五百八十条、第五百八十一条から第五百八十三条、第五百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百八十五条から第五百八十七条、第五百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百八十九条から第五百九十条、第五百九十一条から第五百九十三条、第五百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百九十五条から第五百九十七条、第五百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第五百九十九条から第六百条、第六百一条から第六百三条、第六百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百五条から第六百七条、第六百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百九条から第六百十条、第六百十一条から第六百十三条、第六百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百十五条から第六百十七条、第六百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百十九条から第六百二十条、第六百二十一条から第六百二十三条、第六百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百二十五条から第六百二十七条、第六百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百二十九条から第六百三十条、第六百三十一条から第六百三十三条、第六百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百三十五条から第六百三十七条、第六百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百三十九条から第六百四十条、第六百四十一条から第六百四十三条、第六百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十七条、第六百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百四十九条から第六百五十条、第六百五十一条から第六百五十三条、第六百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百五十五条から第六百五十七条、第六百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百五十九条から第六百六十条、第六百六十一条から第六百六十三条、第六百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百六十五条から第六百六十七条、第六百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百六十九条から第六百七十条、第六百七十一条から第六百七十三条、第六百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百七十五条から第六百七十七条、第六百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百七十九条から第六百八十条、第六百八十一条から第六百八十三条、第六百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百八十五条から第六百八十七条、第六百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百八十九条から第六百九十条、第六百九十一条から第六百九十三条、第六百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百九十五条から第六百九十七条、第六百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第六百九十九条から第七百条、第七百一条から第七百三条、第七百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百五条から第七百七条、第七百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百九条から第七百十条、第七百十一条から第七百十三条、第七百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百十五条から第七百十七条、第七百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百十九条から第七百二十条、第七百二十一条から第七百二十三条、第七百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百二十五条から第七百二十七条、第七百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百二十九条から第七百三十条、第七百三十一条から第七百三十三条、第七百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百三十五条から第七百三十七条、第七百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百三十九条から第七百四十条、第七百四十一条から第七百四十三条、第七百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百四十五条から第七百四十七条、第七百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百四十九条から第七百五十条、第七百五十一条から第七百五十三条、第七百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百五十五条から第七百五十七条、第七百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百五十九条から第七百六十条、第七百六十一条から第七百六十三条、第七百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百六十五条から第七百六十七条、第七百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百六十九条から第七百七十条、第七百七十一条から第七百七十三条、第七百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百七十五条から第七百七十七条、第七百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百七十九条から第七百八十条、第七百八十一条から第七百八十三条、第七百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百八十五条から第七百八十七条、第七百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百八十九条から第七百九十条、第七百九十一条から第七百九十三条、第七百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百九十五条から第七百九十七条、第七百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第七百九十九条から第八百条、第八百一条から第八百三条、第八百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百五条から第八百七条、第八百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百九条から第八百十条、第八百十一条から第八百十三条、第八百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百十五条から第八百十七条、第八百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百十九条から第八百二十条、第八百二十一条から第八百二十三条、第八百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百二十五条から第八百二十七条、第八百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百二十九条から第八百三十条、第八百三十一条から第八百三十三条、第八百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百三十五条から第八百三十七条、第八百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百三十九条から第八百四十条、第八百四十一条から第八百四十三条、第八百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百四十五条から第八百四十七条、第八百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百四十九条から第八百五十条、第八百五十一条から第八百五十三条、第八百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百五十五条から第八百五十七条、第八百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百五十九条から第八百六十条、第八百六十一条から第八百六十三条、第八百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百六十五条から第八百六十七条、第八百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百六十九条から第八百七十条、第八百七十一条から第八百七十三条、第八百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百七十五条から第八百七十七条、第八百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百七十九条から第八百八十条、第八百八十一条から第八百八十三条、第八百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百八十五条から第八百八十七条、第八百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百八十九条から第八百九十条、第八百九十一条から第八百九十三条、第八百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百九十五条から第八百九十七条、第八百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第八百九十九条から第九百条、第九百一条から第九百三条、第九百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百五条から第九百七条、第九百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百九条から第九百十条、第九百十一条から第九百十三条、第九百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百十五条から第九百十七条、第九百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百十九条から第九百二十条、第九百二十一条から第九百二十三条、第九百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百二十五条から第九百二十七条、第九百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百二十九条から第九百三十条、第九百三十一条から第九百三十三条、第九百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百三十五条から第九百三十七条、第九百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百三十九条から第九百四十条、第九百四十一条から第九百四十三条、第九百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百四十五条から第九百四十七条、第九百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百四十九条から第九百五十条、第九百五十一条から第九百五十三条、第九百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百五十五条から第九百五十七条、第九百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百五十九条から第九百六十条、第九百六十一条から第九百六十三条、第九百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百六十五条から第九百六十七条、第九百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百六十九条から第九百七十条、第九百七十一条から第九百七十三条、第九百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百七十五条から第九百七十七条、第九百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百七十九条から第九百八十条、第九百八十一条から第九百八十三条、第九百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百八十五条から第九百八十七条、第九百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百八十九条から第九百九十条、第九百九十一条から第九百九十三条、第九百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百九十五条から第九百九十七条、第九百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第九百九十九条から第千条、第千一条から第千三条、第千四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五条から第千七条、第千八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千九条から第千十条、第千十一条から第千十三条、第千十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千十五条から第千十七条、第千十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千十九条から第千二十条、第千二十一条から第千二十三条、第千二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二十五条から第千二十七条、第千二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二十九条から第千三十条、第千三十一条から第千三十三条、第千三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三十五条から第千三十七条、第千三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三十九条から第千四十条、第千四十一条から第千四十三条、第千四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四十五条から第千四十七条、第千四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四十九条から第千五十条、第千五十一条から第千五十三条、第千五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五十五条から第千五十七条、第千五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五十九条から第千六十条、第千六十一条から第千六十三条、第千六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六十五条から第千六十七条、第千六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六十九条から第千七十条、第千七十一条から第千七十三条、第千七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千七十五条から第千七十七条、第千七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千七十九条から第千八十条、第千八十一条から第千八十三条、第千八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千八十五条から第千八十七条、第千八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千八十九条から第千九十条、第千九十一条から第千九十三条、第千九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千九十五条から第千九十七条、第千九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千九十九条から第千百条、第千百一条から第千百三条、第千百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百五条から第千百七条、第千百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百九条から第千百十条、第千百十一条から第千百十三条、第千百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百十五条から第千百十七条、第千百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百十九条から第千百二十条、第千百二十一条から第千百二十三条、第千百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百二十五条から第千百二十七条、第千百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百二十九条から第千百三十条、第千百三十一条から第千百三十三条、第千百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百三十五条から第千百三十七条、第千百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百三十九条から第千百四十条、第千百四十一条から第千百四十三条、第千百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百四十五条から第千百四十七条、第千百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百四十九条から第千百五十条、第千百五十一条から第千百五十三条、第千百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百五十五条から第千百五十七条、第千百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百五十九条から第千百六十条、第千百六十一条から第千百六十三条、第千百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百六十五条から第千百六十七条、第千百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百六十九条から第千百七十条、第千百七十一条から第千百七十三条、第千百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百七十五条から第千百七十七条、第千百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百七十九条から第千百八十条、第千百八十一条から第千百八十三条、第千百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百八十五条から第千百八十七条、第千百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百八十九条から第千百九十条、第千百九十一条から第千百九十三条、第千百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百九十五条から第千百九十七条、第千百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千百九十九条から第千二百条、第千二百一条から第千二百三条、第千二百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百五条から第千二百七条、第千二百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百九条から第千二百十条、第千二百十一条から第千二百十三条、第千二百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百十五条から第千二百十七条、第千二百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百十九条から第千二百二十条、第千二百二十一条から第千二百二十三条、第千二百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百二十五条から第千二百二十七条、第千二百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百二十九条から第千二百三十条、第千二百三十一条から第千二百三十三条、第千二百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百三十五条から第千二百三十七条、第千二百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百三十九条から第千二百四十条、第千二百四十一条から第千二百四十三条、第千二百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百四十五条から第千二百四十七条、第千二百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百四十九条から第千二百五十条、第千二百五十一条から第千二百五十三条、第千二百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百五十五条から第千二百五十七条、第千二百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百五十九条から第千二百六十条、第千二百六十一条から第千二百六十三条、第千二百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百六十五条から第千二百六十七条、第千二百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百六十九条から第千二百七十条、第千二百七十一条から第千二百七十三条、第千二百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百七十五条から第千二百七十七条、第千二百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百七十九条から第千二百八十条、第千二百八十一条から第千二百八十三条、第千二百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百八十五条から第千二百八十七条、第千二百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百八十九条から第千二百九十条、第千二百九十一条から第千二百九十三条、第千二百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百九十五条から第千二百九十七条、第千二百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千二百九十九条から第千三百条、第千三百一条から第千三百三条、第千三百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百五条から第千三百七条、第千三百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百九条から第千三百十条、第千三百十一条から第千三百十三条、第千三百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百十五条から第千三百十七条、第千三百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百十九条から第千三百二十条、第千三百二十一条から第千三百二十三条、第千三百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百二十五条から第千三百二十七条、第千三百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百二十九条から第千三百三十条、第千三百三十一条から第千三百三十三条、第千三百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百三十五条から第千三百三十七条、第千三百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百三十九条から第千三百四十条、第千三百四十一条から第千三百四十三条、第千三百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百四十五条から第千三百四十七条、第千三百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百四十九条から第千三百五十条、第千三百五十一条から第千三百五十三条、第千三百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百五十五条から第千三百五十七条、第千三百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百五十九条から第千三百六十条、第千三百六十一条から第千三百六十三条、第千三百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百六十五条から第千三百六十七条、第千三百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百六十九条から第千三百七十条、第千三百七十一条から第千三百七十三条、第千三百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百七十五条から第千三百七十七条、第千三百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百七十九条から第千三百八十条、第千三百八十一条から第千三百八十三条、第千三百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百八十五条から第千三百八十七条、第千三百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百八十九条から第千三百九十条、第千三百九十一条から第千三百九十三条、第千三百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百九十五条から第千三百九十七条、第千三百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千三百九十九条から第千四百条、第千四百一条から第千四百三条、第千四百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百五条から第千四百七条、第千四百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百九条から第千四百十条、第千四百十一条から第千四百十三条、第千四百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百十五条から第千四百十七条、第千四百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百十九条から第千四百二十条、第千四百二十一条から第千四百二十三条、第千四百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百二十五条から第千四百二十七条、第千四百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百二十九条から第千四百三十条、第千四百三十一条から第千四百三十三条、第千四百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百三十五条から第千四百三十七条、第千四百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百三十九条から第千四百四十条、第千四百四十一条から第千四百四十三条、第千四百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百四十五条から第千四百四十七条、第千四百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百四十九条から第千四百五十条、第千四百五十一条から第千四百五十三条、第千四百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百五十五条から第千四百五十七条、第千四百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百五十九条から第千四百六十条、第千四百六十一条から第千四百六十三条、第千四百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百六十五条から第千四百六十七条、第千四百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百六十九条から第千四百七十条、第千四百七十一条から第千四百七十三条、第千四百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百七十五条から第千四百七十七条、第千四百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百七十九条から第千四百八十条、第千四百八十一条から第千四百八十三条、第千四百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百八十五条から第千四百八十七条、第千四百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百八十九条から第千四百九十条、第千四百九十一条から第千四百九十三条、第千四百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百九十五条から第千四百九十七条、第千四百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千四百九十九条から第千五百条、第千五百一条から第千五百三条、第千五百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百五条から第千五百七条、第千五百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百九条から第千五百十条、第千五百十一条から第千五百十三条、第千五百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百十五条から第千五百十七条、第千五百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百十九条から第千五百二十条、第千五百二十一条から第千五百二十三条、第千五百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百二十五条から第千五百二十七条、第千五百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百二十九条から第千五百三十条、第千五百三十一条から第千五百三十三条、第千五百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百三十五条から第千五百三十七条、第千五百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百三十九条から第千五百四十条、第千五百四十一条から第千五百四十三条、第千五百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百四十五条から第千五百四十七条、第千五百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百四十九条から第千五百五十条、第千五百五十一条から第千五百五十三条、第千五百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百五十五条から第千五百五十七条、第千五百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百五十九条から第千五百六十条、第千五百六十一条から第千五百六十三条、第千五百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百六十五条から第千五百六十七条、第千五百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百六十九条から第千五百七十条、第千五百七十一条から第千五百七十三条、第千五百七十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百七十五条から第千五百七十七条、第千五百七十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百七十九条から第千五百八十条、第千五百八十一条から第千五百八十三条、第千五百八十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百八十五条から第千五百八十七条、第千五百八十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百八十九条から第千五百九十条、第千五百九十一条から第千五百九十三条、第千五百九十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百九十五条から第千五百九十七条、第千五百九十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千五百九十九条から第千六百条、第千六百一条から第千六百三条、第千六百四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百五条から第千六百七条、第千六百八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百九条から第千六百十条、第千六百十一条から第千六百十三条、第千六百十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百十五条から第千六百十七条、第千六百十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百十九条から第千六百二十条、第千六百二十一条から第千六百二十三条、第千六百二十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百二十五条から第千六百二十七条、第千六百二十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百二十九条から第千六百三十条、第千六百三十一条から第千六百三十三条、第千六百三十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百三十五条から第千六百三十七条、第千六百三十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百三十九条から第千六百四十条、第千六百四十一条から第千六百四十三条、第千六百四十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百四十五条から第千六百四十七条、第千六百四十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百四十九条から第千六百五十条、第千六百五十一条から第千六百五十三条、第千六百五十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百五十五条から第千六百五十七条、第千六百五十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百五十九条から第千六百六十条、第千六百六十一条から第千六百六十三条、第千六百六十四条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百六十五条から第千六百六十七条、第千六百六十八条（第十四号及び第十七号を除く。）、第千六百六十九条から第千六百七十条、第千六百七十一条から第千六百七十三条、

○金融商品取引法施行令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和三・八・六**政三二九**）本則四七条（令和四・五・一施行）

（法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲）

第二条の一〇①（柱書略）

一（柱書略）

イ―ニ（略）

ホ　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約（同条第一項第一号に掲げる信託の契約に限る。）、同法第六十六条第一項（同法第九十一条の二十四において準用する場合を含む。）の規定により締結する同法第十五条第一項第一号に掲げる信託の契約及び同法第六十六条第二項（同第九十一条の二十四において準用する場合を含む。）に規定する信託の契約に係る信託の受益権

ヘ―ル（略）

二―五（略）

②③（略）

○金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和三・一一・一九**内七二**）本則（令和五・一・一〇施行）

（有価証券の時価に乗ずべき率等）

第一条①（柱書略）

一（信用取引　百分の三十

②③（略）

○公認会計士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和一・六・二**六法四四**）附則六条（令和四・一〇・一施行）

・外国弁護士による律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二**九法三三**）附則一〇条（令和四・一・一施行）

（欠格条項）

第一条（柱書略）

一―九（略）

十　税理士法（昭和二十六年法律第二百二十七号）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）又は弁理士法（平成十二年法律第四十九号）により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

（短答式による試験科目の一部免除等）

第九条①（柱書略）

一―三（略）

四　司法試験に合格した者

②④（略）

（登録拒否の事由）

第二四条の一〇の一〇（柱書略）

十一―十一（略）

十二　税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

十三（略）

（被審人の代理人及び指定職員）

第二四条の四三①　被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

②③（略）

○投資信託及び投資法人に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則三条（令和四・九・一施行）

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六**法七二**）附則七条二号（令和四・六・一施行）

（会社法の準用）

第九四条①（会社法第三百条本文、第三百三条第二項、第三百四条、第三百五条第一項本文及び第四項から第六項まで、第三百六条（第二項及び第四項を除く。）、第三百七条、第三百八条（第一項ただし書を除く。）、第三百十条並びに第三百十三条から第三百十八条（第二項を除く。）まで規定は、投資主総会について準用する。（後略）

②（略）

（執行役員の資格）

第九八条（柱書略）

一―四（略）

五　この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十九号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五

条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

第二四九条　（柱書略）

一―十九　（略）

十九の二　（改正により追加）

二十―三十三　（略）

○資産の流動化に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則四五条（令和四・九・一施行）

（設立の登記等）

第二三条①　（略）

②　（柱書略）

一―七　（略）

七の二　（改正により追加）

八―十六　（略）

③　（略）

④　会社法第九百三十条第一項（第一号及び第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（支店の所在地における登記）、第九百三十一条（他の登記所の管轄区域内への支店の移転の登記）並びに第九百三十二条本文（支店における変更の登記等）の規定は、特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。（改正により削られた）

○金融サービスの提供に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和三・六・一六法七二）附則七条五号（令和四・六・一施行）

（登録の拒否）

第一五条　（柱書略）

一　（略）

イ―ヲ　（略）

ワ　この法律、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十八号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）、農業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、信用金庫法、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、長期信用銀行法、労働金庫法、出資の受入れ、預り金及び金利等の用語締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百九十九号）、銀行法、貸金業法、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）、不動産特定共同事業法、保険業法、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、農林中央金庫法若しくは信託業法（平成十六年法律第百五十四号）その他政令で定める法律若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違し、貸付けの契約（貸金業法第二条第三項に規定する貸付けの契約をいう。）の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第十二条の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

カ―ソ　（略）

二―七　（略）

有効な改正前規定（資産の流動化に関する法律　金融サービスの提供に関する法律）

○輸出入取引法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一**法七一**）本則九八条（令和四・九・一施行）

（準用）

第一九条①　中小企業等協同組合法第四条第二項（住所、第九条の二第三項（事業協同組合及び事業協同小組合）、第十条の二から第十四条まで、第十九条（第一項第四号を除く）（組合員）、第二十七条（規約）、第二十八条、第二十条、第三十二条（設立の認可）、第三十四条（規約）、第三十四条の二（定款の備置き及び閲覧等）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十五条の二から第三十五条の八まで、第三十七条の三まで、第三十六条の五から第三十六条の八まで、第四十一条から第四十五条まで（役員等）、第四十六条から第五十二条まで、第五十五条（第五号を除く。）、第五十三条の二から第五十五条まで（総会及び総代会）、第五十七条の八（余裕金運用の制限）、第五十七条の九（会計の原則）、第六十一条（第一項及び第二項）、第六十三条から第六十三条の三まで、第六十三条の四（第二項）、第六十三条から第六十五条（第一項から第五項まで、第六十五条から第六十七条まで、第六十八条（第一項、第六十九条（解散及び清算並びに合併）、第八十三条から第百三条まで（第八十四条第二項第二号及び第五号、第三項並びに第四項）、第九十五条（第二号、第九十八条第二号、第九十八条第二項（第二号並びに第九十九条第二項を除く。）（登記）並びに第百四条、第百五条の三第二項を除く。）（登記）、第百五条の四第一項、第六項及び第九項並びに第百六条第一項（雑則）の規定は、輸出組合について準用する。この場合において、同法第十一条第二項、第三項、第十一条第三項、第十一条第四項、第十一条第五項、第十一条第六項、第十一条第七項、第十一条第八項、第十一条第九項、第十一条第十項、第十一条第十一項、第十一条第十二項、第十一条第十三項、第十一条第十四項、第十一条第十五項、第十一条第十六項、第十一条第十七項、第十一条第十八項、第十一条第十九項、第十一条第二十項、第十一条第二十一項、第十一条第二十二項、第十一条第二十三項、第十一条第二十四項、第十一条第二十五項、第十一条第二十六項、第十一条第二十七項、第十一条第二十八項、第十一条第二十九項、第十一条第三十項、第十一条第三十一項、第十一条第三十二項、第十一条第三十三項、第十一条第三十四項、第十一条第三十五項、第十一条第三十六項、第十一条第三十七項、第十一条第三十八項、第十一条第三十九項、第十一条第四十項、第十一条第四十一項、第十一条第四十二項、第十一条第四十三項、第十一条第四十四項、第十一条第四十五項、第十一条第四十六項、第十一条第四十七項、第十一条第四十八項、第十一条第四十九項、第十一条第五十項、第十一条第五十一項、第十一条第五十二項、第十一条第五十三項、第十一条第五十四項、第十一条第五十五項、第十一条第五十六項、第十一条第五十七項、第十一条第五十八項、第十一条第五十九項、第十一条第六十項、第十一条第六十一項、第十一条第六十二項、第十一条第六十三項、第十一条第六十四項、第十一条第六十五項、第十一条第六十六項、第十一条第六十七項、第十一条第六十八項、第十一条第六十九項、第十一条第七十項、第十一条第七十一項、第十一条第七十二項、第十一条第七十三項、第十一条第七十四項、第十一条第七十五項、第十一条第七十六項、第十一条第七十七項、第十一条第七十八項、第十一条第七十九項、第十一条第八十項、第十一条第八十一項、第十一条第八十二項、第十一条第八十三項、第十一条第八十四項、第十一条第八十五項、第十一条第八十六項、第十一条第八十七項、第十一条第八十八項、第十一条第八十九項、第十一条第九十項、第十一条第九十一項、第十一条第九十二項、第十一条第九十三項、第十一条第九十四項、第十一条第九十五項、第十一条第九十六項、第十一条第九十七項、第十一条第九十八項、第十一条第九十九項、第十一条第百項、第十一条第百一項、第十一条第百二項、第十一条第百三項、第十一条第百四項、第十一条第百五項、第十一条第百六項、第十一条第百七項、第十一条第百八項、第十一条第百九項、第十一条第百十項、第十一条第百十一項、第十一条第百十二項、第十一条第百十三項、第十一条第百十四項、第十一条第百十五項、第十一条第百十六項、第十一条第百十七項、第十一条第百十八項、第十一条第百十九項、第十一条第百二十項、第十一条第百二十一項、第十一条第百二十二項、第十一条第百二十三項、第十一条第百二十四項、第十一条第百二十五項、第十一条第百二十六項、第十一条第百二十七項、第十一条第百二十八項、第十一条第百二十九項、第十一条第百三十項、第十一条第百三十一項、第十一条第百三十二項、第十一条第百三十三項、第十一条第百三十四項、第十一条第百三十五項、第十一条第百三十六項、第十一条第百三十七項、第十一条第百三十八項、第十一条第百三十九項、第十一条第百四十項、第十一条第百四十一項、第十一条第百四十二項、第十一条第百四十三項、第十一条第百四十四項、第十一条第百四十五項、第十一条第百四十六項、第十一条第百四十七項、第十一条第百四十八項、第十一条第百四十九項、第十一条第百五十項、第十一条第百五十一項、第十一条第百五十二項、第十一条第百五十三項、第十一条第百五十四項、第十一条第百五十五項、第十一条第百五十六項、第十一条第百五十七項、第十一条第百五十八項、第十一条第百五十九項、第十一条第百六十項、第十一条第百六十一項、第十一条第百六十二項、第十一条第百六十三項、第十一条第百六十四項、第十一条第百六十五項、第十一条第百六十六項、第十一条第百六十七項、第十一条第百六十八項、第十一条第百六十九項、第十一条第百七十項、第十一条第百七十一項、第十一条第百七十二項、第十一条第百七十三項、第十一条第百七十四項、第十一条第百七十五項、第十一条第百七十六項、第十一条第百七十七項、第十一条第百七十八項、第十一条第百七十九項、第十一条第百八十項、第十一条第百八十一項、第十一条第百八十二項、第十一条第百八十三項、第十一条第百八十四項、第十一条第百八十五項、第十一条第百八十六項、第十一条第百八十七項、第十一条第百八十八項、第十一条第百八十九項、第十一条第百九十項、第十一条第百九十一項、第十一条第百九十二項、第十一条第百九十三項、第十一条第百九十四項、第十一条第百九十五項、第十一条第百九十六項、第十一条第百九十七項、第十一条第百九十八項、第十一条第百九十九項、第十一条第二百項、第十一条第二百一項、第十一条第二百二項、第十一条第二百三項、第十一条第二百四項、第十一条第二百五項、第十一条第二百六項、第十一条第二百七項、第十一条第二百八項、第十一条第二百九項、第十一条第二百十項、第十一条第二百十一項、第十一条第二百十二項、第十一条第二百十三項、第十一条第二百十四項、第十一条第二百十五項、第十一条第二百十六項、第十一条第二百十七項、第十一条第二百十八項、第十一条第二百十九項、第十一条第二百二十項、第十一条第二百二十一項、第十一条第二百二十二項、第十一条第二百二十三項、第十一条第二百二十四項、第十一条第二百二十五項、第十一条第二百二十六項、第十一条第二百二十七項、第十一条第二百二十八項、第十一条第二百二十九項、第十一条第二百三十項、第十一条第二百三十一項、第十一条第二百三十二項、第十一条第二百三十三項、第十一条第二百三十四項、第十一条第二百三十五項、第十一条第二百三十六項、第十一条第二百三十七項、第十一条第二百三十八項、第十一条第二百三十九項、第十一条第二百四十項、第十一条第二百四十一項、第十一条第二百四十二項、第十一条第二百四十三項、第十一条第二百四十四項、第十一条第二百四十五項、第十一条第二百四十六項、第十一条第二百四十七項、第十一条第二百四十八項、第十一条第二百四十九項、第十一条第二百五十項、第十一条第二百五十一項、第十一条第二百五十二項、第十一条第二百五十三項、第十一条第二百五十四項、第十一条第二百五十五項、第十一条第二百五十六項、第十一条第二百五十七項、第十一条第二百五十八項、第十一条第二百五十九項、第十一条第二百六十項、第十一条第二百六十一項、第十一条第二百六十二項、第十一条第二百六十三項、第十一条第二百六十四項、第十一条第二百六十五項、第十一条第二百六十六項、第十一条第二百六十七項、第十一条第二百六十八項、第十一条第二百六十九項、第十一条第二百七十項、第十一条第二百七十一項、第十一条第二百七十二項、第十一条第二百七十三項、第十一条第二百七十四項、第十一条第二百七十五項、第十一条第二百七十六項、第十一条第二百七十七項、第十一条第二百七十八項、第十一条第二百七十九項、第十一条第二百八十項、第十一条第二百八十一項、第十一条第二百八十二項、第十一条第二百八十三項、第十一条第二百八十四項、第十一条第二百八十五項、第十一条第二百八十六項、第十一条第二百八十七項、第十一条第二百八十八項、第十一条第二百八十九項、第十一条第二百九十項、第十一条第二百九十一項、第十一条第二百九十二項、第十一条第二百九十三項、第十一条第二百九十四項、第十一条第二百九十五項、第十一条第二百九十六項、第十一条第二百九十七項、第十一条第二百九十八項、第十一条第二百九十九項、第十一条第三百項、第十一条第三百一項、第十一条第三百二項、第十一条第三百三項、第十一条第三百四項、第十一条第三百五項、第十一条第三百六項、第十一条第三百七項、第十一条第三百八項、第十一条第三百九項、第十一条第三百十項、第十一条第三百十一項、第十一条第三百十二項、第十一条第三百十三項、第十一条第三百十四項、第十一条第三百十五項、第十一条第三百十六項、第十一条第三百十七項、第十一条第三百十八項、第十一条第三百十九項、第十一条第三百二十項、第十一条第三百二十一項、第十一条第三百二十二項、第十一条第三百二十三項、第十一条第三百二十四項、第十一条第三百二十五項、第十一条第三百二十六項、第十一条第三百二十七項、第十一条第三百二十八項、第十一条第三百二十九項、第十一条第三百三十項、第十一条第三百三十一項、第十一条第三百三十二項、第十一条第三百三十三項、第十一条第三百三十四項、第十一条第三百三十五項、第十一条第三百三十六項、第十一条第三百三十七項、第十一条第三百三十八項、第十一条第三百三十九項、第十一条第三百四十項、第十一条第三百四十一項、第十一条第三百四十二項、第十一条第三百四十三項、第十一条第三百四十四項、第十一条第三百四十五項、第十一条第三百四十六項、第十一条第三百四十七項、第十一条第三百四十八項、第十一条第三百四十九項、第十一条第三百五十項、第十一条第三百五十一項、第十一条第三百五十二項、第十一条第三百五十三項、第十一条第三百五十四項、第十一条第三百五十五項、第十一条第三百五十六項、第十一条第三百五十七項、第十一条第三百五十八項、第十一条第三百五十九項、第十一条第三百六十項、第十一条第三百六十一項、第十一条第三百六十二項、第十一条第三百六十三項、第十一条第三百六十四項、第十一条第三百六十五項、第十一条第三百六十六項、第十一条第三百六十七項、第十一条第三百六十八項、第十一条第三百六十九項、第十一条第三百七十項、第十一条第三百七十一項、第十一条第三百七十二項、第十一条第三百七十三項、第十一条第三百七十四項、第十一条第三百七十五項、第十一条第三百七十六項、第十一条第三百七十七項、第十一条第三百七十八項、第十一条第三百七十九項、第十一条第三百八十項、第十一条第三百八十一項、第十一条第三百八十二項、第十一条第三百八十三項、第十一条第三百八十四項、第十一条第三百八十五項、第十一条第三百八十六項、第十一条第三百八十七項、第十一条第三百八十八項、第十一条第三百八十九項、第十一条第三百九十項、第十一条第三百九十一項、第十一条第三百九十二項、第十一条第三百九十三項、第十一条第三百九十四項、第十一条第三百九十五項、第十一条第三百九十六項、第十一条第三百九十七項、第十一条第三百九十八項、第十一条第三百九十九項、第十一条第四百項、第十一条第四百一項、第十一条第四百二項、第十一条第四百三項、第十一条第四百四項、第十一条第四百五項、第十一条第四百六項、第十一条第四百七項、第十一条第四百八項、第十一条第四百九項、第十一条第四百十項、第十一条第四百十一項、第十一条第四百十二項、第十一条第四百十三項、第十一条第四百十四項、第十一条第四百十五項、第十一条第四百十六項、第十一条第四百十七項、第十一条第四百十八項、第十一条第四百十九項、第十一条第五百項、第十一条第五百一項、第十一条第五百二項、第十一条第五百三項、第十一条第五百四項、第十一条第五百五項、第十一条第五百六項、第十一条第五百七項、第十一条第五百八項、第十一条第五百九項、第十一条第五百十項、第十一条第五百十一項、第十一条第五百十二項、第十一条第五百十三項、第十一条第五百十四項、第十一条第五百十五項、第十一条第五百十六項、第十一条第五百十七項、第十一条第五百十八項、第十一条第五百十九項、第十一条第六百項、第十一条第六百一項、第十一条第六百二項、第十一条第六百三項、第十一条第六百四項、第十一条第六百五項、第十一条第六百六項、第十一条第六百七項、第十一条第六百八項、第十一条第六百九項、第十一条第六百十項、第十一条第六百十一項、第十一条第六百十二項、第十一条第六百十三項、第十一条第六百十四項、第十一条第六百十五項、第十一条第六百十六項、第十一条第六百十七項、第十一条第六百十八項、第十一条第六百十九項、第十一条第七百項、第十一条第七百一項、第十一条第七百二項、第十一条第七百三項、第十一条第七百四項、第十一条第七百五項、第十一条第七百六項、第十一条第七百七項、第十一条第七百八項、第十一条第七百九項、第十一条第七百十項、第十一条第七百十一項、第十一条第七百十二項、第十一条第七百十三項、第十一条第七百十四項、第十一条第七百十五項、第十一条第七百十六項、第十一条第七百十七項、第十一条第七百十八項、第十一条第七百十九項、第十一条第八百項、第十一条第八百一項、第十一条第八百二項、第十一条第八百三項、第十一条第八百四項、第十一条第八百五項、第十一条第八百六項、第十一条第八百七項、第十一条第八百八項、第十一条第八百九項、第十一条第八百十項、第十一条第八百十一項、第十一条第八百十二項、第十一条第八百十三項、第十一条第八百十四項、第十一条第八百十五項、第十一条第八百十六項、第十一条第八百十七項、第十一条第八百十八項、第十一条第八百十九項、第十一条第九百項、第十一条第九百一項、第十一条第九百二項、第十一条第九百三項、第十一条第九百四項、第十一条第九百五項、第十一条第九百六項、第十一条第九百七項、第十一条第九百八項、第十一条第九百九項、第十一条第九百十項、第十一条第九百十一項、第十一条第九百十二項、第十一条第九百十三項、第十一条第九百十四項、第十一条第九百十五項、第十一条第九百十六項、第十一条第九百十七項、第十一条第九百十八項、第十一条第九百十九項、第十一条第十百項、第十一条第十百一項、第十一条第十百二項、第十一条第十百三項、第十一条第十百四項、第十一条第十百五項、第十一条第十百六項、第十一条第十百七項、第十一条第十百八項、第十一条第十百九項、第十一条第十百十項、第十一条第十百十一項、第十一条第十百十二項、第十一条第十百十三項、第十一条第十百十四項、第十一条第十百十五項、第十一条第十百十六項、第十一条第十百十七項、第十一条第十百十八項、第十一条第十百十九項、第十一条第十一百項、第十一条第十一百一項、第十一条第十一百二項、第十一条第十一百三項、第十一条第十一百四項、第十一条第十一百五項、第十一条第十一百六項、第十一条第十一百七項、第十一条第十一百八項、第十一条第十一百九項、第十一条第十一百十項、第十一条第十一百十一項、第十一条第十一百十二項、第十一条第十一百十三項、第十一条第十一百十四項、第十一条第十一百十五項、第十一条第十一百十六項、第十一条第十一百十七項、第十一条第十一百十八項、第十一条第十一百十九項、第十一条第十二百項、第十一条第十二百一項、第十一条第十二百二項、第十一条第十二百三項、第十一条第十二百四項、第十一条第十二百五項、第十一条第十二百六項、第十一条第十二百七項、第十一条第十二百八項、第十一条第十二百九項、第十一条第十二百十項、第十一条第十二百十一項、第十一条第十二百十二項、第十一条第十二百十三項、第十一条第十二百十四項、第十一条第十二百十五項、第十一条第十二百十六項、第十一条第十二百十七項、第十一条第十二百十八項、第十一条第十二百十九項、第十一条第十三百項、第十一条第十三百一項、第十一条第十三百二項、第十一条第十三百三項、第十一条第十三百四項、第十一条第十三百五項、第十一条第十三百六項、第十一条第十三百七項、第十一条第十三百八項、第十一条第十三百九項、第十一条第十三百十項、第十一条第十三百十一項、第十一条第十三百十二項、第十一条第十三百十三項、第十一条第十三百十四項、第十一条第十三百十五項、第十一条第十三百十六項、第十一条第十三百十七項、第十一条第十三百十八項、第十一条第十三百十九項、第十一条第十四百項、第十一条第十四百一項、第十一条第十四百二項、第十一条第十四百三項、第十一条第十四百四項、第十一条第十四百五項、第十一条第十四百六項、第十一条第十四百七項、第十一条第十四百八項、第十一条第十四百九項、第十一条第十四百十項、第十一条第十四百十一項、第十一条第十四百十二項、第十一条第十四百十三項、第十一条第十四百十四項、第十一条第十四百十五項、第十一条第十四百十六項、第十一条第十四百十七項、第十一条第十四百十八項、第十一条第十四百十九項、第十一条第十五百項、第十一条第十五百一項、第十一条第十五百二項、第十一条第十五百三項、第十一条第十五百四項、第十一条第十五百五項、第十一条第十五百六項、第十一条第十五百七項、第十一条第十五百八項、第十一条第十五百九項、第十一条第十五百十項、第十一条第十五百十一項、第十一条第十五百十二項、第十一条第十五百十三項、第十一条第十五百十四項、第十一条第十五百十五項、第十一条第十五百十六項、第十一条第十五百十七項、第十一条第十五百十八項、第十一条第十五百十九項、第十一条第十六百項、第十一条第十六百一項、第十一条第十六百二項、第十一条第十六百三項、第十一条第十六百四項、第十一条第十六百五項、第十一条第十六百六項、第十一条第十六百七項、第十一条第十六百八項、第十一条第十六百九項、第十一条第十七百項、第十一条第十七百一項、第十一条第十七百二項、第十一条第十七百三項、第十一条第十七百四項、第十一条第十七百五項、第十一条第十七百六項、第十一条第十七百七項、第十一条第十七百八項、第十一条第十七百九項、第十一条第十八百項、第十一条第十八百一項、第十一条第十八百二項、第十一条第十八百三項、第十一条第十八百四項、第十一条第十八百五項、第十一条第十八百六項、第十一条第十八百七項、第十一条第十八百八項、第十一条第十八百九項、第十一条第十九百項、第十一条第十九百一項、第十一条第十九百二項、第十一条第十九百三項、第十一条第十九百四項、第十一条第十九百五項、第十一条第十九百六項、第十一条第十九百七項、第十一条第十九百八項、第十一条第十九百九項、第十一条第二十百項、第十一条第二十百一項、第十一条第二十百二項、第十一条第二十百三項、第十一条第二十百四項、第十一条第二十百五項、第十一条第二十百六項、第十一条第二十百七項、第十一条第二十百八項、第十一条第二十百九項、第十一条第二十一百項、第十一条第二十一百一項、第十一条第二十一百二項、第十一条第二十一百三項、第十一条第二十一百四項、第十一条第二十一百五項、第十一条第二十一百六項、第十一条第二十一百七項、第十一条第二十一百八項、第十一条第二十一百九項、第十一条第二十二百項、第十一条第二十二百一項、第十一条第二十二百二項、第十一条第二十二百三項、第十一条第二十二百四項、第十一条第二十二百五項、第十一条第二十二百六項、第十一条第二十二百七項、第十一条第二十二百八項、第十一条第二十二百九項、第十一条第二十三百項、第十一条第二十三百一項、第十一条第二十三百二項、第十一条第二十三百三項、第十一条第二十三百四項、第十一条第二十三百五項、第十一条第二十三百六項、第十一条第二十三百七項、第十一条第二十三百八項、第十一条第二十三百九項、第十一条第二十四百項、第十一条第二十四百一項、第十一条第二十四百二項、第十一条第二十四百三項、第十一条第二十四百四項、第十一条第二十四百五項、第十一条第二十四百六項、第十一条第二十四百七項、第十一条第二十四百八項、第十一条第二十四百九項、第十一条第二十五百項、第十一条第二十五百一項、第十一条第二十五百二項、第十一条第二十五百三項、第十一条第二十五百四項、第十一条第二十五百五項、第十一条第二十五百六項、第十一条第二十五百七項、第十一条第二十五百八項、第十一条第二十五百九項、第十一条第二十六百項、第十一条第二十六百一項、第十一条第二十六百二項、第十一条第二十六百三項、第十一条第二十六百四項、第十一条第二十六百五項、第十一条第二十六百六項、第十一条第二十六百七項、第十一条第二十六百八項、第十一条第二十六百九項、第十一条第二十七百項、第十一条第二十七百一項、第十一条第二十七百二項、第十一条第二十七百三項、第十一条第二十七百四項、第十一条第二十七百五項、第十一条第二十七百六項、第十一条第二十七百七項、第十一条第二十七百八項、第十一条第二十七百九項、第十一条第二十八百項、第十一条第二十八百一項、第十一条第二十八百二項、第十一条第二十八百三項、第十一条第二十八百四項、第十一条第二十八百五項、第十一条第二十八百六項、第十一条第二十八百七項、第十一条第二十八百八項、第十一条第二十八百九項、第十一条第二十九百項、第十一条第二十九百一項、第十一条第二十九百二項、第十一条第二十九百三項、第十一条第二十九百四項、第十一条第二十九百五項、第十一条第二十九百六項、第十一条第二十九百七項、第十一条第二十九百八項、第十一条第二十九百九項、第十一条第三十百項、第十一条第三十百一項、第十一条第三十百二項、第十一条第三十百三項、第十一条第三十百四項、第十一条第三十百五項、第十一条第三十百六項、第十一条第三十百七項、第十一条第三十百八項、第十一条第三十百九項、第十一条第三十一百項、第十一条第三十一百一項、第十一条第三十一百二項、第十一条第三十一百三項、第十一条第三十一百四項、第十一条第三十一百五項、第十一条第三十一百六項、第十一条第三十一百七項、第十一条第三十一百八項、第十一条第三十一百九項、第十一条第三十二百項、第十一条第三十二百一項、第十一条第三十二百二項、第十一条第三十二百三項、第十一条第三十二百四項、第十一条第三十二百五項、第十一条第三十二百六項、第十一条第三十二百七項、第十一条第三十二百八項、第十一条第三十二百九項、第十一条第三十三百項、第十一条第三十三百一項、第十一条第三十三百二項、第十一条第三十三百三項、第十一条第三十三百四項、第十一条第三十三百五項、第十一条第三十三百六項、第十一条第三十三百七項、第十一条第三十三百八項、第十一条第三十三百九項、第十一条第三十四百項、第十一条第三十四百一項、第十一条第三十四百二項、第十一条第三十四百三項、第十一条第三十四百四項、第十一条第三十四百五項、第十一条第三十四百六項、第十一条第三十四百七項、第十一条第三十四百八項、第十一条第三十四百九項、第十一条第三十五百項、第十一条第三十五百一項、第十一条第三十五百二項、第十一条第三十五百三項、第十一条第三十五百四項、第十一条第三十五百五項、第十一条第三十五百六項、第十一条第三十五百七項、第十一条第三十五百八項、第十一条第三十五百九項、第十一条第三十六百項、第十一条第三十六百一項、第十一条第三十六百二項、第十一条第三十六百三項、第十一条第三十六百四項、第十一条第三十六百五項、第十一条第三十六百六項、第十一条第三十六百七項、第十一条第三十六百八項、第十一条第三十六百九項、第十一条第三十七百項、第十一条第三十七百一項、第十一条第三十七百二項、第十一条第三十七百三項、第十一条第三十七百四項、第十一条第三十七百五項、第十一条第三十七百六項、第十一条第三十七百七項、第十一条第三十七百八項、第十一条第三十七百九項、第十一条第三十八百項、第十一条第三十八百一項、第十一条第三十八百二項、第十一条第三十八百三項、第十一条第三十八百四項、第十一条第三十八百五項、第十一条第三十八百六項、第十一条第三十八百七項、第十一条第三十八百八項、第十一条第三十八百九項、第十一条第三十九百項、第十一条第三十九百一項、第十一条第三十九百二項、第十一条第三十九百三項、第十一条第三十九百四項、第十一条第三十九百五項、第十一条第三十九百六項、第十一条第三十九百七項、第十一条第三十九百八項、第十一条第三十九百九項、第十一条第四十百項、第十一条第四十百一項、第十一条第四十百二項、第十一条第四十百三項、第十一条第四十百四項、第十一条第四十百五項、第十一条第四十百六項、第十一条第四十百七項、第十一条第四十百八項、第十一条第四十百九項、第十一条第四十一百項、第十一条第四十一百一項、第十一条第四十一百二項、第十一条第四十一百三項、第十一条第四十一百四項、第十一条第四十一百五項、第十一条第四十一百六項、第十一条第四十一百七項、第十一条第四十一百八項、第十一条第四十一百九項、第十一条第四十二百項、第十一条第四十二百一項、第十一条第四十二百二項、第十一条第四十二百三項、第十一条第四十二百四項、第十一条第四十二百五項、第十一条第四十二百六項、第十一条第四十二百七項、第十一条第四十二百八項、第十一条第四十二百九項、第十一条第四十三百項、第十一条第四十三百一項、第十一条第四十三百二項、第十一条第四十三百三項、第十一条第四十三百四項、第十一条第四十三百五項、第十一条第四十三百六項、第十一条第四十三百七項、第十一条第四十三百八項、第十一条第四十三百九項、第十一条第四十四百項、第十一条第四十四百一項、第十一条第四十四百二項、第十一条第四十四百三項、第十一条第四十四百四項、第十一条第四十四百五項、第十一条第四十四百六項、第十一条第四十四百七項、第十一条第四十四百八項、第十一条第四十四百九項、第十一条第四十五百項、第十一条第四十五百一項、第十一条第四十五百二項、第十一条第四十五百三項、第十一条第四十五百四項、第十一条第四十五百五項、第十一条第四十五百六項、第十一条第四十五百七項、第十一条第四十五百八項、第十一条第四十五百九項、第十一条第四十六百項、第十一条第四十六百一項、第十一条第四十六百二項、第十一条第四十六百三項、第十一条第四十六百四項、第十一条第四十六百五項、第十一条第四十六百六項、第十一条第四十六百七項、第十一条第四十六百八項、第十一条第四十六百九項、第十一条第四十七百項、第十一条第四十七百一項、第十一条第四十七百二項、第十一条第四十七百三項、第十一条第四十七百四項、第十一条第四十七百五項、第十一条第四十七百六項、第十一条第四十七百七項、第十一条第四十七百八項、第十一条第四十七百九項、第十一条第四十八百項、第十一条第四十八百一項、第十一条第四十八百二項、第十一条第四十八百三項、第十一条第四十八百四項、第十一条第四十八百五項、第十一条第四十八百六項、第十一条第四十八百七項、第十一条第四十八百八項、第十一条第四十八百九項、第十一条第四十九百項、第十一条第四十九百一項、第十一条第四十九百二項、第十一条第四十九百三項、第十一条第四十九百四項、第十一条第四十九百五項、第十一条第四十九百六項、第十一条第四十九百七項、第十一条第四十九百八項、第十一条第四十九百九項、第十一条第五百項、第十一条第五百一項、第十一条第五百二項、第十一条第五百三項、第十一条第五百四項、第十一条第五百五項、第十一条第五百六項、第十一条第五百七項、第十一条第五百八項、第十一条第五百九項、第十一条第五十百項、第十一条第五十百一項、第十一条第五十百二項、第十一条第五十百三項、第十一条第五十百四項、第十一条第五十百五項、第十一条第五十百六項、第十一条第五十百七項、第十一条第五十百八項、第十一条第五十百九項、第十一条第五十一百項、第十一条第五十一百一項、第十一条第五十一百二項、第十一条第五十一百三項、第十一条第五十一百四項、第十一条第五十一百五項、第十一条第五十一百六項、第十一条第五十一百七項、第十一条第五十一百八項、第十一条第五十一百九項、第十一条第五十二百項、第十一条第五十二百一項、第十一条第五十二百二項、第十一条第五十二百三項、第十一条第五十二百四項、第十一条第五十二百五項、第十一条第五十二百六項、第十一条第五十二百七項、第十一条第五十二百八項、第十一条第五十二百九項、第十一条第五十三百項、第十一条第五十三百一項、第十一条第五十三百二項、第十一条第五十三百三項、第十一条第五十三百四項、第十一条第五十三百五項、第十一条第五十三百六項、第十一条第五十三百七項、第十一条第五十三百八項、第十一条第五十三百九項、第十一条第五十四百項、第十一条第五十四百一項、第十一条第五十四百二項、第十一条第五十四百三項、第十一条第五十四百四項、第十一条第五十四百五項、第十一条第五十四百六項、第十一条第五十四百七項、第十一条第五十四百八項、第十一条第五十四百九項、第十一条第五十五百項、第十一条第五十五百一項、第十一条第五十五百二項、第十一条第五十五百三項、第十一条第五十五百四項、第十一条第五十五百五項、第十一条第五十五百六項、第十一条第五十五百七項、第十一条第五十五百八項、第十一条第五十五百九項、第十一条第五十六百項、第十一条第五十六百一項、第十一条第五十六百二項、第十一条第五十六百三項、第十一条第五十六百四項、第十一条第五十六百五項、第十一条第五十六百六項、第十一条第五十六百七項、第十一条第五十六百八項、第十一条第五十六百九項、第十一条第五十七百項、第十一条第五十七百一項、第十一条第五十七百二項、第十一条第五十七百三項、第十一条第五十七百四項、第十一条第五十七百五項、第十一条第五十七百六項、第十一条第五十七百七項、第十一条第五十七百八項、第十一条第五十七百九項、第十一条第五十八百項、第十一条第五十八百一項、第十一条第五十八百二項、第十一条第五十八百三項、第十一条第五十八百四項、第十一条第五十八百五項、第十一条第五十八百六項、第十一条第五十八百七項、第十一条第五十八百八項、第十一条第五十八百九項、第十一条第五十九百項、第十一条第五十九百一項、第十一条第五十九百二項、第十一条第五十九百三項、第十一条第五十九百四項、第十一条第五十九百五項、第十一条第五十九百六項、第十一条第五十九百七項、第十一条第五十九百八項、第十一条第五十九百九項、第十一条第六百項、第十一条第六百一項、第十一条第六百二項、第十一条第六百三項、第十一条第六百四項、第十一条第六百五項、第十一条第六百六項、第十一条第六百七項、第十一条第六百八項、第十一条第六百九項、第十一条第六十百項、第十一条第六十百一項、第十一条第六十百二項、第十一条第六十百三項、第十一条第六十百四項、第十一条第六十百五項、第十一条第六十百六項、第十一条第六十百七項、第十一条第六十百八項、第十一条第六十百九項、第十一条第六十一百項、第十一条第六十一百一項、第十一条第六十一百二項、第十一条第六十一百三項、第十一条第六十一百四項、第十一条第六十一百五項、第十一条第六十一百六項、第十一条第六十一百七項、第十一条第六十一百八項、第十一条第六十一百九項、第十一条第六十二百項、第十一条第六十二百一項、第十一条第六十二百二項、第十一条第六十二百三項、第十一条第六十二百四項、第十一条第六十二百五項、第十一条第六十二百六項、第十一条第六十二百七項、第十一条第六十二百八項、第十一条第六十二百九項、第十一条第六十三百項、第十一条第六十三百一項、第十一条第六十三百二項、第十一条第六十三百三項、第十一条第六十三百四項、第十一条第六十三百五項、第十一条第六十三百六項、第十一条第六十三百七項、第十一条第六十三百八項、第十一条第六十三百九項、第十一条第六十四百項、第十一条第六十四百一項、第十一条第六十四百二項、第十一条第六十四百三項、第十一条第六十四百四項、第十一条第六十四百五項、第十一条第六十四百六項、第十一条第六十四百七項、第十一条第六十四百八項、第十一条第六十四百九項、第十一条第六十五百項、第十一条第六十五百一項、第十一条第六十五百二項、第十一条第六十五百三項、第十一条第六十五百四項、第十一条第六十五百五項、第十一条第六十五百六項、第十一条第六十五百七項、第十一条第六十五百八項、第十一条第六十五百九項、第十一条第六十六百項、第十一条第六十六百一項、第十一条第六十六百二項、第十一条第六十六百三項、第十一条第六十六百四項、第十一条第六十六百五項、第十一条第六十六百六項、第十一条第六十六百七項、第十一条第六十六百八項、第十一条第六十六百九項、第十一条第六十七百項、第十一条第六十七百一項、第十一条第六十七百二項、第十一条第六十七百三項、第十一条第六十七百四項、第十一条第六十七百五項、第十一条第六十七百六項、第十一条第六十七百七項、第十一条第六十七百八項、第十一条第六十七百九項、第十一条第六十八百項、第十一条第六十八百一項、第十一条第六十八百二項、第十一条第六十八百三項、第十一条第六十八百四項、第十一条第六十八百五項、第十一条第六十八百六項、第十一条第六十八百七項、第十一条第六十八百八項、第十一条第六十八百九項、第十一条第六十九百項、第十一条第六十九百一項、第十一条第六十九百二項、第十一条第六十九百三項、第十一条第六十九百四項、第十一条第六十九百五項、第十一条第六十九百六項、第十一条第六十九百七項、第十一条第六十九百八項、第十一条第六十九百九項、第十一条第七百項、第十一条第七百一項、第十一条第七百二項、第十一条第七百三項、第十一条第七百四項、第十一条第七百五項、第十一条第七百六項、第十一条第七百七項、第十一条第七百八項、第十一条第七百九項、第十一条第八百項、第十一条第八百一項、第十一条第八百二項、第十一条第八百三項、第十一条第八百四項、第十一条第八百五項、第十一条第八百六項、第十一条第八百七項、第十一条第八百八項、第十一条第八百九項、第十一条第九百項、第十一条第九百一項、第十一条第九百二項、第十一条第九百三項、第十一条第九百四項、第十一条第九百五項、第十一条第九百六項、第十一条第九百七項、第十一条第九百八項、第十一条第九百九項、第十一条第十百項、第十一条第十百一項、第十一条第十百二項、第十一条第十百三項、第十一条第十百四項、第十一条第十百五項、第十一条第十百六項、第十一条第十百七項、第十一条第十百八項、第十一条第十百九項、第十一条第十一百項、第十一条第十一百一項、第十一条第十一百二項、第十一条第十一百三項、第十一条第十一百四項、第十一条第十一百五項、第十一条第十一百六項、第十一条第十一百七項、第十一条第十一百八項、第十一条第十一百九項、第十一条第十二百項、第十一条第十二百一項、第十一条第十二百二項、第十一条第十二百三項、第十一条第十二百四項、第十一条第十二百五項、第十一条第十二百六項、第十一条第十二百七項、第十一条第十二百八項、第十一条第十二百九項、第十一条第十三百項、第十一条第十三百一項、第十一条第十三百二項、第十一条第十三百三項、第十一条第十三百四項、第十一条第十三百五項、第十一条第十三百六項、第十一条第十三百七項、第十一条第十三百八項、第十一条第十三百九項、第十一条第十四百項、第十一条第十四百一項、第十一条第十四百二項、第十一条第十四百三項、第十一条第十四百四項、第十一条第十四百五項、第十一条第十四百六項、第十一条第十四百七項、第十一条第十四百八項、第十一条第十四百九項、第十一条第十五百項、第十一条第十五百一項、第十一条第十五百二項、第十一条第十五百三項、第十一条第十五百四項、第十一条第十五百五項、第十一条第十五百六項、第十一条第十五百七項、第十一条第十五百八項、第十一条第十五百九項、第十一条第十六百項、第十一条第十六百一項、第十一条第十六百二項、第十一条第十六百三項、第十一条第十六百四項、第十一条第十六百五項、第十一条第十六百六項、第十一条第十六百七項、第十一条第十六百八項、第十一条第十六百九項、第十一条第十七百項、第十一条第十七百一項、第十一条第十七百二項、第十一条第十七百三項、第十一条第十七百四項、第十一条第十七百五項、第十一条第十七百六項、第十一条第十七百七項、第十一条第十七百八項、第十一条第十七百九項、第十一条第十八百項、第十一条第十八百一項、第十一条第十八百二項、第十一条第十八百三項、第十一条第十八百四項、第十一条第十八百五項、第十一条第十八百六項、第十一条第十八百七項、第十一条第十八百八項、第十一条第十八百九項、第十一条第十九百項、第十一条第十九百一項、第十一条第十九百二項、第十一条第十九百三項、第十一条第十九百四項、第十一条第十九百五項、第十一条第十九百六項、第十一条第十九百七項、第十一条第十九百八項、第十一条第十九百九項、第十一条第二十百項、第十一条第二十百一項、第十一条第二十百二項、第十一条第二十百三項、第十一条第二十百四項、第十一条第二十百五項、第十一条第二十百六項、第十一条第二十百七項、第十一条第二十百八項、第十一条第二十百九項、第十一条第二十一百項、第十一条第二十一百一項、第十一条第二十一百二項、第十一条第二十一百三項、第十一条第二十一百四項、第十一条第二十一百五項、第十一条第二十一百六項、第十一条第二十一百七項、第十一条第二十一百八項、第十一条第二十一百九項、第十一条第二十二百項、第十一条第二十二百一項、第十一条第二十二百二項、第十一条第二十二百三項、第十一条第二十二百四項、第十一条第二十二百五項、第十一条第二十二百六項、第十一条第二十二百七項、第十一条第二十二百八項、第十一条第二十二百九項、第十一条第二十三百項、第

第六三条（会社法の準用）会社法第八百三十条、第八百三十一条、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十条並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、会員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「会社の本店（第二号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る店）」とあるのは、「会員商品取引所の主たる事務所（第一号に規定する場合であつて当該決議によつて商品先物取引法第二十四条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所）」と読み替えるものとする。

第七三条（清算結了の登記）清算結了したときは、第七十七条第一項において準用する会社法第五百七条第三項の承認の日から、その主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

○宅地建物取引業法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和・五・一九法三七）本則一七条（令和四・五・一八までに施行）

（媒介契約）

第三四条の二①—⑩（略）

⑪⑫（改正により追加）

（重要事項の説明等）

第三五条①④（略）

⑤第一項から第三項までの書面の交付に当たつては、宅地建物取引士は、当該書面に記名押印しなければならない。

⑥（略）

⑦宅地建物取引業者は、前項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。

⑧⑨（改正により追加）

（書面の交付）

第三七条①②（略）

③宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名押印させなければならない。

④⑤（改正により追加）

（手付金等の保全）

第四一条①④（略）

⑤宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一・二（略）

第四一条の二①—⑤（略）

⑥宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各号に掲げる措置に準ずるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるものを講じることができる。この場合において、当該国土交通省令・内閣府令で定める措置を講じた者は、当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

一・二（略）

（不動産信託受益権等の売買等に係る特例）

第五〇条の二の四（金融商品取引業者、金融商品仲介業者九項に規定する金融商品取引業者をいう。）、金融商品仲介業者（同条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務の種別に係る同法第十二条の登録を受けているものに限る。）である宅地建物取引業者が、宅地若しくは物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約（民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）、匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）若しくは投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）に基づく権利（以下この条において「不動産信託受益権等」という。）の売主となる場合（暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。）又は不動産信託受益権等の売買（暗号資産を対価とする譲渡又は譲受けを含む。）の代理若しくは媒介を行う場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は物に係る信託（当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。）の受益権の売主となる場合とみなして第三十五条第三項から第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第三項中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の各当事者（以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。）に対して」と、「信託の受益権に係る不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」及び同項第七号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とする。

○農業協同組合法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和一・一二・一一法七一）本則八一条（令和四・九・一施行）

第三六条【計算書類等】①—⑥（略）

⑦理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）は、通常総会の招集の通知に際して、農林水産省令で定めるところにより、組合員に対し、前項の承認を受けたもの（監査報告（第三十七条の二第二項に規定する会計監査人設置組合にあつては、監査報告及び会計監査報告）を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

⑧—⑬（略）

第三三条の六の二（改正により追加）

第三三条の七【組合員に対する通知又は催告】①②（略）

③前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第三三条の七の二【組合員に対する通知又は催告】①②（略）

③前二項の規定は、前条第一項の通知に際して組合員に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第一〇一条【組合等の役員等の過料】①（柱書略）

一—四十（略）

四十の二（改正により追加）

四十一—五十六（略）

②③（略）

○航空法

有効な改正前規定（航空法）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和一・六・一九法三八）本則一条（令和四・六・一八施行）

・無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二・六・二四法六一）本則一条（令和四・六・二〇施行）

・航空法等の一部を改正する法律（令和三・六・一一法六五）本則二条（令和四・一二・一〇までに施行）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止事の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

第二章　登録

（耐空証明）

第一〇条①　略

②　前項の耐空証明は、日本の国籍を有する航空機でなければ、受けることができない。但し、政令で定める航空機については、この限りでない。

③④　略

⑤　（往書略）

一―四　（略）

五　第二十条第一項第五号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、当該認定に係る設計及び設計後の検査をした装備品を装備した航空機（当該装備品に係る部分に限る。）

⑥⑦　略

第三条の三　型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要とされる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者に提供するよう努めなければならない。

第三条の四　型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等をいう。）その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

（使用者の整備及び改造の義務）

第一六条（略　改正後の①）

②（改正により追加）

（修理改造検査）

第一七条①　耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（第十八条の予備品証明を受けた予備品を装備する国土交通省令で定める範囲の修理除く。）をする場合には、その計画（次条第一項の承認を受けた設計（同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同項において同じ。）又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。）及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

②―④　略

第一七条の二　略　改正後の第一八条

（予備品証明）

第一八条①　耐空証明のある航空機の使用者は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、国土交通大臣の予備品証明を受けることができる。

②　国土交通大臣は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該装備品が第十条第四項第一号の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならない。

③　第一項装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、第十七条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一　第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る型式の造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二　第二十条第一項第三号の能力について同項の認定を受けた者が、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した当該認定に係る航空機の装備品

三　第二十条第一項第七号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る修理又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

④　予備品証明（前項の規定により受けたものとみなされた予備品証明を含む。）は、当該予備品について国土交通省令で定める範囲の修理若しくは改造をした場合又は当該予備品が航空機に装備されるに至つた場合は、その効力を失う。

（改正により削られた）

（事業場の認定）

第二〇条①　（往書略）

一―四　（略）

五　装備品の設計及び設計後の検査の能力

六　装備品の製造及び完成後の検査の能力

七　装備品の修理又は改造の能力

②―⑥　略

（国土交通省令への委任）

第二一条　耐空証明書及び型式証明書の様式、交付、再交付、返納及び提示に関する事項、耐空検査員に関する事項その他耐空証明、型式証明、第十七条第一項の検査、第十七条の二第一項及び第三項の承認並びに予備品証明の実施細目は、国土交通省令で定める。

第二二条の三　略　改正後の第二三条

第二三条の四―第二三条の二の六（略　改正後の第二三条の二―第二三条の四）

（登録記号の表示等の義務）

第二三条の七①（略）

②　登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（改正後の第二三条の五）

（登録の更新）

第二三条の八①　第百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

②　第百三十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（改正後の第二三条の六）

第二三条の九　（往書略）

（登録事項の変更の届出）

第二三条の一〇①　登録無人航空機の所有者（所有者の変更があつたときは、変更後の所有者）は、第百三十一条の六第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

②　略

（改正後の第二三条の八）

（是正命令）

第二三条の一一　（往書略）

一　第百三十一条の五の規定により登録を受けることができないものとなつたとき。

二　第百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとなつたとき。

（改正後の第二三条の九）

（登録の取消し）

第二三条の一二　（往書略）

一―三　略

四　不正の手段により第百三十一条の六第一項の登録又は第百三十一条の八第一項の登録の更新を受けたとき。

（改正後の第二三条の一〇）

（登録の抹消）

第二三条の一三①　略

②　国土交通大臣は、前項の申請があつたとき、第百三十一条の八第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

（改正後の第二三条の一一）

（使用者の整備及び改造の義務）

第二三条の九　登録無人航空機の使用者は、登録無人航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該登録無人航空機を第百三十一条の五の規定により登録を受けることができないものの又は第百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとならないように維持しなければならない。（改正後の第二三条の七）

第三条の三　型式証明又は前条第一項の承認を受けた者は、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空証明のあるものの使用者が第十六条の規定による整備及び改造をするに当たつて必要とされる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該航空機の使用者

第二三条の四　型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等をいう。）その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

（使用者の整備及び改造の義務）

第一六条（略　改正後の①）

②（改正により追加）

（修理改造検査）

第一七条①　耐空証明のある航空機の使用者は、当該航空機について国土交通省令で定める範囲の修理又は改造（第十八条の予備品証明を受けた予備品を装備する国土交通省令で定める範囲の修理除く。）をする場合には、その計画（次条第一項の承認を受けた設計（同条第三項の承認があつたときは、その変更後のもの。同項において同じ。）又は国土交通省令で定める輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計に係るものを除く。）及び実施について国土交通大臣の検査を受け、これに合格しなければ、これを航空の用に供してはならない。

②―④　略

第一七条の二　略　改正後の第一八条

（予備品証明）

第一八条①　耐空証明のある航空機の使用者は、発動機、プロペラその他国土交通省令で定める航空機の安全性の確保のため重要な装備品について、国土交通大臣の予備品証明を受けることができる。

②　国土交通大臣は、前項の予備品証明の申請があつた場合において、当該装備品が第十条第四項第一号の基準に適合するかどうかを検査し、これに適合すると認めるときは、予備品証明をしなければならない。

③　第一項装備品であつて次の各号のいずれかに該当するものは、第十七条第一項の規定の適用については、第一項の予備品証明を受けたものとみなす。

一　第二十条第一項第六号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る型式の造及び完成後の検査をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、第十条第四項第一号の基準に適合することを確認した装備品

二　第二十条第一項第三号の能力について同項の認定を受けた

追加）

第二節名（改正後の**第四節**）

第一三三条① 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。

一・二 （略）

② 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合

二 前号に掲げるものの他、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

③④ （改正により追加）

（改正後の**第一三三条の八五**）

（飛行の方法）

第一三三条の二① （柱書略）

一―四 （略）

五 日出から日没までの間において飛行させること。（改正により削られた）

六 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。（改正により削られた）

七 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保って飛行させること。（改正により削られた）

八 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。（改正により削られた）

九 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。（改正により削られた）

十 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。（改正により削られた）

② 前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。

一 前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合

二 前号に掲げるものの他、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

③―⑤ （改正により追加）

（改正後の**第一三三条の八六**―**第一三三条の九一**）

第一三三条の八七―**第一三三条の九一** （改正により追加）

（捜索、救助等のための特例）

第一三三条の三 第百三十二条及び前条（第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。）の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。（改正後の**第一三三条の九二**）

（報告徴収及び立入検査）

第一三四条① 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備（改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは航空保安施設の工事（管理若しくは使用）、航空機の使用、航空運送事業、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送に関する報告を求めることができる。

一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者

二―十五 （略）

十六 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

十七―十九 （改正により追加）

新十七―十九 （改正後の二十）

②―⑤ （略）

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第一五〇条 （柱書略）

一―三の三 （略）

四 第六十七条第一項（第三十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第一項の規定に違反して、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行ったとき。

五・九 （略）

六―二十二 （略）

二十三―三十三 （改正により追加）

（改正後の①）

②

（改正により追加）

（指定立替納付者による納付）

第一五五条の二① 国土交通大臣は、前条の規定により手数料を納付しようとする者（次項において「納付予定者」という。）から、当該手数料を立替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産基礎を有する者とその他の国土交通省令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの（以下この条において「指定立替納付者」という。）をして当該手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があった場合には、その申出を受けることが手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

②③ （略）

第一五七条の三の二―**第一五七条の三の三** （略、改正後の**第一五七条の四**―**第一五七条の五**）

新**第一五七条の六**、**第一五七条の七** （改正により追加）

（無人航空機の飛行等に関する罪）

第一五七条の四 第百三十二条の二第一項第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。（改正後の**第一五七条の八**）

新 **第一五七条の五** （柱書略）

一―八 （改正により追加）

一 第百三十二条第一項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。（改正後の九）

二 第百三十二条の二第一項第二号、第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。（改正後の十二）

三 第百三十二条の二第一項第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他公共の場所の上空において無人航空機を飛行させたとき。（改正後の十三）

新十四 （改正により追加）

四 第百三十二条の二第一項第九号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送したとき。（改正後の十五）

五 第百三十二条の二第一項第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下したとき。（改正後の十六）

十七―十九 （改正により追加）

（改正後の**第一五七条の九**）

第一五七条の六 第百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一―十二 （改正により追加）

（改正後の①）

②

（改正により追加）

（改正後の**第一五七条の一〇**）

第一五七条の一一 （改正により追加）

（両罰規定）

第一五九条 （柱書略）

一 （略）

二 第百四十三条、第百四十四条から第百四十八条の二まで、第百四十九条から第百五十五条、第百五十六条（第百四十六条の二第一項第二号に係る部分を除く。）、第百五十七条から第百五十七条の三の三まで及び第百五十七条の五から前条まで各本条の罰金刑

（過料）

第六〇条 （柱書略）

一 第十三条第五項（第十三条の二第五項及び第十七条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定、第十七条の二第百十八条（これらの規定を第百二十四条において準用する場合を含む。）の規定又は第百二十九条の三第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二―四 （略）

新**第六一条** （改正により追加）

第一六一条 （柱書略）

一―三 （略）

四―六 （改正により追加）

新**第六二条** （改正により追加）

第一六二条 （改正後の**第一六三条**）

○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

有効な改正前規定（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

改正法令一覧

・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和三・四・二八法律七）本則（令和四・一〇・二七までに施行）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

注　令和三法一七による改正が施行される前の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を次に掲げた。

（趣旨）

第一条　この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定電気通信　不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。

二　特定電気通信役務提供者　特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。）を有する。

三　特定電気通信役務提供者　特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する。

四　発信者　特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に記録し、又は当該特定電気通信役務提供者の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

（損害賠償責任の制限）

第三条①　特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を有する特定電気通信役務提供者は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報（不特定の者に対する送信を防止することが技術的に可能な場合であるときに限る。）の送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であるときに限り、当該特定電気通信役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一　当該特定電気通信役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二　当該特定電気通信役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき。

②　特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止す措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一　当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があったとき。

二　特定電気通信による情報によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下この号及び第四条において「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利侵害したとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合において、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（公職の候補者等に係る特例）

第三条の二　前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害された場合であって、当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報に係る発信者に対し当該侵害された権利が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十二条の三第二項に規定する電子メールアドレス等（以下この条において「公職選挙法第百四十二条の三第二項に規定する電子メールアドレス等」という。）を有していることを知っていたときは、当該特定電気通信役務提供者が当該侵害された権利が公職選挙法第百四十二条の三第二項に規定する電子メールアドレス等を有していることを知っていたことについてその者に対し当該侵害された権利が公職選挙法第百四十二条の三第二項に規定する電子メールアドレス等を有していることを知っていたことを通知した場合であって、当該特定電気通信役務提供者が当該侵害された権利が公職選挙法第百四十二条の三第二項に規定する電子メールアドレス等を有していることを知っていたことについてその者に対し当該侵害された権利が公職選挙法第百四十二条の三第二項に規定する電子メールアドレス等を有していることを知っていたことを通知した日から二日を経過しても当該発信者から当該侵害情報の送信を防止する措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二　特定電気通信による情報であって、特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第百四十二条の三第二項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。）が同項又は同法第百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信役務提供者の受信を行う者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

（発信者情報の開示請求等）

第四条①　特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信役務提供者の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該侵害情報に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に係る発信者情報で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

一　侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるときであること。

二　当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報開示を受けるべき正当な理由があるとき。

②　開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

③　第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為為をしてはならない。

④　開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成一四・五・二七―平成一四政一七八）から施行する。

（以下「特定文書図画」という。）に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等（公職の候補者又は候補者届出政党（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第一項又は第八項規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは衆議院名簿届出政党等（同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）若しくは議院名簿届出政党等（同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。）から、当該名誉を侵害したとする情報（以下「名誉侵害情報」という。）、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨（以下「名誉侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置（以下「名誉侵害情報送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者から当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

③　特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等（公職選挙法第百四十二条の三第二項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下同じ。）が同項又は同法第百四十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信役務提供者の受信を行う者が使用する通信端末機器（入出力装置を含む。）の映像面に正しく表示されていないとき。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成一四・五・二七―平成一四政一七八）から施行する。

○意匠法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和三・五・二一**法四二**）

本則三条（令和四・一一・二〇までに施行）

（定義等）

第二条①（略）

②（柱書略）

一　意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二・三（略）

③（略）

○商標法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・特許法等の一部を改正する法律（令和三・五・二一**法四二**）

本則四条（令和四・一一・二〇までに施行）

（定義等）

第二条①―⑥（略）

⑦（改正により追加）

○弁理士法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二・五・二九**法三三**）附則三条（令和四・一一・二施行）

（欠格事由）

第八条（柱書略）

一―六（略）

七　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者で これらの処分の日から三年を経過しないもの

八―十（略）

○著作権法

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・著作権法の一部を改正する法律（令和三・六・二**法五二**）本則一条（令和四・六・一までに施行）

（著作物の発行）

第三条①　著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この項、次条第一項、第四条の二及び第六十三条を除き、以下この章及び次章において同じ。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（第八十九条第三項の規定による複製の許諾をいう。第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によって作成され、頒布された場合（第二十八条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）において、発行されたものとする。

②③（略）

（著作物の公表）

第四条①　著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によって上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあっては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者によって建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

②―⑤（略）

（図書館等における複製等）

第三一条①　国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製する

ことができる。

一　図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

二・三　（略）

②　前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるため当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）されているため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

③　国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示すること を目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等において利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

一・二　（改正により追加）

④―⑦　（改正により追加）

第三八条①　公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

②―⑤　（略）

（翻訳、翻案等による利用）

第四七条の六①　（柱書略）

一　（略）

二　第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十二条、第三十六条第一項、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条　翻訳

三―六　（略）

②　（略）

第四七条の七　第三十条の二、第三十一条第一項、第三十二条の二、第三十三条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十七条の二（第一号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項若しくは第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十七条の二、第四十八条第一項若しくは第二項、第四十八条の四の規定による場合にあつては、映画の著作物の複製物（映画の著作物の一部の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十三条第一項若しくは第四項、第四十一条第一項若しくは第三項、第四十一条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された第四十一条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。）を